

令和 6 年度

包括外部監査結果報告書

指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

令和 7 年 2 月

八戸市包括外部監査人

公認会計士 鈴木 崇大

(本報告書における記載内容等の注意事項)

1. 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額が内訳の合計と一致しない場合がある。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2. 報告書の数値等の出所

報告書の数値等は、原則として八戸市が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。一方、報告書の数値等のうち、八戸市以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、あるいは他の地方公共団体等の数値等を表示したものについては、その出所を明示している。また、監査人が作成したものについてもその旨を明示している。

3. 凡例

本文中で使用する法令等の略語は次のとおりである。

・ 地方自治法	⇒ 自治法
・ 地方自治法施行令	⇒ 自治令

4. 用語について

施設等の名称に付されている「八戸」、「八戸市」という用語については、文中での判別が困難になる場合などを除いて、原則として記載しないこととする。また、報告書中「市」と記載している場合は、原則として「八戸市」をいう。

目次

第1章 監査の概要	1
第1. 監査の種類	1
第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）	1
第3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由	1
第4. 監査の対象期間	1
第5. 監査の実施期間	1
第6. 監査従事者の資格及び氏名	2
第7. 利害関係	2
第2章 指定管理者制度について	3
第1. 指定管理者制度の概要	3
第2. 八戸市の指定管理者制度の状況	5
第3章 監査対象施設の決定	13
第1. 監査対象施設の決定	13
第4章 監査の視点	15
第1. 監査の基本的な方針	15
第2. 監査要点	15
第3. 監査手続	17
第5章 監査の結果及び意見（総論）	18
第1. 監査の結果及び意見の総括	18
第2. 監査の結果及び意見の概要	19
第6章 監査の結果及び意見（各論）	34
第1. 市の指定管理者制度に関する全般事項	34
第2. 監査対象施設 個別事項	39
1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	39
2. こどもの国/八戸植物公園	51
3. 総合福祉会館	63
4. 斎場	70
5. 多賀多目的運動場	78
6. 老人いこいの家（5館）/老人福祉センター馬淵荘	89

7. 水産科学館.....	96
8. 館鼻公園/みなと体験学習館	106
9. 中央駐車場.....	115
10. 福祉公民館/福祉体育館.....	122
11. 東霊園/西霊園/南郷中央霊園	129
12. 職業訓練センター青山荘/職業訓練施設	137
13. 水産会館.....	144
14. 島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所.....	149
15. 身体障害者更生館.....	160
16. 更上閣	166
17. 市民の森不習岳 (ならわづだけ)	174

第1章 監査の概要

第1. 監査の種類

自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件（監査テーマ）

指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

第3. 特定の事件（監査テーマ）として選定した理由

平成15年9月の地方自治法の改正において、新たに公の施設管理・運営する仕組みである「指定管理者制度」が創設され、八戸市においては平成18年度から指定管理者制度を導入している。指定管理者制度は公の施設の管理・運営を民間事業者やNPO法人等に行わせることを可能とした制度であり、民間事業者等の団体が有する多様な人材やノウハウを公の施設の運営に活用し、住民ニーズへのより質の高い対応を可能とすることや、施設の有効活用等、住民サービスの向上と管理経費の縮減を目的として運用されている。

市全体では人口減少及び少子・高齢化が依然として進行し、税収入の減少や社会保障関連経費の増加が見込まれている。市はこのような厳しい財政事情のなか、より効率的な施設運営が求められている。一方で、第7次八戸市総合計画がいう「ひと・産業・文化が輝く北の創造都市」としてより魅力的な八戸市を実現するためには、行政サービスの品質を決して下げることなく、より一層市民のニーズに即したサービスを提供しなければならない。指定管理者制度の目的である住民サービスの向上と管理経費の縮減は、市が目指すまちづくりの「自治経営基盤の構築」に関わるところであり、指定管理者制度について適正な事務が行わされているかを監査する意義は大きいと考える。以上より、監査対象として指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行を特定の事件（監査テーマ）として選定した。

第4. 監査の対象期間

原則として令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）。ただし、必要に応じて令和4年度以前及び令和6年度を含む。

第5. 監査の実施期間

令和6年4月1日から令和7年2月14日まで

第6. 監査従事者の資格及び氏名

包括外部監査人	公認会計士	鈴木 崇大
監査補助者	公認会計士	荒谷 祐介
	公認会計士	須藤 康英
	公認会計士	高橋 政嗣
	公認会計士	鳩 健二
	公認会計士	平岡 智広
	公認会計士	山崎 愛子
	公認会計士	渡辺 雅章

第7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 指定管理者制度について

第1. 指定管理者制度の概要

1. 指定管理者制度の法的根拠

平成15年9月に自治法の一部を改正する法律が施行され、新たに公の施設を管理・運営する仕組みである「指定管理者制度」が創設された。

【地方自治法（抜粋）】

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

「公の施設」とは自治法にて以下のとおり定められている。

【地方自治法（抜粋）】

（公の施設）

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

「公の施設」の管理運営は、指定管理者制度が規定される以前は、地方公共団体の直営で行うか、管理を外部に委ねる方法によって実施されていた。外部に管理を委ねる場合の管理主体は、公共団体（土地改良区等）、公共的団体（農協、商工会、自治会等）、一定の要件を満たす地方公共団体の出資法人等の公的主体に限定されていた（これを「管理委託制度」という。）。指定管理者制度が創設され委託先の制限がなくなり、民間事業者やNPO法人等の民間主体であっても公の施設の管理を行うことが可能となった。

2. 指定管理者制度の目的

指定管理者制度が導入された背景には、時代変化や社会の複雑化にあわせ市民ニーズが多様化・細分化する一方で、人口減少及び少子・高齢化の進行に伴う自治体の税収入の減少や社会保障関連経費の増加が見込まれる状況がある。このような環境下、経営ノウハウを有する民間事業者に公の施設の管理・運営を任せることで、サービス品質の向上と、管理運営費の縮減を図ることを指定管理者制度は目的としている。

指定管理者制度では、5年程度の中長期において施設の管理運営を包括的に指定管理者に任せることが前提となるため、指定管理者の裁量において、自主事業の実施や新サービスの導入、営業時間の延長、利用料金の弾力的設定等の利用者ニーズにあわせた様々な工夫が図られることが期待されている。

3. 指定管理者の権限について

自治法等に基づく指定管理者制度の仕組み（地方自治体及び指定管理者の権限）をまとめると下表のとおりとなる。管理施設の所有権や、基本的な利用条件の設定権、設置者責任等は基本的に地方公共団体に残る。一方で、指定管理者は施設の全般的な管理権限、自治体の承認を前提とする利用料金の設定権限、施設の使用許可等の権限を有する。

民間事業者が公共サービスの担い手となる手法として、指定管理者制度の他に「業務委託」があるが、業務委託において受託者は契約に基づく限定的な裁量しかないが、これと比較して指定管理者には多くの裁量が与えられる。

【図表 指定管理者制度の仕組み】

項目	内容
受任主体	法人その他団体（法人格は問わない）
法的性質	行政処分（指定管理者の指定）
公の施設の所有権	地方公共団体にある。
公の施設の設置者責任	地方公共団体にある。
公の施設の管理権限	指定管理者が有する。
料金の收受	利用料金を指定管理者の収入とすることができる。
基本的な利用条件の設定	条例で定めることを要し、指定管理者に設定はできない。 ただし、細かな利用ルールやサービス内容については条例や仕様書・協定書の範囲内で指定管理者が決定可能。
料金の設定	地方公共団体の承認を前提に、条例の範囲内で指定管理者が設定可能。
施設の使用許可	指定管理者が行うことができる。

（出所：監査人作成）

第2. 八戸市の指定管理者制度の状況

1. 指定管理者制度の基本的方針について

八戸市では平成18年度より指定管理者制度を採用しており、制度導入に先立って平成17年3月に「指定管理者制度の導入方針（最終改訂 平成25年3月）」を策定している。「指定管理者制度の導入方針（以下、「導入方針」とする。）」によれば、市の基本的方針として、特別な理由がない限り全ての公の施設への指定管理者制度導入を推進する方針にある。

【導入方針（抜粋）】

2 制度導入にあたっての基本的考え方

当市の公の施設の管理・運営については、住民サービスの向上と管理経費の縮減を図るという指定管理者制度の目的を最大限に活かすため、特別な理由がある場合を除き、全ての施設への制度導入を推進して行くものとする。

市は「特別な理由がある場合を除き」指定管理者制度の導入を推進するとしているが、市は施設を下表「（1）直営管理とする施設」「（2）指定管理者による管理が望ましい施設」「（3）民営化、廃止の検討を要する施設」の3区分に分類し、指定管理者制度導入によるメリットが大きいと判断する「（2）指定管理者による管理が望ましい施設」の施設について、制度の導入推進を図っている。

【図表 市の公の施設の管理主体に関する考え方】

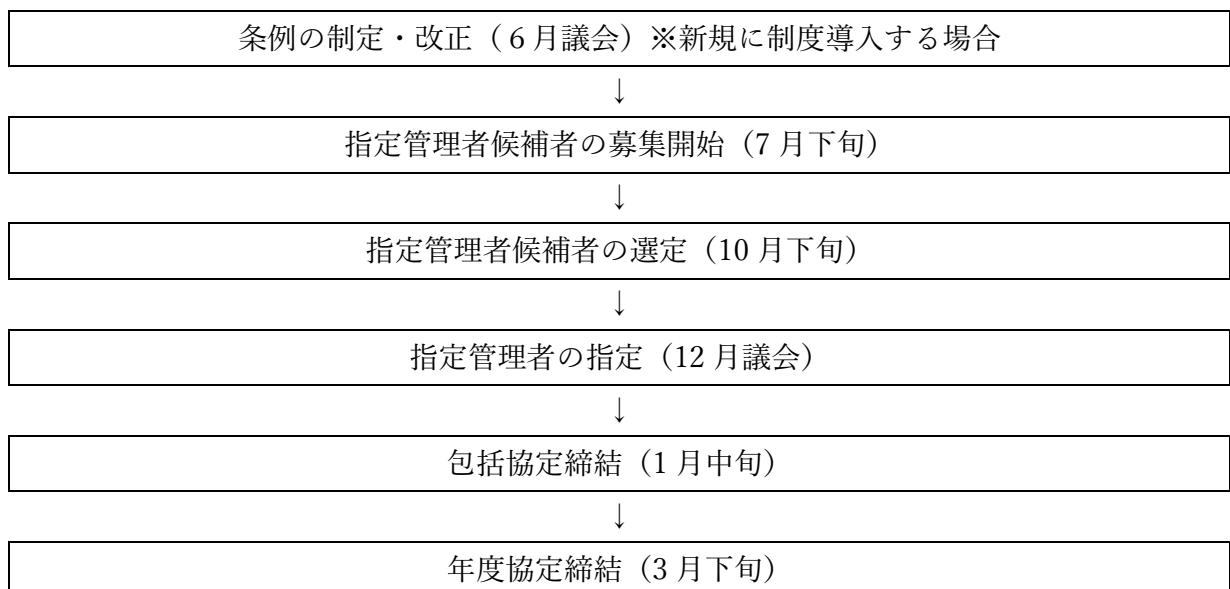
区分	内容
（1） 直営管理とする施設	<p>① 市が直接管理しなければならない法的根拠がある施設</p> <p>② 業務の特殊性・専門性を踏まえ、市が直接サービスを提供することが適当な施設</p>
（2） 指定管理者による管理が望ましい施設	<p>① 民間事業者等が有する経営ノウハウにより、利用者へのサービス向上が期待できる施設</p> <p>② 民間事業者等に管理を委ねることによりコスト削減や収入増が期待できる施設</p> <p>③ 民間事業者等が市と同様又は類似の施設を設置していて競合状態にある施設</p> <p>④ 単純な管理業務が主となっている施設</p>

区分	内容
(3) 民営化、廃止の検討を要する施設	上記「(2) 指定管理者による管理が望ましい施設」のうち、「③民間事業者等が市と同様又は類似の施設を設置していて競合状態にある施設」の場合は、民営化、廃止も視野に入れた検討を行う。

(出所：導入方針)

2. 指定管理者制度の導入スケジュールについて

市では、以下のスケジュールで指定管理者制度の新規導入、制度導入施設における指定管理者の新規募集を行っている。



(出所：八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例、導入方針等)

3. 指定管理者の選定手続きについて

市では「八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」（以下、「指定管理者指定条例」とする。）に基づき、指定管理者の選定を行っている。

(1). 指定管理者候補者の選定基準について

市の基本的な選定基準は、指定管理者指定条例にて以下のとおり定められている。

【指定管理者指定条例（抜粋）】

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして最も適當と認める法人等を、指定管理者の候補者に選定するものとする。

- (1) 事業計画の内容が市民の平等な利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画の内容が公の施設の効用を効果的に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減を図るものであること。
- (3) 事業計画に基づく管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該公の施設の設置の目的を達成するために必要であるとして市長等が定める基準

指定管理者指定条例第4条第1項（4）がいう「目的を達成するために必要であるとして市長等が定める基準」については導入方針で触れられており、具体的には以下の基準が示されている。

【導入方針（抜粋）「市長等が定める基準」】

- 市内に本社、本部等を有していること。
- 当該施設における障害者雇用計画があること。
- 地域貢献が認められること。
- その他、施設の設置目的や性格等を踏まえて必要となる基準がある場合は適宜追加できるものとする

（2）指定管理者候補者の募集について

指定管理者制度の目的（サービス品質の向上と、管理運営費の縮減）を達成するためには、指定管理者の選定は、公正かつ透明性が担保された手続きにて選定されることが求められる。そのため、指定管理者の募集は、広く事業者の応募を募り、複数の事業者から候補者を選定する公募が原則となる。市の指定管理者指定条例においても以下のとおり公募の原則を定めている。

【指定管理者指定条例（抜粋）】

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないとき、その他公募を行わないことについて特別の理由があるときは、この限りでない。

一方で、指定管理者指定条例第2条但し書きでは、緊急性を要する場合や、特別な理由があるときは非公募（公募を実施せず、特定の事業者を指定管理者候補者に選定）による候補者選定も可能としている。具体的には、導入方針で以下のとおり定めているが、「地域制」「専門性・特殊性」等の基準は、自治体の主観的判断が介在し客観性に乏しいとの見方もあるため、適切かつ十分な説明責任を担保すること等、慎重を期す必要がある。

【導入方針（抜粋）非公募による選定が可能なケース】

- 地域性が高いため、地域住民組織の指定が適当と認められる場合
- 高度な専門性、特殊性を有する施設で、当該団体のみが業務遂行可能な場合
- 指定管理者の選定に関して緊急を要する場合
- その他特殊な要因を有すると認められる場合

（3）指定管理者候補者の選定について

① 公募の場合

指定管理者指定条例に基づき、公募による指定管理者候補者の選定を行うための組織として、「八戸市指定管理者選定委員会」（以下、「委員会」という。）を設置し、合議にて候補者の選定を行う。委員会は、委員長及び委員4人以上9人以内で組織され、対象施設を所管する部の部長（教育委員会は教育長）を委員長とし、課長級以上の職にある者及び外部委員（内部委員と同数以上が必要）で構成される。

選定の際の視点としては、申請者から提出された事業計画書等を基に、公の施設におけるサービスの提供が効果的、効率的かつ安定的に行われるかを、管理運営コスト、サービス提供の手法、施設管理の能力（物的・人的能力）等の観点から総合的に評価し選定を行う。

② 非公募の場合

非公募の場合は、委員会に諮ることなく、施設所管課において審査を行い、市長決裁（行政改革及び財政所管課の合議）をもって指定管理者候補者を決定する。

（4）指定管理者の決定について

指定管理者を指定する際には議会の議決を経ることが必要となるため、指定管理者候補者を選定した後は、指定管理者を指定するための議案が議会に提出される。指定議案が議決された後、指定管理者への「指定の通知」（行政処分）が行われる。

4. 指定期間及び利用料金制の採用について

(1). 指定期間について

市は、指定管理者の指定期間を「原則として3～5年間とし、個々の施設の設置目的や実情を勘案して、最も適した期間を設定する。新規に制度を導入する施設の指定期間については、原則3年間とする。」（出所：導入方針より）と定めている。

指定期間は法律上特段の定めはなく地方自治体が任意に設定可能である。ただし、指定期間が短すぎると、中長期的視点に立った経営が出来ないこと（管理施設個別のノウハウが蓄積されにくいこと、人材育成が出来ないこと等）や、指定管理者の財務基盤が安定しないこと等のデメリットがある。反対に指定期間が長すぎると、前述したデメリットは解消されるものの、指定管理者の提供するサービスに不満が生じた場合であっても長期間変更できないこと、指定管理者にとって経営努力をせずとも事業者の変更が長期間ないことから施設運営に関する新たな提案が出にくいくことや、サービス水準を低下させてしまうといったデメリットもある。

現状における市の指定期間の設定として、原則的に新規に指定管理者制度を導入する施設は3年、それ以外は5年を指定期間として採用しており、他の地方自治体においても同様の期間設定が多くみられ特段遜色はないものと判断できる。

(2). 利用料金制の採用について

市は、利用料金制（公の施設の利用に係る料金について指定管理者の収入とすることができる制度）について「利用料金制は、指定管理者による効率的な経営に向けた経済的インセンティブの発揮に有効であることから、施設の性格・設置目的を踏まえて、積極的に導入する。」（出所：導入方針より）と定めている。集客性の高い施設等において利用料金制を採用すると、指定管理者の努力により生じた増収を指定管理者に帰属させることができるために、指定管理者にとって経営努力を発揮するためのインセンティブとなる。反対に、経営努力が増収に結び付きづらい施設（福祉施設・市営住宅等）においては、利用料金制は採用すべきではない。

5. 指定管理者のモニタリングについて

指定管理者に複数年度にわたる公の施設の管理・運営を委ねるに当たって、その適正な業務の遂行を確保するため、地方自治法及び条例の規定により、市は指定管理者に毎年度終了後に事業報告書の提出を義務付けるほか、当該管理の業務又は経理の状況に關し報告を求め、実地調査をし、若しくは必要な指示をすすめるとされる。さらに、指定管理者が前段の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、市はその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができるとされている。

【自治法（抜粋）】

第 244 条の 2（公の施設の設置、管理及び廃止）

- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

【指定管理者指定条例（抜粋）】

（事業報告書の作成及び提出）

第 8 条 指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に、当該年度の開始の日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況及び公の施設の利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理の業務に要した費用の支出状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要な事項

【八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（抜粋）】

（指定の取消し等）

第 4 条 市長は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消すときは、指定管理者指定取消書により、同項の規定により管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは指定管理者業務停止命令書により通知するものとする。

市は施設設置者として、上記の法令及び条例に基づき報告書の徴収や実地調査を行うことで、サービスが適正かつ確実に提供されているかを確認するとともに、その結果を市民に説明する義務がある。また、業務の実施過程で生じた各種課題について指定管理者との協議等を通じ、確実に改善を実施することも重要である。この一連のモニタリング活動を行う際のマニュアルとして、市は、平成 19 年 7 月に「八戸市指定管理者制度導入施設のモニタリング制度に関する基本方針（令和 5 年 6 月最終改訂）」を策定している。その内容は、以下①

～④より構成されている。なお、「④ 年度総合評価」の結果は、インターネットにて隨時公開されている。

- ① セルフモニタリング（実施者 指定管理者）
- ② 定期モニタリング（実施者 市（所管課））
- ③ 隨時モニタリング（実施者 市（所管課））
- ④ 年度総合評価（実施者 市（所管課））

①～④の主な内容は次のとおりである。

【八戸市指定管理者制度導入施設のモニタリング制度に関する基本方針（一部抜粋）】

3 事業評価の実施手法

(1) 事業評価の種類

① セルフモニタリング（実施者 指定管理者）

公の施設を管理・運営する者として、指定管理者が自ら実施するものであり、施設の自主点検、若しくは利用者からの苦情・要望及びアンケート調査の結果から問題点の洗い出し等を行う。あくまでも自主的なものであるため、その実施方法に関して、基本的に市は細かい指示は行わない。

ただし、実施予定及びその結果については、市（所管課）は、指定管理者と情報を共有する必要があることから両者協議の上、確実に報告を求める。

② 定期モニタリング（実施者 市（所管課））

指定管理者が提出する毎月及び四半期毎などの定期報告に対し、問題点及び改善点等がないかチェックするために行う。短期的な情報による判断となるため、情報の分析を十分に行わずに単純評価すると、正当な評価とならない可能性があり、特に公表する場合は慎重に行う必要がある。具体的な実施方法については、各施設の特性に合わせ、所管課において適宜調整する。

③ 隨時モニタリング（実施者 市（所管課））

各種事業評価において確認された改善が必要とされる事項及び突発的に施設で発生した問題点の解決並びに市民からの苦情等の対応を行うとともに、建物及び設備の破損・紛失状況の確認のために実施する。（以下省略）

④ 年度総合評価（実施者 市（所管課））

「八戸市指定管理者年度総合評価実施要領」に基づき、指定管理者が提出する年間事

業報告書の内容及び上記の事業評価の結果を年度毎に総合的に評価する。

1年間の総括として、施設の管理・運営状況を各評価指標に基づき、指定管理者自身の自己評価を加えた上で、市（所管課）が総合評価を実施する。

また、作成した評価表については、市のホームページ及び当該施設での掲示等により公表することとし、市民等から聴取した意見を今後の指定管理業務に活かすことを、年度総合評価の最大の目的と位置づける。

第3章 監査対象施設の決定

第1. 監査対象施設の決定

監査対象の決定においては、行政管理課が所管する指定管理者制度採用施設の一覧の提出を受け、施設概要をヒアリングのうえ監査対象施設を決定した。監査対象施設の一覧は、下表のとおりである。

【図表 監査対象施設一覧】

No.	施設名称	公募 非公募	利用 料金制	施設数	令和6年度 指定管理料（円）	施設所管課
1	公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	公募	採用	3施設	270,958,000	文化創造推進課
2	こどもの国/八戸植物公園	公募	採用	2施設	113,993,000	公園緑地課
3	総合福祉社会館	公募	—	1施設	86,070,000	福祉政策課
4	斎場	公募	—	1施設	70,375,000	市民課
5	多賀多目的運動場	公募	採用	1施設	62,000,000	スポーツ振興課
6	老人いこいの家（5館）/老人福祉センター馬淵荘	公募	—	6施設	53,241,000	高齢福祉課
7	水産科学館	公募	採用	1施設	50,912,000	観光課
8	館鼻公園/みなと体験学習館	公募	採用	2施設	40,935,000	公園緑地課
9	中央駐車場	公募	—	1施設	37,875,000	都市政策課
10	福祉公民館/福祉体育館	公募	—	2施設	32,849,000	福祉政策課 障がい福祉課
11	東霊園/西霊園/南郷中央霊園	公募	—	3施設	29,687,000	市民課
12	職業訓練センター青山荘/職業訓練施設	非公募	—	2施設	28,304,000	産業労政課
13	水産会館	公募	採用	1施設	22,732,000	水産事務所
14	島守田園空間博物館施設/南郷農産物直売所	非公募	採用	2施設	15,340,000	南郷事務所
15	身体障害者更生館	非公募	—	1施設	14,781,000	障がい福祉課
16	更上閣	公募	—	1施設	14,564,000	文化創造推進課
17	市民の森不習岳	公募	—	1施設	13,016,000	農林畜産課

監査対象施設を選定するにあたっては、原則として令和6年度指定管理料が1,300万円以上の施設を対象としている。

ただし、「長根公園及び有料公園施設ほか 10 施設：令和6年度指定管理料 523,900,000円」「南郷体育館ほか 9 施設：令和6年度指定管理料 125,100,000円」については金額基準を超過するものの監査対象とはしていない（したがって、前表には記載はなし）。この2件

は合計 20 施設と多数の施設から構成されており、市の体育施設の大部分を網羅するものである。当該施設を監査対象とすることは市のスポーツ政策全般を監査対象とすることに他ならず、スポーツ政策全般をテーマとして扱う監査で対象とすべき事項と考え、監査対象外とした。

また、「児童館：令和 6 年度指定管理料 152,143,000 円」「市営住宅：令和 6 年度指定管理料 121,238,700 円」「南郷図書館/図書情報センター：令和 6 年度指定管理料 49,777,000 円」「史跡根城の広場：49,722,000 円」「児童科学館/視聴覚ライブラリー：36,976,000 円」「休日夜間急病診療所：33,430,000 円」等については、近年の包括外部監査で監査対象となっていたことから、今般の監査では監査対象としていない（したがって、前表には記載はなし）。

第4章 監査の視点

第1. 監査の基本的な方針

地方公共団体の外部監査は、一部の地方公共団体でカラ出張や食糧費問題等の不適切な予算執行があったことを受けて、独立した立場の外部監査人が主として財務に関する事務の執行を監査し、行政の信頼性を確保することを趣旨とする制度である。したがって、監査においては法令その他規則への合規性監査に重点を置くが、実施事業の有効性、経済性、効率性といった視点も重要事項ととらえ、監査を実施した。

第2. 監査要点

令和6年度包括外部監査における主要な監査要点を以下のとおり設定した。

1. 指定管理者制度導入にかかる監査要点

- ・指定管理者制度導入施設にかかる設置条例に、指定の手続き、管理の基準、業務の範囲、その他必要事項が適切に記載されているか。
- ・指定管理者制度を導入している施設について、市の直営において実施した方が効率的かつ効果的ではないか。

2. 指定管理者の選定にかかる監査要点

- ・法令、指定管理者指定条例、導入方針に従った選定過程を経ているか。
- ・複数の施設の管理を一括して行わせる公募（一括公募）の場合、地域性や業務の効率性等を考慮して一括公募の対象範囲や内容を決定しているか。
- ・非公募による選定が行われた場合、その理由は合理的なものか。
- ・公募であっても一者しか応募がないなど競争性が発揮されていない状況の場合、指定管理者の適性の確認は行われているか。また、競争性が発揮されるために工夫の余地はないか。

3. 協定書にかかる監査要点

- ・基本協定書及び年度協定書に管理業務に関する事項、費用に関する事項及びその他の管理に必要な事項が網羅的かつ適切に記載されているか。

4. 業務の実施にかかる監査要点

- ・基本協定書及び年度協定書に記載されている業務で実施されていないものはないか。
- ・提案時に実施を計画する事項について、合理的な理由なく未実施となっているものはないか。

- ・指定管理者は自らが計画時に示した利用者目標などを達成しているか。また、未達成の場合、その達成に向けてどのような措置を講じているか。
- ・指定管理者が施設運営を行うにあたって法令で求められる許可・免許等を得ているか。
- ・利用者の推移が減少傾向の場合、有効な対策を講じているか。
- ・施設の利用料金、営業時間、休日等の設定は妥当か。
- ・利用者アンケート等に記載されたクレーム処理は適切に行われているか。
- ・指定管理業務の遂行のために必要な備品等を適切に管理しているか。
- ・料金収入などによって発生した現金の管理は適切に行われているか。
- ・協定書に記載のある重要な業務につき第三者委託が実施されている場合、適切に市の承認を得ているか。入札または見積り合わせが実施されているか。
- ・指定管理者が行う自主事業は民間団体の創意工夫が発揮されているといえるか。また、それが発揮されていない場合、条例や規則等の過度な縛りに起因するものとなっていないか。
- ・施設の目的、性格等に起因する、当該施設固有の問題点は検討されているか。
- ・有料または無料で行われている施設の目的外使用について市は一貫した見解に基づいた指針に則って対応しているか。
- ・ホームページや広報誌における広告において、誤った情報を発信していないか。
- ・施設の運営に関わる指定管理者の職員は十分な数が配置されており、また適当な待遇となっているか。
- ・施設において利用者の安全性を脅かすリスクはないか。
- ・市民の視点から、より良いサービスの提供が可能ではないか。

5. 市の関与にかかる監査要点

- ・法令、条例、マニュアル等に基づいた適切なモニタリングが実施されているか。
- ・指定管理者が提出している月例報告、事業計画書及び事業報告書は網羅的かつ簡潔なものとなっているか。また、これらに基づいて市は指定管理者に適時適切な指導を行っているか。
- ・事業報告書に記載されている収支報告書は経理処理の観点から妥当か。
- ・事業報告書に記載されている収支報告書に明らかに不必要的費用が計上されていないか。
- ・事業報告書に記載されている収支報告書に根拠のない費用（明らかに過大な本部経費等）が計上されていないか。
- ・事業報告書に記載されている収支報告書に収入・費用の未計上はないか。
- ・事業報告書に記載されている収支報告書の収支差額は、指定管理者の実施業務と比較して明らかに高額又は低額ではないか。事業継続性の観点から妥当なものといえるか。
- ・施設の利用料金、営業時間、休日等の設定は妥当か。
- ・利用率が著しく低下している施設等について、廃止又は譲渡の可能性を検討しているか。

- ・収支の状況から指定管理料及び利用料金の算定方法は妥当であるといえるか。
- ・市は指定管理者からの要望を受理し、これに対する適切な措置を講じているか。
- ・現行の指定期間は、指定管理者の立場と市の立場の双方から考えて妥当といえるか。
- ・指定管理者へのインセンティブ付与の仕組みはあるか、またその仕組みは指定管理者制度本来の目的に照らして妥当といえるか。
- ・施設に関連し、将来的に顕在化することが確実なリスクについて評価、対応が図られているか。

第3. 監査手続

「第2. 監査要点」に記載の要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

1. 監査対象の概要把握

- (1) 監査対象施設についての説明資料等を閲覧した。また、これらの資料について、施設を所管する部署から意見聴取を行い、その概要を確認した。
- (2) 指定管理者関連の法令・条例・マニュアル等、指定管理施設個別の法令・条例・マニュアル等を閲覧した。

2. 関連資料の閲覧と所管部署に対する質問

- (1) 監査対象施設に関連し、市の歳入・歳出に関する資料を閲覧、確認した。
- (2) 監査対象施設に関連し、指定管理者の収入・支出に関する資料を確認した。
- (3) 監査対象施設の実績またはその効果を検証することができる資料を閲覧、確認した。
- (4) 指定管理者の募集・選定・指定・モニタリングに関する資料を閲覧、確認した。
- (5) 法令・条例・協定書等に基づいて、指定管理者から市へ提出された一連の資料を閲覧、確認した。

3. 現地視察

監査対象施設において施設の状況を実地調査した（斎場除く）。

第5章 監査の結果及び意見（総論）

第1. 監査の結果及び意見の総括

『指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について』について、監査の基本的な方針を定め、それに基づいて監査要点を抽出し、各監査要点について監査手続を実施した。

結果、【結果】38件、【意見】34件が検出された。続く「第2. 監査の結果及び意見の概要」にて、個別に監査結果及び意見の概要を記載する。

【表 結果及び意見総括】

（単位：件）

区分	結果	意見
第1. 市の指定管理者制度に関する全般事項	0	2
第2. 監査対象施設 個別事項		
1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	2	4
2. こどもの国/八戸植物公園	6	2
3. 総合福祉会館	1	0
4. 斎場	0	1
5. 多賀多目的運動場	4	4
6. 老人いこいの家（5館）/老人福祉センター馬淵荘	3	0
7. 水産科学館	3	4
8. 館鼻公園/みなと体験学習館	4	1
9. 中央駐車場	1	0
10. 福祉公民館/福祉体育館	1	1
11. 東霊園/西霊園/南郷中央霊園	2	1
12. 職業訓練センター青山荘/職業訓練施設	1	2
13. 水産会館	1	1
14. 島守田園空間博物館施設/南郷農産物直売所	3	4
15. 身体障害者更生館	2	0
16. 更上閣	2	3
17. 市民の森不習岳	2	4
合計	38	34

※ 報告書では、監査の結論を【結果】と【意見】に分けて記載している。【結果】は、今後、措置することが必要であると判断した事項である。主に、合規性に関する事項（法令、

条例、規則、規程、要綱、契約等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断した場合等についても同様に、【結果】として記載している。また、

【意見】は【結果】には該当しないが、経済性・効率性・有効性の視点から、施策や事業の運営合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、市がこの意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待するものである。

第2. 監査の結果及び意見の概要

監査結果及び意見の概要は下表のとおりである。

なお、表中の「重要度」に「○」が付されている結果及び意見は、合規性の観点から誤謬等の影響が大きいと監査人が判断した事項、若しくは有効性・効率性・経済性・透明性確保の観点から措置による市及び市民へのメリットが大きいと監査人が判断した事項である。特に迅速かつ適切に対応されることを望む。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
1	第1. 市の指定管理者制度に関する全般事項	34	○	【意見1】指定管理者の収支計画書における利益の設定について	今後も継続的に指定管理者制度を維持することや、応募者数を増やすことでサービス品質の向上を図るために、収支均衡ベースの予算を基本とする現状の運用を抜本的に変更し、指定管理者に明確なインセンティブを与える必要がある。具体例としては、市の設定する指定管理料基準額に、指定管理業務から発生する適正利益を精緻に見積もったうえで算入するとともに、収支計画書を収支均衡ベースではなく指定管理者が確保したい利益水準を明確に記載してもらい、その利益水準を市が評価のうえ指定管理者の選定を実施、利益が実際に生じた場合には計画利益水準までは指定管理者に帰属させ、計画利益水準を上回った部分については経営努力認定を市が行い、必要に応じて精算するといった形が民間事業者の一般的な考え方へ沿っており健全であろうと考えられる。
2	第1. 市の指定管理者制度に関する全般事項	38		【意見2】条件達成に伴う報奨金制度について	自己の経営努力によって収入を増加させることが難しい指定管理施設においては、利益の源泉は自己の経費削減のみとなり、施設の利用者が増加したとしても収入が増えないばかりかコスト(変動費)が追加発生するため、収支構造のみに着目した場合に、利用者増加に対して逆のインセンティブが働いているとも言える。このような施設を運営する指定管理者へは、市に帰属する使用料収入が一定基準を上回った場合等の一定条件の達成時に報奨金を支払う制度の導入等によ

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
					り、指定管理者に多角的なインセンティブを付与することを（ペナルティの併用も含め）検討してほしい。
3	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	44		【結果1】備品台帳上の在庫数量と現物数量の相違について	指定管理施設に所在する備品について、備品台帳上の数量と、実際の数量が異なるものがあった。市は正確な備品在庫の把握を行うべきである。
4	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	44		【結果2】自主事業の把握漏れについて	市は自主事業のうち、自動販売機収入の金額を把握していなかった。自主事業として自動販売機を設置する場合には、事前に市が承認し、収支計画書や収支報告書に含めることが求められる。ところが令和5年度の収支計画書、及び収支報告書において自動販売機設置より指定管理者が得られる収入金額については含められておらず、市は十分に把握できていなかった。自主事業の収支計画書及び収支報告書の内訳として自動販売機収入を明記することが必要である。
5	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	45		【意見3】公民館小ホールの利用率向上（営利利用を可とする運用）について	公民館小ホールを公会堂へ移管し社会教育法の適用外として、プロのアーティスト等の営利利用も可能とすることで、小ホールの利用率の向上や、広い用途にて市民が文化芸術に触れる機会の拡大が図られる可能性がある。将来的に費用対効果を検討のうえ移管の検討を求めたい。
6	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	45	○	【意見4】受託者に利益が生じ得ない委託契約について	市と指定管理者は、指定管理業務とは別に、市が主催する年数回の公会堂文化事業（市民参加、人材育成、鑑賞を目的とした事業）にかかる委託契約を締結しているが、当委託業務から結果として受託者（指定管理者）に利益が生じない契約内容となっている。受託者への適切な動機付け（高品質な業務を実施してもらうこと）等の観点から、受託者の経営努力による利益部分については受託者に帰属させることを検討されたい。
7	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	47		【意見5】指定管理者利用時の南郷文化ホール使用料の減免取扱いについて	指定管理者が主催となり自主事業を行う際のホール使用料の減免の取扱いについて、公会堂及び八戸市公民館の使用時は利用料金の全額を減免するとしているが、南郷文化ホールを指定管理者が使用する際の減免に関する取扱いは規定されていない。指定管理者による南郷文化ホールにおける自主事業実施に対する意欲

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
					の妨げになりかねないため、減免制度導入について検討されたい。
8	第2. 1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール	49		【意見6】収支報告書の入件費にかかる適切な把握について	公会堂、公民館、南郷文化ホールの収支報告書において、市は3施設全体の入件費を把握するにとどまり、施設毎の入件費は把握していない。市は指定管理者に対し、入件費の施設毎の適切な割り付けを指導し、施設毎の入件費を把握することが望まれる。
9	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園	56		【結果3】備品台帳（備品カード）及び備品シールの貼付について	備品を廃棄したにも関わらず、備品台帳（備品カード）において廃棄の処理がとられていないものが多数存在した。また、移動したにも関わらず、備品台帳（備品カード）に反映されていないものがあった。適切な備品管理の徹底を求める。
10	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園	56		【結果4】備品一覧表が更新されておらず実態と相違している	包括協定書において定めている備品管理の対象となる（市からの無償貸与備品を定める）備品一覧表において、既に廃棄していると思われる備品が記載されていた事案、備品一覧表に記載されていない備品が実在している事案が散見された。適切な備品一覧表の更新が必要である。
11	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園	58		【結果5】修繕料実績報告書の記載誤りについて	年度協定書に基づき指定管理者から市に提出された令和4年度修繕料実績報告書の「修繕料実施済額」が60千円過大であった。修繕料実績報告書は、協定書や業務基準書に基づいて指定期間の最終年度で精算を行う事務を行う上で重要な資料である。市には正確な修繕料実績報告書の入手が求められている。
12	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園	60		【結果6】植物園駐車場の駐車台数に関するHP上の表示について	植物園駐車場の駐車台数について、市のウェブサイトでは「普通車 53 台」と記載されていたが、実際は「普通車 69 台」とするのが正しかった。ウェブサイトには、正確な情報を記載する必要がある。
13	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園	60		【結果7】経費の計上もれ（謝礼の源泉所得税）について	指定管理者から市に報告された収支報告書において、経費 4 千円が過少となっていた。市は、指定管理業務にて生じた経費を漏れなく記帳するよう指定管理者を指導し、適切な報告を受けることが必要である。
14	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園	60		【結果8】支出の根拠資料がない経費について	指定管理業務にかかる一般管理費が、指定管理者の会計帳簿記載額と、市へ提出された月次報告書記載金額の間で 9 千円相違していた。差額の内容は不明である。市は、支出した経費について計上根拠資料を適切に保管するよう指定管理者を指導されたい。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
15	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園	60		【意見7】利用料金収入額に関する内訳情報の報告が不足している	包括協定書では、利用料金収入の内訳に関する指定管理者から市への報告を求めており、内訳情報が市へ報告されていない。市は利用料金収入の内訳報告入手することが望ましい。
16	第2. 2. こどもの国/八戸植物公園	61		【意見8】予算及び決算における消費税の取扱いについて	指定管理者募集における申請書等様式集にある収支計画書には消費税の項目がなく、収支を消費税込みにて記載するよう求めているが、指定管理者は、指定管理者選定の申請から各年度の予算及び決算においても一貫して支出の一項目として「未払消費税」を計上しており、記載要領等との間で矛盾が生じているように見える。消費税の項目を表示しないよう改めることが望ましい。
17	第2. 3. 総合福祉社会館	68		【結果9】令和5年度 収支決算書の作成について	指定管理者から市に提出された収支報告書に「電気・ガス価格高騰対策指定管理者支援補助金 1,534千円」が収入予算欄に記載されている。当補助金収入は収入予算として設定をしていなかった項目であるため、収支報告書の予算欄へ記載することは正しくない。結果として、誤った収支報告書を市は収受している。指定管理者に適正な収支報告書を作成・提出するよう指導し、正確な収支報告を受けることが必要である。
18	第2. 4. 斎場	74	○	【意見9】火葬料有料化について	斎場の火葬料は市民利用時には無料となる。火葬を行うためのコストは遺族（又は死亡者本人）が負担すべきか、あるいは公費でまかなうか、その受益者負担の考え方についての議論（火葬料有料化の議論）が全国的に活発化しつつあるが、他自治体事例や現状の財政等を考慮した場合に、市においても有料化へ向けた検討が必要と考える。なお、有料化にあたっては、市民の意見を広く聴取することや、きめ細やかな減免制度の創設等の対応も必要である。
19	第2. 5. 多賀多目的運動場	83		【結果10】事業計画書における記載もれについて	指定管理者が作成する事業計画書において、包括協定書が求める再委託業務実施計画の記載がない。市は、事業計画等の承認にあたっては包括協定書の定めに照らして内容を吟味し、記載もれがあった場合には指定管理者に対して再提出を要請する必要がある。
20	第2. 5. 多賀多目的運動場	84		【結果11】モニタリングの有効性について	令和5年度指定管理者年度総合評価表において「毎月の月例報告、年1回の事業実績及び年間事業計画が遅滞なく提出され、内容も適切であった。」と評価しているが、【結果10】【意見10】【意見11】に記載したとおり、包括外部監査の視点から内容が適切とは言

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
					えない状況であった。市は、定期報告に関してその内容が包括協定書、業務基準書等に準拠しているかを十分に検討し、モニタリングが有効なものとなるよう充実を図ることが必要である。
21	第2.5.多賀多目的運動場	84		【結果12】指定管理者の付保する保険について	指定管理者の自動車の任意保険について、包括協定書では車両保険90万円以上の付保が要求されているが、実際の保険契約では車両保険55万円となっていた。市は、指定管理者から提出される保険証券の写しについて包括協定書の要件を満たしているか確認する必要がある。なお、実務上90万円までは必要でなく55万円で問題ないと判断される場合には、55万円の付保を承認するための起案を決裁するか、包括協定書の改訂を行うべきである。
22	第2.5.多賀多目的運動場	85		【結果13】指定管理者の使用する領収印について	多賀多目的運動場は利用料金制を採用しており、入场料収入は指定管理者の収入となる。指定管理者が施設の利用者に対して発行する領収証に日付入りの領収印が押印されているが、当該印章は「八戸市公金徴収受託者」というものであった。これでは、利用料金が市の歳入であるという誤解を招きかねない。多賀多目的運動場が指定管理に移行する以前から使われていた印章である可能性が高いが「八戸市公金徴収受託者」の印章の使用はやめて指定管理者の適切な印章を使用しなければならない。
23	第2.5.多賀多目的運動場	85		【意見10】点検等管理業務の計画における記載が不十分であることについて	指定管理者が市に提出する事業計画書中の施設管理業務一覧表において、業務内容・仕様・設備毎のメンテナンス実施頻度が記載されているが「随時」「適宜」といった文言が多い。「随時」「適宜」とする場合には、実施すべき点検維持管理の頻度が曖昧となり、本来実施すべき点検維持管理がなされなかつたとしても、その事実が顕在化しないリスクがある。最低限の実施頻度の設定は必要であり、それが年1回なのか月1回なのか、あるいは使用の都度なのかといった点について具体性をもって明らかにすることが必要である。
24	第2.5.多賀多目的運動場	86		【意見11】事業報告書における記載が不十分であることについて	市に提出された事業報告書を閲覧したところ、施設の維持管理に関して猛暑による天然芝球技場の芝生の夏枯れについての記述のみで、施設及び設備の維持管理報告についての他の記載は一切なかった。【意見10】に記載したとおり施設管理業務一覧表において維持管理業務計画の記載の充実を図るとともに、それと整合

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
					するよう詳細な事業報告書を提出するよう、市は指定管理者に要請する必要がある。
25	第2. 5. 多賀多目的運動場	87		【意見12】人件費の内訳について	指定管理者から市に提出される収支予算書、収支報告書における人件費の計上が、厚生費（社会保険料）は年金事務所に納付する金額、給料等及び諸手当は従業員の手取り額となっている。一般的な会計慣行としては、厚生費（社会保険料）は社会保険料のうち雇用主負担分のみを計上し、給料等及び諸手当は総支給額（額面額）を計上することが通常である。比較可能性等を担保するためにも、市は一般的な会計慣行に基づいた収支報告を受けることが望ましい。
26	第2. 5. 多賀多目的運動場	87		【意見13】指定管理業務に関係のない備品の管理について	包括協定書において定める備品管理の対象となる（市からの無償貸与備品を定める）備品一覧表に、「たためる畳」（数量：30）が記載されている。当備品は施設の防災備蓄倉庫にて保管され、市の災害対策課が所管しており、自主事業を含めて指定管理業務には全く使用していないとのことであった。指定管理業務に関係のない備品について備品一覧表に掲載されていることは指定管理者に必要なない現物管理業務を負わせることになりかねない。市は、必要に応じて当該備品の所管換え等の手続きを検討されたい。
27	第2. 6. 老人いこいの家（5館）/老人福祉センター馬淵荘	94		【結果14】収支計画書の記載漏れ	市は収支計画書に「使用料収入の目標額」を記載することを求めていたが、指定管理者から提出された収支計画書では「使用料収入の目標額」の項目が削除されていた。指定管理者制度の目的の達成にあたっては「使用料収入の目標額」は重要な意味を持つものと考える。市は、申請書類の受理の際、重要な情報が欠落していないか、十分な確認を行うことが必要である。
28	第2. 6. 老人いこいの家（5館）/老人福祉センター馬淵荘	94		【結果15】収支報告における経費の検証不足	指定管理者から提出された収支報告において、通信費46千円の計上漏れがあった。市はモニタリングを通して費用の計上漏れがないことを確認すべきである。
29	第2. 6. 老人いこいの家（5館）/老人福祉センター馬淵荘	95		【結果16】備品シールの未貼付	財務規則が求める備品管理シールが貼付されておらず、備品台帳との照合が困難な備品が複数あった。市は適切な備品管理を行うべきである。
30	第2. 7. 水産科学館	100	○	【結果17】動物愛護及び管理	マリエントではウミガメの展示を行っているため、動物愛護法第10条に基づき、第一種動物取扱業の登録

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
				に関する法律の違反について	を受ける必要があるが、令和2年10月15日以降無登録となっていた。なお、動物愛護法では、動物取扱業の無登録営業について罰則（100万円以下の罰金）が設けられており、また、動物愛護法第22条第3項に定める、登録事業者が動物取扱責任者に受講させるべき動物取扱責任者研修については、令和2年度以降、第一種動物取扱業無登録だったため、同法第22条第1項に定める動物取扱責任者が選任されておらず、できていない。市及び指定管理者は、監査期間中に速やかに第一種動物取扱業登録を行ったが、マリエントの指定管理上、動物愛護法を遵守すべきことは基本的事項である。所管課は指定管理者の法令遵守の状況について的確に把握し、違反のないよう指導しなければならない。
31	第2.7.水産科学館	101		【結果18】包括協定書等における関係法令等の定めについて	包括協定書別記1において関係法令等の遵守について定めているが、別記1には動物愛護法が含まれていない。包括協定書別記1に動物愛護法の遵守も明記する必要がある。
32	第2.7.水産科学館	102		【結果19】モニタリングの有効性について	令和5年度指定管理者年度総合評価表において「関係法令を遵守していると認められた。」「従事者の教育や研修が非常によく行われていた。」との評価がなされているが、【結果17】に記載したとおり、動物愛護法に違反しており、動物取扱責任者研修を受講していなかった。市は、定期報告に関してその内容が包括協定書、業務基準書等に準拠しているかを十分に検討し、モニタリングが有効なものとなるよう充実を図ることが必要である。
33	第2.7.水産科学館	103		【意見14】「展示魚類一覧表」について	施設設置者である市は、マリエントにおける展示魚類の魚種・数量等について適時、的確に把握しておく必要があると考えられるが、現状では展示魚種の具体的な報告を受けていない。市は展示魚種にかかる報告を受けることが必要である。
34	第2.7.水産科学館	103		【意見15】帰属の不明な物品について	包括協定書において定める備品管理の対象となる（市からの無償貸与備品を定める）備品一覧表に掲載がない動物のはく製等が存在した。一見して古いものもあり、過去に寄贈されたものと推測されるとのことであった。現状、寄贈を受ける場合には基本的に市への寄附とし、生体のみ指定管理者への寄附としているとのことであるが、過去に寄贈されたものについても、可

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
					能な限り経緯を調査して、帰属先を明確にしておくことが望ましい。指定管理者に寄附されたものであれば、指定管理者の交代に伴って引き揚げされることも考慮に入れて検討されたい。
35	第2. 7. 水産科学館	104		【意見 16】備品の現物確認とその報告体制について	指定管理者においては毎年備品一覧表に基づき現物の確認を行っているとのことであったが、その記録が残されておらず、市への報告もなされていない。現物確認とその報告は備品管理の基本的業務であるので、市はその記録を年度の事業報告書に含めて報告するよう、指定管理者に要請すべきである。
36	第2. 7. 水産科学館	104		【意見 17】Eメール、HP 等による利用受付について	マリエント内の展示ホール等の利用を希望する場合には、利用申請書を記入し、マリエント事務局に提出することになるが、提出方法は持参・FAX・郵送に限定されている。利便性向上の観点から、Eメール、HP のフォーム、または LINE 等の SNS による申請書提出を可能とする運用変更が望まれる。
37	第2. 8. 館 鼻公園/みなと体験学習館	111		【結果 20】備品の管理について	備品台帳（備品カード）、包括協定書で規定する指定管理者への備品貸与リスト、現物の間で、不整合がある備品が散見された。備品の取得・廃棄に基づく備品台帳（備品カード）の適切な作成及び不用決裁処理や、備品台帳（備品カード）に基づいた適切な備品貸与リストの作成、さらに市及び指定管理者における定期的な現物確認を実施することが必要である。
38	第2. 8. 館 鼻公園/みなと体験学習館	111		【結果 21】指定管理事業に関係のない支出が計上されていた	指定管理者から市へ提出される収支報告書において、本来は含めるべきではない支出（自主事業の講師を依頼している企業との懇親会費用 48 千円）が含まれていた。市は正確な収支報告書を入手する必要がある。
39	第2. 8. 館 鼻公園/みなと体験学習館	112		【結果 22】月次の収支実績書合計と年度の事業報告書に科目の入り繰りがあった	指定管理者が市に提出している月次報告の収支実績額合計（12か月分）と年度の収支報告書において、108千円の科目間の相違があった。結果的に年度の収支報告書が誤っており、市は正確な収支報告書を入手する必要がある。
40	第2. 8. 館 鼻公園/みなと体験学習館	112		【結果 23】人件費の集計に誤りがあった（11月分）	指定管理者が市に提出している月次報告の収支実績額合計（12か月分）及び年度収支報告書において、給料の実績額が 23,485 円過大に計上されていた。市は正確な収支報告書を入手する必要がある。
41	第2. 8. 館 鼻公園/みな	113		【意見 18】一般管理費に計上	指定管理者が市に提出している年度の収支報告書において、一般管理費に、月額 20 万円（年額 240 万円）の

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
	と体験学習館			されている本社費相当額について	本社費が計上されている。指定管理事業を運営する上で、本社費が発生することについては疑いようがなく、合理的な根拠をもって本社費は計上されるべきであるが、その根拠が市に示されていない状況にあった。収支報告書の支出に、その発生額を客観的に検証可能な経費の計上を認めるべきではない。
42	第2.9.中央駐車場	120		【結果24】指定管理業務の収入と支出が一体となった収支報告書を要求していない	指定管理者は、申請時や年度計画においては収入と支出が一体となった収支計画書を作成し、市に提出している。一方で、年度の実績報告としては、支出の明細のみが市へ提出されており、収入と支出が一体となった収支報告書は市に提出されていない。市は指定管理者から、指定管理業務から生じた収入にかかる報告を受けていないこととなる。市は収支一体となった収支報告書を入手すべきである。
43	第2.10.福祉公民館/福祉体育館	127		【結果25】消火器の管理方法について	福祉体育館に所在する消火器について、備品として台帳登録しているものもあれば、備品台帳に計上されていないものもあった。消火器を備品として管理するのか現場・所管課において統一した方針がない。消火器は消防法に基づく検査を受ける必要があり、消防設備点検業務における「消火器維持台帳」も存在するため、備品として管理することは通常あまり想定されない。市は、消火器の管理について方針を定める必要がある。
44	第2.10.福祉公民館/福祉体育館	127		【意見19】前受金額の妥当性の検証について	指定管理者から市に提出される事業報告書における「入金額」と「利用金額」との間で差額233千円の差異が発生しているが、差異の要因は前受金を受領していることにある。市が前受金額の妥当性を確認することは、年度に帰属する正確な使用料金を認識するためにも重要な事項である。この点、市は、月例報告書提出時に添付資料として使用料徴収簿を提出させて、前受分の使用料を確認していることであるが、この方法では前受金の妥当性を検証した証跡・資料が残されていない。前受金の一覧表を添付資料として指定管理者に提出させ、この資料をもって前受金額の妥当性を確認するとともに、保存する方法の採用が効率的かつ効果的と考える。
45	第2.11.東霊園/西霊園/南郷中央霊園	133		【結果26】貸与備品の管理について	市から指定管理者へ無償貸与する備品を示す「備品一覧表」のうち「No.13 ブロック案内板」の個数が7個と記載されていたものの実際には14個あり、個数の記載が相違していた。また、備品の現物の中には実際には使用していない又は使用できないものも散見され

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
					た。例えば、「No.3 ベンチ（名入り）」のうち1個は背もたれの部分が破損しており使用可能性のない状況であり廃棄されるべきである。市は適切な備品管理を行わなければならない。
46	第2. 11. 東霊園/西霊園/南郷中央霊園	134		【結果27】モニタリング制度の有用な運営について	市が行う指定管理施設のモニタリングにおける評価項目として「苦情・要望等への対応」があり、令和5年度において市は「苦情・要望等はなかった。」と評価している。しかし、実際には令和5年度においては2件、霊園利用者その他から指定管理者に向けた苦情、要望等が寄せられており、指定管理者においては市にもそれに合わせ相談を行い、適切に対応している状況であった。よって、正確には「苦情・要望等に対し、適切に対応していた。」と評価するべきである。市は指定管理者の年間の業務遂行を適切に評価し、指定管理者の評価の実態を公開する必要がある。
47	第2. 11. 東霊園/西霊園/南郷中央霊園	135	○	【意見20】市営霊園の今後のあり方について	高齢化社会・人口減少が止まらない現状において、承継者不在による無縁墓（管理する親族がいなくなった墓）の増加が社会問題となっており、市においても中長期にわたり承継者が見つからないケースが存在している。今後、無縁墓の使用許可取消・改葬を市が主導して行わない限り、市が半永久的に維持管理コストを負担せざるを得ない事態も想定され、このことは、本来受益者が負担すべき維持管理料を公費で負担し続けることを意味し、公平性が著しく害されている。墓地の承継者不在・無縁化は今後増加することが想定され、市主導による使用許可の取消しや改葬等を現実的に検討する段階にある。また、墓地が承継者不在・無縁化となる前段階において「墓仕舞い」を市が勧奨することも効果的と考える。
48	第2. 12. 職業訓練センター青山荘/職業訓練施設	140		【結果28】貸与備品の管理について	市が無償貸与する備品の一覧である「備品一覧表」に記載されている個数と実在個数が一致していない備品、廃棄済であるにも関わらず「備品一覧表」に記載され続けている備品が散見された。また、財務規則が求める備品管理シールが剥落しているケースも多く見られた。市は適切な備品管理を行うべきである。
49	第2. 12. 職業訓練センター青山荘/職業訓練施設	141		【意見21】ホームページ情報の有効な運用について	施設の予約は電話か施設への直接の来館でのみ受け付けており、ホームページ上から予約を行うこと、予約状況を確認することはできない。しかし、ホームページ上に、希望月を選択し予約ができる（または予約を

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
					確認できる)と誤認させるような記載があった。市は、適時適切な情報の公表に努めなければならない。
50	第2. 12. 職業訓練セ ンター青山 荘/職業訓練 施設	142		【意見22】施設 使用料の公表 について	八戸市職業訓練センター条例では「第2教室」「第4教室」「第5教室」の使用料を定めているが、ホームページ上の施設使用料に係る情報には同教室の施設使用料に関する記載はない。これは、セキュリティ上の問題等から同教室の貸館利用に困難性が伴うため料金を明示していないとのことである。この点、市の条例上使用料の定めがあり、その使用料は市の歳入になる以上、市民に貸し出す機会を指定管理者の独断で逸するのは望ましくない。例えば、ホームページに使用料を記載した上で一般市民に貸し出すには条件や制限がある等を付記することで、原則的には使用が困難である旨を周知する等して条例との齟齬を解消することが望ましい。またそれに付随して、それらの教室を用いた一般市民への有用な運用方法を考えていく必要がある。
51	第2. 13. 水産会館	147		【結果29】ホー ムページにお ける利用料金 区分の掲載誤 りについて	小研修室・大研修室の利用料金は、水産会館ホームページ上では「4時間まで」「4時間以上」という区分で料金が変わる旨が掲載されている。一方で、水産総合管理センター条例の「別表 利用料金の上限額」では「4時間以下」「4時間超」という区分にて料金が変わる旨が規定されており、結果としてホームページの記載が誤っている。ホームページを閲覧する利用者の誤解を招かないためにも、市は正確な掲載を行わなければならない。
52	第2. 13. 水産会館	148		【意見23】自主 事業収支報告 書へ再委託先 の収支を含め る運用につい て	指定管理者は、自主事業として再委託により会館内で食堂を營んでいるが、再委託先に帰属する食堂事業収支を、市に提出する収支報告書に含めている状況にあった。この点、再委託先の収支はあくまでも外部業者に帰属する収支であること、再委託先の収支までは市の調査等の権限は及ばないこと等からも収支報告書には再委託先の収支を含めるべきではないと考える。
53	第2. 14. 島守田園空 間博物館施 設及び南郷 農産物直売 所	155		【結果30】収支 報告書上の人 件費支出の過 大計上につい て	指定管理者は、社会保険料として支払った額の全てを人件費(福利費)として認識しており、これを要因として、指定管理者から市へ提出された令和5年度の収支報告書において、約800千円の人件費が過大計上されている。市は、正しい収支報告状況を入手する必要がある。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
54	第2. 14. 島守田園空 間博物館施 設及び南郷 農産物直売 所	155		【結果31】備品 台帳と無償貸 与備品一覧表 の不整合につ いて	備品「エアコン 三菱電機(株) PCZ-ERMP160KZ 2 台 取得額 1,232,000 円」について市の備品台帳には 登録されているが、指定管理者と市の間で締結した協 定書における無償貸与備品一覧表には記録がない。今 後、指定管理者へ無償貸与する物品を漏れなく協定書 に記載し、市および指定管理者の両者の明確な合意を もって適切に管理をすることを求みたい。
55	第2. 14. 島守田園空 間博物館施 設及び南郷 農産物直売 所	156		【結果32】備品 標識の貼付漏 れについて	財務規則が求める備品管理シールが貼付されておら ず、備品台帳との照合が困難な備品が複数あった。市 は適切な備品管理を行うべきである。
56	第2. 14. 島守田園空 間博物館施 設及び南郷 農産物直売 所	156		【意見24】館の やかたの利用 率向上への取 り組みについ て	館のやかたの令和5年度の利用率は、8.0%と低迷して いる。実地調査したところ、施設全般として清潔・安 全に保たれており、適切にメンテナンスされている状 況が示唆された。また、室内の囲炉裏や茅葺屋根、広 い和室、土間等からは和の趣が感じられ、施設から島 守盆地を見下ろす景色も壮観である。市および指定管 理者においては、利用率向上施策、有効活用施策の検 討及び実施が求められている。都市圏居住者や外国人 のなかには、囲炉裏で暖を取ることや、縁側で一服す ること等の古民家体験に憧れを持つ者も一定程度存在 すると思われ、当施設を利用した観光客向けの取組も 一つの方向性かもしれない。
57	第2. 14. 島守田園空 間博物館施 設及び南郷 農産物直売 所	158		【意見25】苦情 受付書の対応・ 顛末の文書化 について	顧客から受け付けた苦情への対応・顛末について、苦 情受付書に記載されていない事案や、そもそも苦情受 付書を作成していない事案が散見された。苦情の処理 漏れを防ぐことや、苦情への対応状況を後日適切に説 明するための内部資料として、また、後任者への引継 ぎ書類として、苦情に対する顛末は文書化され、共有 されるべきである。
58	第2. 14. 島守田園空 間博物館施 設及び南郷 農産物直売 所	158		【意見26】情報 館・館のやかた の休館日につ いて	指定管理者の選定事務において、市は指定管理者候補 者に申請要項を開示しており、その申請要項では月曜 日のみを休館日とする旨が記載されている。しかし、 条例規則では、原則として月曜日及び土曜日を休館日 として設定しているため、申請要項の記載は誤ってい る。応募者に誤解を与える可能性もあるため、次回選 定時には修正することが望まれる。なお、この誤謬が 発生した背景には、過去より指定管理者はサービス向

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
					上を意図し土曜日の開館を継続しているため、申請要項に現状の記載がなされたものとも思料される。この点、当施設は観光施設としての側面も強いため、土曜日に開館することには大きな意義があるものと考えられる。今後、実際の開館日に併せて土曜日を原則的に開館日とする条例規則の改正も必要かもしれない。
59	第2. 14. 島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所	159		【意見 27】内部取引を補助対象経費に含めることについて	市は、指定管理者の自主事業等を支援するために補助金を交付している。この補助金申請において、指定管理者は、補助対象経費として自己の店舗で、自己が保有する棚卸資産を購入したとするレシートを根拠に、当該金額を補助対象経費として市へ申請している。本来、補助対象経費は外部に支払った実支出額であるべきであり、当事例のような指定管理者内部において購入したものは補助対象経費として認識すべきではない。なお、当該支出を補助対象経費に加えなくとも、補助金の額に変更はない。
60	第2. 15. 身体障害者更生館	163		【結果 33】貸与備品の管理について	市から指定管理者へ無償貸与する備品を示す「備品一覧表」のうち「No.1 アルミショーケース」について個数が2台と記載されているものの、実際には現場には1台のみ存在していた。また「No35 シューズボックス」「No45 テレビ」については、既に現場では使用できない状況となっており、施設の隅の方に残置されている状況であったため、速やかに返還又は処分の手続をとる必要がある。市は適切な備品管理を行わなければならない。
61	第2. 15. 身体障害者更生館	164		【結果 34】収支報告書に未計上の費用について	指定管理者から市へ提出された収支報告書において、人件費664千円が過少計上となっていた。要因は、指定管理者側における収支均衡への意識の強さによるものであり、物価上昇、人件費高騰の煽りを受け収支が悪化した結果、成り行きでは赤字（支出超過）となるため人件費を過少計上したものと推察される。市は、正しい収支報告状況を入手する必要がある。
62	第2. 16. 更上閣	171		【結果 35】備品一覧表の適時更新について	包括協定書において定めている備品管理の対象となる（市からの無償貸与備品を定める）備品一覧表に、市の備品台帳に計上されている複数の備品が記載されていなかった。適切な備品一覧表の更新が必要である。
63	第2. 16. 更上閣	172	○	【結果 36】営利を目的として使用する場合	更上閣を「専ら営利を目的として使用する場合」には通常の1.5倍の使用料を徴収することが条例で定められているが、ウエディングフォト等の撮影での使用時に営利使用に該当しないとして、通常の単価で料金を

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
				の使用料について	徴収していた。ウエディングフォト等の撮影は専門業者によってプロのカメラマンが行ったり、結婚式場のフォトプランに含まれたりするものであり一般的には「専ら営利を目的として使用する場合」に該当する。現状の運用では、ウエディングフォトに限らず他にも、営利目的での使用について物販でないと理由で別表の単価のままの金額を徴収してしまっている可能性がある。所管課は「専ら営利を目的として使用する場合」につき物販に限定されないことを指定管理者と十分に確認する必要がある。
64	第2. 16. 更上閣	172		【意見28】中庭の管理について	更上閣1階にある中庭は回廊で囲まれ、前庭とは隔てられている。前庭が樹木の剪定等、良好な状態を保つよう手入れされているのに対し、中庭については特段の植栽や庭石もなく、雑草が生えている状態である。回廊を通る利用者の目から見て理想的とは言い難い。八戸市美術館に野外彫刻の収蔵品があればそれを展示する、草花を植える等の様々な方法を検討されたい。
65	第2. 16. 更上閣	173		【意見29】バリアフリー化への対応について	集会場としての更上閣は和室のみであるが、利用者から希望された場合には椅子の貸出しを行っている。畳を長持ちさせることと利用者の便宜の両立を図るために、椅子に保護材を取り付けること、椅子と畳の間に敷く保護マットを備えること等の対応を図ることが望ましい。
66	第2. 16. 更上閣	173		【意見30】建物の特性に応じた保守計画の策定について	更上閣は築100年以上経過する純和風建築であって、RC造のような近代建築とは異なる保守が必要となる。例えば畳換え（表換え、裏返し等）及び障子の張替え等は定期的に行ってこそ良好な状態を保つことが可能となる。また、雨戸や屋根瓦、雨樋の保守も必要であろう。小規模修繕とは別に、和風建築の特性に応じて保守計画を策定することが望ましい。
67	第2. 17. 市民の森不習岳	178		【結果37】根拠資料が保管されていない支出があった	指定管理者の会計帳簿に計上されている会議費支出10千円について、領収書等の支出の根拠資料が保管されていない状況にあった。指定管理に係る支出については、もれなく適切に根拠資料を保管することが必要である。
68	第2. 17. 市民の森不習岳	178		【結果38】自主事業を行うための経費が指定管理業務の	自主事業を行うための経費である行政財産使用料支出24千円が、指定管理業務に係る収支報告書に含まれている。自主事業に係る経費に関しては、指定管理業務に係る収支報告書ではなく、自主事業に係る収支報告書に計上する必要がある。

【図表 監査結果及び意見の概要】

No	区分	ページ	重要度	結果・意見	概要
				収支報告書に含まれている	
69	第2. 17. 市民の森不 習岳	178		【意見31】指定 管理者年度総 合評価表にお ける記載もれ について	包括協定書にて指定管理者が加入すべき保険内容が定められており、市はモニタリングで保険加入状況等を確認し、指定管理者年度総合評価に結果を記載する運用となっている。しかし、年度総合評価表に保険に関する評価項目はなかった。市は、年度総合評価表において保険加入を確認した証跡を文書として残すことが望まれる。
70	第2. 17. 市民の森不 習岳	180		【意見32】修繕 実績報告書に おける記載も れについて	市は、指定管理期間の最終年度の精算時に修繕費の実績額が予算額を超過する場合には、修繕実績報告書において超過額が「指定管理者負担による」旨を記載することを求めている。指定管理者から提出された令和5年度修繕実績報告では、修繕費の予算超過額(10千円)があったにも関わらず「指定管理者負担による」旨が記載されていなかった。この記載が求められている趣旨は、協定書において指定金額を超える修繕は市の負担と定めているところ、例外的に指定管理者の負担によって予算を超える額の修繕も可能となるものであり、協定書に反して予算超過額を指定管理者が負担する意思を確認することが重要であるためと考えられる。市は指定管理者に対し、修繕実績報告書において修繕料予算の超過額が「指定管理者負担による」旨を記載するよう適切に指導することが必要である。
71	第2. 17. 市民の森不 習岳	181		【意見33】自主 事業の収支に ついて	市に報告された自主事業の収支は令和元年度～令和5年度指定管理期間において、令和2年度を除いてゼロとなっているが、実態としては、実質的な赤字分を収入に「自己負担」や「不足分補てん」という項目として追加することにより収入と支出を一致させているため、結果として収支がゼロになっている状況である。自主事業の収支実態を示すため、指定管理者において赤字補てんによる表示をやめるとともに、市において赤字を認識し、状況の改善に向けて市及び指定管理者にて協議を実施することが望ましい。
72	第2. 17. 市民の森不 習岳	181		【意見34】収支 報告書に収支 差額欄がなか った	令和4年度及び令和5年度の指定管理業務に係る収支報告書を閲覧したところ、収入から支出を差し引いた収支差額欄がなく、収支差額の金額を一覧して把握することができなかった。収支報告書において、収支差額欄を省略しないよう、市から指定管理者に対して適切に指導することが望ましい。

第6章 監査の結果及び意見（各論）

第1. 市の指定管理者制度に関する全般事項

市の指定管理者制度に関する全般事項にかかる提言を以下記載する。

【意見1】指定管理者の収支計画書における利益の設定について

今後も継続的に指定管理者制度を維持することや、応募者数を増やすことでサービス品質の向上を図るために、収支均衡ベースの予算を基本とする現状の運用を抜本的に変更し、指定管理者に明確なインセンティブを与える必要があると考える。

令和5年度の指定管理料が1,000万円を超える指定管理施設のうち「令和5年度において利用料金制を採用していない施設、又は、令和5年度の収支予算および決算における利用料金収入が50万円未満の施設（利用料金水準が低額であり経営努力による収支改善が難しいと判断される施設）」における指定管理者の収支差額（令和5年度計画、令和5年度実績、令和4年度実績）は下表のとおりである。

【図表 経営努力による収支改善が難しいと判断される指定管理施設における収支差額】

（単位：千円）

施設名	指定管理者	収支差額 (R05 計画)	収支差額 (R05 実績)	収支差額 (R04 実績)	指定管理料 (R05 実績)	R05 公募時の応募者数
児童館（中央児童会館ほか14施設）	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	0	△761	1,721	144,145	1者
市営住宅等（38施設）	清掃テクノ・東北産業グループ	0	18	33	121,238	※R05募集なし
総合福祉社会館（はちふくプラザねじょう）	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	0	△5,831	△3,477	77,348	1者
斎場	三八五流通株式会社	0	△1,421	△2,570	70,375	※R05募集なし
老人いこいの家・老人福祉センター馬淵荘	東北医療福祉事業協同組合	0	△436	3,663	51,000	1者
南郷図書館・図書情報センター	株式会社図書館流通センター	0	△5,396	△3,208	50,030	※R05募集なし
史跡根城の広場	一般財団法人VISIT はちのへ	0	692	337	38,987	2者
中央駐車場	三八五交通株式会社	0	1,983	3,144	32,814	1者
福祉公民館・福祉体育館	三八五ふれあいネット	0	△743	△897	32,773	※R05募集なし
職業訓練センター青山荘・職業訓練施設	職業訓練法人八戸職業能力開発協会	0	△124	△163	25,819	非公募

施設名	指定管理者	収支差額 (R05 計画)	収支差額 (R05 実績)	収支差額 (R04 実績)	指定管理料 (R05 実績)	R05 公募時 の応募者数
新井田川水防センター・馬淵川水防センター	八戸地域広域市町村圏事務組合	0	2,281	3,357	15,272	非公募
身体障害者更生館	社会福祉法人やすらぎ会	0	258	361	14,060	非公募
八戸市立集会所（更上閣・更上閣にぎわい広場）	三八五交通㈱	0	465	362	13,180	1者
市民の森不習岳	ユニバーサルパーク・ネットワーク	0	26	6	11,120	1者

※ R05 は更新年度ではないことから募集を実施していない

(出所：各指定管理施設の「令和5年度 指定管理者年度総合評価表」)

表中「収支差額（R05 計画）」が、全ての指定管理施設において 0 円となっていることがわかる。収支差額とは、指定管理業から生じた収入と支出の差額であり、企業会計上の利益に該当する概念である。表中の全ての指定管理者は利益 0 円ベースの計画を策定しており、このことは、計画通り業務が進捗した場合に、指定管理者に利益が全く残らない状況となっていることを意味する。また、表中の指定管理施設では、利用料金制を採用していない、若しくは利用料金制を採用していても少額（50 万円未満）であるため、自助努力による収入増加を図ることは難しい。さらに、指定管理者は自主事業（施設目的に合致する催事等の実施、売店や自動販売機などを設置等）により生じた利益を獲得できるが、表中の指定管理施設（例えば、児童館・市営住宅・総合福祉会館・斎場）において、多くの収入（利益）が獲得できるような自主事業の実施は現実的に困難である。

そもそも、企業体（株式会社・有限会社等）の目的は利益の追求にあり、経済合理的な行動が前提となるため、獲得利益を 0 円とする計画を策定することは不自然である。また、社会福祉法人や組合等の非営利団体は、基本的にその使命を果たすために行動するが、毎年度の計画利益が 0 円では人材投資・設備投資に充てる財源が確保できず将来的な投資を行えないこと、自己の使命を確実・安定的に果たすためには利益を内部留保し不測の事態に備える必要があるため、適正水準の利益確保を計画することが通常と考えられる。

指定管理者の募集要項等において「収支計画は、収支均衡（収支差額 0 円）ベースで作成すべきである」といった記載はなく、市から明示的に収支均衡を求める指示はないと思料される。では、なぜ収支均衡の計画が作成されるかといえば、過去の通例・慣習等により、指定管理者が利益 0 円ベースの計画を策定していることが推察される。もちろん、応募者にとっては、自社の余剰人員の受け皿として指定管理業務を受注する者や、市とのパイプつくりのために利益が出なくとも指定管理業務を受注する者、指定管理料から支出される人件費を役員である自己に還流されることを目的とする者等の、必ずしも利益獲得を目的としない者の存在も想定されるが、これらはあくまでもレアケースだろうと考えられる。

経営努力による収支改善が難しいと判断される指定管理施設にて、利益獲得を目論む指定管理者が、収支均衡ベースの予算を策定せざるを得ない場合においては、以下のような弊害が考えられる。

弊害① 指定管理者のモチベーションが低下、業務品質が低下する

指定管理者にとって、収支均衡ベースを見込む場合には、基本的に利益が生じないことが前提となるため、当然ながら業務に対するモチベーションが低下することが予想される。例えば、その企業にとって指定管理部門は利益を生み出さないことから、適正規模の人員が指定管理部門に回されなかつたり、または優秀な人材が配置されないことも考えられる。また、その企業にとって利益をもたらす業務ではないため、将来の長期に渡る事業継続が特段望まれない結果、全般的な業務品質が低下することも想定される。

弊害② 架空又は過大な支出が計上されるリスクが高まる

利益獲得を目的とする指定管理者においては、架空又は過大な支出を含めることで収支報告書(計画)を収支均衡にて作成し、架空又は過大な支出を含めることで収支報告書(実績)を収支均衡に近い数値にて作成するリスクが認められる。すなわち、実態として利益は生じているが、収支報告書上では利益が出ていないとの仮装が行われる可能性がある。具体的には、指定管理業務に就いていない者の給与を計上すること、子会社・関連会社等に過大な支出を行い何らかの形で還流を受けること、本部経費を過大に計上すること、実際には発生していない経費を発生したかのように計上すること、指定管理業務外で生じた経費を指定管理業務で生じたと仮装すること等が考えられる。このような行為は不適切であり、不適切な行為を行った指定管理者には責任が当然生じることになる。市としても、これが行われてしまうと、指定管理施設を運営するための適正なコスト水準の把握が不可能となるため、将来的な施設マネジメントの検討において誤った情報を基に意思決定を行わざるを得ないリスクや、次回の指定管理者選定時において過大な指定管理料基準額を設定してしまうリスクも認められる。

弊害③ 民間事業者と市の間で考え方が乖離している

利益追求を目的とする民間事業者が、指定管理業務に応募する際の意思決定プロセスとしては、まず指定管理業務の対価として獲得すべき目標利益水準の設定を行い、生じる費用と得られる収入を見積もったうえで目標利益水準の達成の可否を検討し、目標利益水準が達成可能ならば応募することが想定される。このプロセスは、市が暗示的に求めている収支均衡ベースの考えに基づくものではなく両者には乖離がある。この根本原因としては、市が個別の指定管理業務の業務内容を汲んだ指定管理者が收受すべき「適正利益」という概念を持たないことがある。指定管理者にとって利益獲得という自己の適切な目的に反する収支計画書

を作成せざるを得ない状況に置かれるとなれば、指定管理者に応募を行わないことが通常であろう。

弊害④ 指定管理者に旨味がないために応募が少数となってしまう

指定管理者の選定においては、広く事業者の応募を募り、複数の事業者の提案を評価し候補者を選定することにより、指定管理者制度の目的（サービス品質の向上と、管理運営費の縮減）が達成される。したがって、公募において多数の応募があることが望ましい。しかし、収支均衡ベースである限りにおいては、前述の「弊害①～③」の弊害により指定管理に旨味がないために、応募者が少数となってしまうことも想定される。特に、昨今のような地方における人材不足、物価高による人件費・物件費が高騰している現況においては、一層の応募控えが考えられる。

前記した【図表 経営努力による収支改善が難しいと判断される指定管理施設における収支差額】における最右部「R05 公募時の応募者数」に記載したとおり、表中指定管理施設のうち令和5年度に指定管理者の公募が行われた施設は7施設あったが、うち6施設で応募者が1者であった。1者応募が多数であることの要因として、必ずしも収支均衡ベースを暗示的に求められることが原因とは言えないが、指定管理者の経営努力により収入を増やすことが困難であるこれら施設において、費用の削減幅も少なく、収益性が低いとの判断がなされたことが示唆される。

提言

行政の課題が複雑化し、業務量が増加する一方で、市の財政は逼迫しており市職員のマンパワーも不足していることから、今後も官民連携推進は進んでいくものと考えられる。指定管理者制度も例外ではなく、今後も継続的に指定管理者制度を維持することや、指定管理者公募への応募者を増やすことでサービス品質の向上を図るために、収支均衡ベースの予算を基本とする現状の運用を抜本的に変更し、指定管理者に明確なインセンティブを与える必要があると考える。

具体例としては、市の設定する指定管理料基準額に、指定管理業務から発生する適正利益を精緻に見積もったうえで算入するとともに、収支計画書を収支均衡ベースではなく指定管理者が確保したい利益水準を明確に記載してもらい、その利益水準を市が評価のうえ指定管理者の選定を実施、利益が実際に生じた場合には計画利益水準までは指定管理者に帰属させ、計画利益水準を上回った部分については経営努力認定を市が行い、必要に応じて精算するといった形が民間事業者の一般的な考え方沿っており健全であろうと考えられる。一部自治体ではすでにこのような制度設計へ変更している先も見られる。環境変化に伴う、新制度導入の検討が望まれる。

【意見2】条件達成に伴う報奨金制度について

「【意見1】指定管理者の収支計画書における利益の設定について」で触れたように、自己の経営努力によって収入を増加させることが難しい指定管理施設（例えば、児童館・市営住宅・総合福祉会館・斎場）が相当数存在する。このような施設においては、利益の源泉は自己の経費削減のみとなり、施設の利用者が増加したとしても収入が増えないばかりかコスト（変動費）が追加発生するために、収支構造のみに着目した場合に、利用者増加等に対して逆のインセンティブが働いているとも言える。このような施設を運営する指定管理者へ、サービス品質向上の観点から、何らかのインセンティブを付与することが望まれる。

全国の自治体の事例においては、自治体に帰属する使用料収入が一定基準を上回った場合にインセンティブとして指定管理者に報奨金を支払っている事案や、市営住宅の使用料の収納率に応じて報奨金を支払っている事案も存在する。このほかにも、利用者満足度の結果や、利用者数の増加に応じて報奨金を支払うこと等も考えられる。市において報奨金の制度の導入等により、指定管理者に多角的なインセンティブを付与すること（ペナルティの併用も含め）を検討してほしい。

第2. 監査対象施設 個別事項

1. 公会堂/八戸市公民館/南郷文化ホール

(1). 概要

① 施設の概要

ア. 公会堂

公会堂は、芸術文化の普及及び振興を図るとともに、市民生活の向上に寄与することを目的として設置されたものである。施設には 1,532 席を備える大ホールの他、会議室、展示室等があり、開館以来コンサートや大規模な大会等が開催されるなど、多くの市民に利用されており、市中心街における文化拠点施設の一つとして、重要な役割を担っている。地域の特性を活かした個性豊かな芸術文化の振興を図るために、文化施設の整備や、施設の企画・運営に関する多様な情報の提供が期待されており、地域の芸術文化振興に資する施設運営や事業を展開することが公会堂の使命である。

イ. 八戸市公民館

八戸市公民館（以下、「公民館」とする。）は、八戸市全域の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、上層の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置されたものである。施設には、507 席を備えるホールの他、会議室、和室、展示室、調理室等があり、講演会や講座、会議室等に利用されている。

ウ. 南郷文化ホール

南郷文化ホールは、芸術文化の発表及び鑑賞の機会を提供することにより、芸術文化の振興を図るとともに広域的文化交流を促進し、市民生活の向上に寄与することを目的に設置されたものである。施設は、450 席を備えたホールで、コンサート、講演会等に使用されている。

【図表 施設の概要】

項目	公会堂	公民館	南郷文化ホール
所在地	八戸市内丸 1 丁目 1 番 1 号		八戸市南郷大字市野沢字中市野沢 24 番地 1
設置根拠条例	八戸市公会堂条例	八戸市公民館条例	八戸市南郷文化ホール条例
開館	昭和 50 年 4 月	昭和 52 年 3 月	平成 20 年 3 月
施設の内容	●敷地面積 18,600 m ² ●延床面積 9,538 m ² ・鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階、地上 4 階	●敷地面積 6,896 m ² ●延床面積 4,681 m ² ・鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階、地上 3 階	●敷地面積 4,299 m ² ●延床面積 1,765 m ² ・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階 ・ホール（450 席）

	<ul style="list-style-type: none"> ・大ホール（1,532 席、車イス席 10 席） ・中ホール（992 席） ・舞台（間口 15m～18m、奥行 18m、高さ 8.6m） ・楽屋（92 m² × 1、30 m² × 2、20 m² × 2、16 m² × 2、和室 60 m² × 1） ・浴室（10.36 m²） ・リハーサル室（大会議室）（183 m²） ・小会議室（31 m²） ・展示室 167 m² ・レストラン 117 m² 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホール（507 席） ・舞台（間口 14m、奥行 8.5m、高さ 7.5m） ・楽屋（28 m²、25 m²、17 m² × 2） ・会議室（65 m² × 3、45 m²） ・和室（18 畳 × 2） ・講義室（122 m²、84 m²） ・展示室（335 m²） ・展示ロビー（128 m²） 	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台（間口 16.8m、奥行 8.5m、高さ 7m） ・楽屋（18.32 m²、15.85 m²、9.5 m²、9.12 m²） ・シャワー室（5.6 m² × 2）
開館期間・時間	月曜休館 月曜以外は午前 9 時から午後 10 時まで開館		

(出所：指定管理者募集要項、指定管理業務基準書)

② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

項目	公会堂	公民館	南郷文化ホール
指定管理者	株式会社アート & コミュニティ		
指定管理者の分類	株式会社		
指定期間	平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月		
指定管理業務の収入形態 (指定管理料・利用料金等)	利用料金と指定管理料の併用制 ●利用料金制 ・公会堂は利用料金制を採用する。利用者が納付する利用料金は市の収入ではなく、指定管理者の収入となる。 ・公民館と南郷文化ホールは利用料金制を採用しない。利用者が納付する使用料は市の収入となる。 なお、利用料金収入の決算額が指定管理者提案額と乖離した場合でも、市は指定管理者に対して精算による返還、補填は行わない。 ●指定管理料 ・市は公会堂、公民館、南郷文化ホールに要する全体経費から、上記の公会堂に係る利用料金収入の見込額を差し引いた額を、指定管理料として支払う。		

指定管理者が行う業務の内容	<p>〈八戸市公会堂条例〉 第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公会堂の使用の許可に関する業務 二 公会堂の施設、設備等の維持管理に関する業務 三 その他市長が必要と認める業務 	<p>〈八戸市公民館条例〉 第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 八戸市公民館の使用の許可に関する業務 二 八戸市公民館の施設、設備等の維持管理に関する業務 三 その他教育委員会が必要と認める業務 	<p>〈八戸市南郷文化ホール条例〉 第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 文化ホールの使用の許可に関する業務 二 文化ホールの施設、設備等の維持管理に関する業務 三 その他市長が必要と認める業務
---------------	--	---	--

(出所：文化施設指定管理者変遷、指定管理者募集要項、条例)

③ 指定管理者の選定手続

平成18年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和6年度現在の指定管理者については、令和5年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

項目	公会堂	公民館	南郷文化ホール
選定方法	公募		
応募資格	<p>① 法人その他の団体であること。(法人格は必要ではないが、個人での応募は不可)</p> <p>② 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 法律行為を行う能力を有しないもの イ 破産者で複権を得ないもの ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っているもの オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等 ク 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から3年を経過しないもの <p>③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱</p>		

	(平成 24 年 9 月 25 日実施) 第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと ④ 次の免許、資格を有していること (再委託不可) ア ポイラー技士 イ 甲種防火管理者
直近の応募状況	令和 6 年度からの指定管理業務について、1 者のみ応募があった
審査方法	<p>ア. 選定方法</p> <p>外部委員を含めた八戸市指定管理者選定委員会（観光文化スポーツ部）において、提出された事業計画等の内容を審査し、審査合計点数の 7 割以上を獲得したもののうち、最も評点が高いものを指定管理者の候補者に選定する。指定管理者に選定された法人は議会での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者に指定される。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。</p>

(出所：指定管理者募集要項)

④ 施設の利用者数

区分	利用状況の推移 (単位：人)				
	R 元年度	R02 年度	R03 年度	R04 年度	R05 年度
公会堂					
ホール	64,670	13,490	64,520	84,260	122,240
	3,800	2,530	5,120	8,230	11,370
	9,070	2,890	10,590	17,450	14,310
	77,540	18,910	80,230	109,940	147,920
公民館					
ホール	66,760	17,080	3,040	28,480	36,640
	25,660	11,980	12,540	10,940	23,220
	6,140	3,740	5,920	6,420	7,180
	98,560	32,800	21,500	45,840	67,040
南郷文化ホール					
ホール	16,474	9,188	11,495	12,941	14,560
	1,564	1,239	1,292	1,410	1,634
	18,038	10,427	12,787	14,351	16,194
全施設合計	194,138	62,137	114,517	170,131	231,154

(出所：施設利用状況報告)

⑤ 指定管理業務の収支状況

収支状況の推移 (単位:千円)					
区分	R元年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
収入	243,426	233,415	277,583	282,159	286,256
指定管理料	227,058	224,926	246,456	246,100	242,477
	利用料金収入	16,322	8,461	29,819	30,472
	その他収入	46	6	1,307	5,581
	修繕料繰越	-	21	-	5
支出	227,753	218,192	269,471	284,172	285,623
人件費	127,674	123,185	129,545	127,689	130,153
	その他支出	100,078	95,007	139,925	156,483
次年度修繕料繰越金	21	-	5	7	-
収支	15,651	15,223	8,107	▲2,021	632

(出所: 指定管理者年度総合評価表)

※1 指定管理者は自主事業を行っており、上表には自主事業（各種公演の開催（交響楽団、リサイタル、ミュージカル、寄席等）、地域まつりの開催）にかかる収支が含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

【図表 自主事業にかかる収支】

自主事業にかかる収支状況の推移 (単位:千円)					
区分	R元年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度
公会堂					
収入	4,104	379	4,142	7,849	21,337
	支出	3,959	643	5,197	5,685
	収支	144	△263	△1,054	2,164
公民館					
収入	13,328	17	17	1,631	1,670
	支出	15,495	379	4,310	2,817
	収支	△2,167	△362	△2,679	△1,147
南郷文化ホール					
収入	114	-	22	89	1,326
	支出	814	356	922	2,146
	収支	△700	△356	△833	△819
その他					
収入	458	58	-	-	0
	支出	675	26	-	1
	収支	△216	32	-	△1

(出所: 自主事業実施報告書)

※2 公民館及び南郷文化ホールに係る利用者から徴収した施設使用料は、利用料金制を採用していないため指定管理者の収入とはならず市の歳入として処理され表中の「収入」には含まれない。歳入として処理した施設使用料の推移は下表のとおりである。

【図表 岁入となった施設利用料収入】

区分	歳入となった施設使用料収入の推移					(単位:千円)
	R元年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	
公民館	17,699	10,228	4,455	12,596	14,809	
南郷文化ホール	3,127	4,024	4,000	3,773	3,667	

(出所: 指定管理施設から得た歳入の推移)

(2). 監査の結果及び意見

【結果1】備品台帳上の在庫数量と現物数量の相違について

指定管理施設に所在する備品について、備品台帳上の数量と、実際の数量が異なるものがあった。施設の管理及び運営に関する業務の細目について合意した包括協定書において、市は指定管理者に対し市の備品の適正な管理を求めている。

ところが、公会堂において備品の管理状況を確認したところ、市の備品台帳に登録されている「展示ポール 19 本」及び「展示パネル 5 枚」について現物を確認できなかった。また、現物が確認できた展示パネルも汚損が見られ、今後の使用は見込めない状況にあった。備品の撤去や使用状況については、市が指定管理者からの定期的な報告を求め、正確な備品在庫の把握を行うべきである。

【図表 備品の調査結果】

品名	市の備品台帳	備品リスト	現物
展示パネル	20 枚	記載なし	15 枚
展示ポール	19 本	記載なし	0 枚

(出所: 監査人が独自に作成)

【結果2】自主事業の把握漏れについて

市は自主事業のうち、自動販売機収入の金額を把握していなかった。自主事業として自動販売機を設置する場合には、事前に市が承認し、収支計画書や収支報告書に含められることが求められる。

ところが令和 5 年度の収支計画書、及び収支報告書において自動販売機設置により指定管理者が得られる収入金額については含められておらず、市は十分に把握できていなかった。

自主事業の収支計画書及び収支報告書の内訳として自動販売機収入を明記することが必要である。

【意見3】公民館小ホールの利用率向上（営利利用を可とする運用）について

公会堂と公民館は同建物内に所在しており、公会堂には大ホール（1,532席）、公民館には小ホール（507席）が存在する。両ホールともコンサートホールとしての機能を果たし、市民が利用する際はそのキャパシティ等により使い分けがなされている。

両者の相違点として、公会堂大ホールは営利目的による利用が可能であるのに対して、公民館小ホールは社会教育法上の公民館であるため、営利目的の利用が原則的に禁止されている点が挙げられる。

【社会教育法（抜粋）】

（公民館の運営方針）

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

社会教育法のいう「もっぱら営利を目的として事業を行い」とする解釈については多説あるが、プロのアーティスト等が開催する一般的な価格水準の入場料を徴収するコンサート・寄席等は営利目的との解釈が通説のようである。実際に、公民館小ホールにおいては、同様のコンサート・寄席等は実施していないとのことであった。

今般の監査で公会堂・公民館小ホールを実地調査した感想としては、公会堂の大ホールに対して、キャパシティを減らした小ホールとして両者一対で機能しているように見受けられた。また、500席弱という適度なキャパシティは営利目的利用において一定の需要はあるものと解される。その他、公民館小ホールの令和5年度における稼働率は56%と低位の状況にあり、今後の利用率向上施策も課題となっている。

このような状況において、公民館小ホールを公会堂へ移管し社会教育法の適用外として、プロのアーティスト等の営利利用も可能とすることで、小ホールの利用率の向上や、広い用途にて市民が文化芸術に触れる機会の拡大が図られる可能性もある。

市としては、公民館を公会堂に移管（公会堂に条例を統合）し一体の施設とすることについて、過去にも検討した経緯があるが、公民館建設の際に活用した補助金（防衛施設周辺地域の生活環境等の整備に係る補助金）の財産処分制限期間が65年（令和22年まで）のため現状における移管は難しいとのことであった。財産処分制限期間到来後の将来において費用対効果を検討のうえ移管を再検討することを求めたい。

【意見4】受託者に利益が生じ得ない委託契約について

公会堂文化事業委託契約の内容を見直し、受託者（指定管理者）の経営努力による利益部分については、受託者（指定管理者）に帰属させることを検討すべきである。

市と指定管理者は指定管理業務とは別に、市が主催する年数回の公会堂文化事業（市民参加、人材育成、鑑賞を目的とした事業）にかかる委託契約を締結しており、年度ごとの事業内容は委託契約書に仕様書として含まれられ、受託者たる指定管理者には実施に要する費用として委託料が支払われる。

しかし、この委託料は、年額（上限）が定められている一方で、委託料年額または実施に要した費用のうち、より低い額が支払われる取り決めとなっており、結果として受託者（指定管理者）には利益が生じない内容となっている。

【令和5年度八戸市公会堂文化事業委託契約書（抜粋）】

（委託料）

第4条 委託者は、受託者に対し委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として年額金 5,500,000 円（うち、消費税及び地方消費税の額 500,000 円）を支払う。

2 前項の委託料について、委託者は受託者からの請求に基づき前払金として金 5,000,000 円を、業務委託検査合格後に残りの全額を支払うものとする。ただし、第6条第2項の規定による精算額が前項の委託料を下回った場合は、精算額と前払金との差額を支払うものとする。

~~~~~

##### （業務の検査）

第6条 受託者は、委託業務を完了したときは、完了した日から 30 日以内に、委託者に事業実績報告書及び収支決算書を提出し、検査を受けなければならない。

2 委託者は、前項の規定により提出された事業実績報告書及び収支決算書を審査の上、委託料の額を精算して受託者に通知するものとする。

令和5年度の公会堂文化事業委託においては、委託された7事業のすべてが開催され、実施報告がなされている。内容は下図のとおりであり、その実施に要した費用は事業経費と共通経費の計 10,243 千円であった。これに対し、収入は委託料と事業収入の計 10,991 千円であり、事業全体としての利益は 748 千円となった。この報告結果をもとに、市は受託者（指定管理者）から最終的な精算額として利益分 748 千円の返還を受け入れている。

【図表 令和5年度公会堂文化事業実施報告（概要）】

| 収入   |           | 支出      |           |
|------|-----------|---------|-----------|
| 市委託料 | 5,000 千円  | 事業経費    | 10,230 千円 |
| 事業収入 | 5,991 千円  | 共通経費    | 12 千円     |
|      |           | 利益（返納額） | 748 千円    |
| 合計   | 10,991 千円 | 合計      | 10,991 千円 |

（出所：令和5年度八戸市公会堂文化事業実施報告を基に監査人が作成）

このような委託契約から生じる利益は、受託者（指定管理者）の経営努力によって経費を削減し確保した利益であると通常は認定され、受託者（指定管理者）に帰属すべきものと考える。また、独立の第三者間で締結される委託契約においては、受託者に利益が生じ得ない契約が締結されることは通常は考えられず、契約内容を客観的に見た場合に、指定管理者からすれば、市とのパワーバランスの上に締結せざるを得なかった酷な契約にも見える。加えて、文化事業は市が主催し、市民の参加や育成を強く進めるべき事業であるにもかかわらず、現状では受託者（指定管理者）には金銭的メリット（利益）が存在せず、委託事業が多くなれば反対に労力が嵩むため、受託者（指定管理者）にとって適切な動機付けができていない状況にあり問題である。公会堂文化事業委託契約のほか、南郷文化ホール文化公演事業委託契約においても同様の取り決めがなされている。委託契約である以上、委託料を年額で固定するなど、受託者（指定管理者）の経営努力による利益部分については受託者（指定管理者）に帰属させるよう検討されたい。また、先に述べたように当該契約は、通常の第三者間では締結されることは通常は考えにくく、受託者と指定管理者が同一という背景に基づいた特殊な契約と客観視できる。指定管理者としての立場が契約の前提にあるならば、公会堂文化事業を委託契約ではなく、指定管理業務の一環として実施させることが必要である。

#### 【意見5】指定管理者利用時の南郷文化ホール使用料の減免取扱いについて

指定管理者が主催となり自主事業を行う際のホール利用料金の減免の取扱いについて、八戸市公会堂条例施行規則（以下、「公会堂規則」とする。）、及び八戸市公民館条例施行規則（以下、「公民館規則」とする。）と八戸市南郷文化ホール条例施行規則（以下、「文化ホール規則」とする。）の間において相違がある。

具体的には、公会堂規則第13条、及び公民館規則第14条においては、指定管理者が使用する際の利用料金又は使用料の全額を減免するとしているが、文化ホール規則第13条には指定管理者が使用する際の減免に関する取扱いが規定されていない。

### 【八戸市公会堂条例施行規則（抜粋）】

#### （利用料金の減免）

第13条 条例第12条の規定により減額し、又は免除する利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市内の小学校又は中学校が主催し、児童生徒のため芸術文化に関する行事を行うために使用するとき 利用料金の2割に相当する額
- (2) 指定管理者が市民の芸術文化の向上のため行う行事に使用するとき 利用料金の全額
- (3) 当市が主催し、又は共催する行事に使用する場合で、市長が特に必要と認めるとき 利用料金の全額
- (4) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき 指定管理者が定める額

### 【八戸市公民館条例施行規則（抜粋）】

#### （使用料の減免）

第14条 条例第12条の規定により減免する使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 八戸市公民館
  - ア 市内の社会教育関係団体が主催し、対外的な社会教育事業を無料で行うために使用するとき 使用料の2割に相当する額
  - イ 市内の社会教育関係団体が主催し、構成員の学習の向上のため無料で行う行事に使用するとき 使用料の5割に相当する額
  - ウ 市内の小学校、中学校、高等学校及び大学が主催し、児童、生徒及び学生の芸術文化の向上のため無料で行う行事に使用するとき 使用料の5割に相当する額
  - エ 当市若しくは指定管理者が主催し、又は当市が他団体と共に催す行事に使用する場合で、教育委員会が特に必要と認めるとき 使用料の全額
  - オ その他教育委員会が特に必要があると認めるとき 教育委員会が定める額

### 【八戸市南郷文化ホール条例施行規則（抜粋）】

#### （使用料の減免）

第13条 条例第11条の規定により減額し、又は免除する使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 市内の小学校、中学校、高等学校又は大学が主催し、児童、生徒又は学生の芸術文化の向上のため無料で行う行事に使用するとき 使用料の5割に相当する額
- (2) 当市が主催し、又は共催する行事に使用する場合で、市長が特に必要と認めるとき 使用料の全額
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき 市長が定める額

この相違点に起因して、指定管理者が主催し南郷文化ホールで開催される自主事業については、公会堂や公民館での開催では発生しない追加の経費が発生することとなる。文化ホールの使用料の一例として、土日祝日に全日利用する場合は、96,770円（3,000円を超える入場料を徴収する場合）と条例で定められており、南郷文化ホールでの自主事業収支▲819千円（令和5年度実績）を圧迫しており、指定管理者の自主事業に対する意欲の妨げになりかねない。

また、公会堂及び公民館において指定管理者の利用料金又は使用料が減免されている趣旨としては指定管理者へのインセンティブ付与による経営努力の促進と、それに伴う市民サービスの向上を意図したものであり、目的を同じくする南郷文化ホールも使用料の減免の取扱いの採用を検討する余地があると考える。

以上より、指定管理者による南郷文化ホール使用料の減免の取扱いは、目的を同じくする公会堂及び公民館と相違しており、これを整合させることで、指定管理者への経営努力の促進と、市民サービスの向上に寄与することが期待できることから検討されたい。

#### 【意見6】収支報告書の人事費にかかる適切な把握について

公会堂、公民館、南郷文化ホールの収支報告書において、市は3施設全体の人事費を把握するにとどまり、施設毎の人事費は把握していない。

年度の終了後、市は指定管理者から施設毎、及び全施設を合算した収支報告書の提出を受け、収支実績についての把握を行っている。ところが、収支報告書上、下図の通り指定管理業に係るすべての人事費が公会堂に集約され、公民館、南郷文化ホールの人事費は計上されていない。これは、指定管理者において人事費が施設毎に把握できていないためである。その原因としては、公会堂、公民館は物理的に一体の施設であり、また、南郷文化ホールも含め音声や照明などの舞台演出の専門技術が必要な業務が多く、職員が各施設を兼務している状況から、施設毎の正確な人事費の割り付けが困難であることが挙げられる。

【図表 令和5年度収支内訳（単位：千円）】

|     | 公会堂     | 公民館    | 南郷文化ホール | 全体      |
|-----|---------|--------|---------|---------|
| 収入  | 233,647 | 28,633 | 23,976  | 286,256 |
| 支出  | 232,382 | 29,740 | 23,501  | 285,623 |
| 人事費 | 130,153 | —      | —       | 130,153 |
| その他 | 102,228 | 29,740 | 23,501  | 155,470 |
| 収支  | 1,265   | ▲1,107 | 474     | 632     |

(出所：令和5年度収支決算書を基に監査人が作成)

施設毎に人件費を計上しないことにより、施設毎の適切な情報による評価や意思決定に困難な状況を招いているものと考えられる。具体的には、施設毎の運営に必要な生涯コスト（ライフサイクルコスト）を適切に把握できず、施設の継続または廃止を判断する際の意思決定資料として機能を果たさない。また、利用者一人当たりのコストを適切に把握できず、施設毎の受益者負担の公平性の評価が困難となっているといった問題が考えられる。

今後、適切な情報による評価や意思決定を行うためにも、市は指定管理者に対し、人件費の施設毎の適切な割り付けを指導していくことが必要である。

## 2. こどもの国/八戸植物公園

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

総合公園としての「こどもの国」と特殊公園としての「八戸植物公園」は、合わせて一般に「八戸公園」と呼称されている。

八戸公園は八戸市を代表する総合公園として、昭和 56 年に着手して以来、毎年公園施設の充実に努めている。広さ 37 ヘクタールの公園の中には、緑の相談所を核とし多種多様な木々や草花を楽しめる「植物園ゾーン」、広大な芝生がある「芝生広場ゾーン」、子どもたちに人気のジェットコースターや観覧車などの遊具のある「遊園地ゾーン」、また席でお花見が楽しめる「サクラの杜ゾーン」などの 9 つのゾーンから構成されている。そのうち、「植物園ゾーン」が「八戸植物公園」、残りのゾーンが「こどもの国」である。

平成 23 年 4 月には、子ども向けの室内遊具を備えた通年で利用できる施設として「子ども交流館（三八五・こども館）」がオープンした。また、春の「はちのへ公園春まつり」に始まり、シーズンを通じて様々な催し物が行われており、市内外から訪れる多くの来園者に親しまれている。

#### ア. こどもの国

【図表 施設の概要（こどもの国）】

| 項目      | こどもの国                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市十日市字天摩、小山、留流及び大字松館字籠田地内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 設置根拠条例  | 八戸市都市公園条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 開設      | 昭和 57 年 3 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>●敷地面積 31.4ha</li><li>●入口広場ゾーン 2.9ha（カナール広場、ローズガーデン等）</li><li>●芝生広場ゾーン 3.8ha（多目的芝生広場、交通安全ふれあい広場等）</li><li>●展望ゾーン 2.0ha（展望台、滝、水車、縄文親子像、縄文鍋）</li><li>●遊園地ゾーン 4.1ha（休憩所（食堂）、遊園地（ジェットコースター他）等）</li><li>●わんぱくゾーン 1.5ha（わんぱく広場、炭焼窯、ふれあい広場他）</li><li>●動物放牧ゾーン 2.9ha（サル山、どうぶつふれあい広場等）</li><li>●サクラの杜ゾーン 10.0ha（サクラの広場、サクラの樹席等）</li><li>●駐車場ゾーン 4.2ha（第一駐車場、第二駐車場）</li></ul> |
| 開園期間・時間 | 開園期間：4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで<br>休園日：毎週月曜日（月曜日が祝日又は振替休日の時はその翌日）、12 月 29 日から 1 月 3 日まで<br><br>開園時間：午前 9 時から午後 5 時まで<br>ただし、下記施設の利用期間及び利用時間は表のとおり。                                                                                                                                                                                                                                                           |

|                   | 期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 4月1日から11月上旬まで       | うち市内の小中学校の夏休み期間中土曜日及び日曜日 | 11月中旬から3月31日まで |    |    |    |                   |         |      |    |    |    |    |            |      |    |            |        |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------|----------------|----|----|----|-------------------|---------|------|----|----|----|----|------------|------|----|------------|--------|
|                   | 施設名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                     |                          |                |    |    |    |                   |         |      |    |    |    |    |            |      |    |            |        |
|                   | 下記以外の施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 午前9時から午後5時まで        | 午前9時から午後6時まで             | 午前9時から午後5時まで   |    |    |    |                   |         |      |    |    |    |    |            |      |    |            |        |
|                   | ・有料の遊戯施設<br>・交通安全ふれあい広場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 午前9時から<br>午後4時45分まで | 午前9時から<br>午後5時45分まで      | 利用休止           |    |    |    |                   |         |      |    |    |    |    |            |      |    |            |        |
| 利用料金              | <p>●遊具等利用料金<br/>ゴーカート（1人乗りエンジンカー）1台1回220円、観覧車中学生以上1人1回220円等。詳細は市ホームページを参照のこと。</p> <p>●行商等の行為に係る使用料<br/>行商、募金及びこれらに類する行為のために公園を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、募金その他これらに類する行為</td> <td>1件1日につき</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>業として行う写真又は映画の撮影のために公園を使用する場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真</td> <td>写真機1台1日につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>映画</td> <td>撮影機1台1日につき</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> |                     |                          |                | 区分 | 単位 | 金額 | 行商、募金その他これらに類する行為 | 1件1日につき | 300円 | 区分 | 単位 | 金額 | 写真 | 写真機1台1日につき | 100円 | 映画 | 撮影機1台1日につき | 3,000円 |
| 区分                | 単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 金額                  |                          |                |    |    |    |                   |         |      |    |    |    |    |            |      |    |            |        |
| 行商、募金その他これらに類する行為 | 1件1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 300円                |                          |                |    |    |    |                   |         |      |    |    |    |    |            |      |    |            |        |
| 区分                | 単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 金額                  |                          |                |    |    |    |                   |         |      |    |    |    |    |            |      |    |            |        |
| 写真                | 写真機1台1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 100円                |                          |                |    |    |    |                   |         |      |    |    |    |    |            |      |    |            |        |
| 映画                | 撮影機1台1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3,000円              |                          |                |    |    |    |                   |         |      |    |    |    |    |            |      |    |            |        |

(出所：条例、施行規則、業務基準書)

#### イ. 八戸植物公園

【図表 施設の概要（八戸植物公園）】

|         |                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目      | 八戸植物公園                                                                                                                                                     |
| 所在地     | 八戸市十日市字天摩、小山、上赤坂地内                                                                                                                                         |
| 設置根拠条例  | 八戸市都市公園条例                                                                                                                                                  |
| 開館      | 昭和57年3月                                                                                                                                                    |
| 施設の内容   | <p>●敷地面積 5.6ha</p> <p>●緑の相談所</p> <p>・延床面積 728.41 m<sup>2</sup></p> <p>・鉄骨鉄筋コンクリート造一部地階建</p> <p>●日本庭園見本園</p> <p>・池、トイレあり</p> <p>●植物園駐車場</p> <p>・普通車：69台</p> |
| 開園期間・時間 | こどもの国参照                                                                                                                                                    |

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 利用料金 | ●行商等の行為に係る使用料<br>子どもの国と同様。 |
|------|----------------------------|

(出所：条例、施行規則、指定管理者募集要項、業務基準書)

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目                           | 子どもの国                                                                                                                                                     | 八戸植物公園 |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 指定管理者                        | 三八五流通株式会社                                                                                                                                                 |        |
| 指定管理者の分類                     | 株式会社                                                                                                                                                      |        |
| 指定期間                         | 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月                                                                                                                                    |        |
| 指定管理業務の収入形態<br>(指定管理料・利用料金等) | 利用料金と指定管理料の併用制。指定管理者は、定額の指定管理料を收受しており、また、以下の利用料金収入は指定管理者の収入となる。<br>●遊具等の利用料金<br>●行商、募金及びこれらに類する行為のために公園を使用する場合の利用料金<br>●業として行う写真又は映画の撮影のために公園を使用する場合の利用料金 |        |
| 指定管理者が行う業務の内容                | 〈八戸市都市公園条例第 4 条〉<br>(1) 指定管理公園に係る第 8 条第 1 項及び第 11 条第 2 項の許可に関する業務<br>(2) 指定管理公園の施設、設備等の維持管理に関する業務<br>(3) その他市長が必要と認める業務                                   |        |

(出所：条例、包括協定書等)

## ③ 指定管理者の選定手続

平成 18 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 6 年度現在の指定管理者については、令和 5 年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目   | 子どもの国                                                                                                                                                                                  | 八戸植物公園 |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 選定方法 | 公募                                                                                                                                                                                     |        |
| 応募資格 | ●法人その他の団体であること。(法人格はないが、個人での応募は不可。)<br>●法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。<br>ア 法律行為を行う能力を有しないもの<br>イ 破産者で復権を得ないもの<br>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの<br>エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 |        |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>225号)による手続を行っているもの</p> <p>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの。</p> <p>カ オに掲げる者の統制の下にある団体であると認められるもの</p> <p>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</p> <p>ク 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</p> <p>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取り消しを受けた日から3年を経過しないもの</p> <p>●八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるものでないこと。</p> <p>●防火管理者及び危険物取扱者乙種第4類資格、免許等を有していること。</p> |
| 直近の応募状況 | 令和6年度からの指定管理業務について、1者の応募があった                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「八戸市指定管理者選定委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。</p> <p>●市民の平等な利用が確保されること。</p> <p>●公の施設の効用を効果的に発揮させること。</p> <p>●管理に要する経費の縮減を図ること。</p> <p>●管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>●市の重要施策が推進されること。</p> <p>●施設の利用促進が図られる自主事業であること。</p>                                                         |

（出所：指定管理者募集要項）

#### ④ 施設の利用者数

（単位：人）

|           | R元年度    | R02年度   | R03年度   | R04年度   | R05年度   |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 八戸公園      | 917,179 | 358,552 | 419,488 | 757,167 | 808,578 |
| 子どもの国入場者数 | 863,990 | 336,303 | 395,753 | 721,005 | 768,894 |
| 植物公園入園者数  | 53,189  | 22,249  | 23,735  | 36,162  | 39,684  |

（出所：指定管理者の事業報告書より監査人作成）

## ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 収支状況の推移 (単位:千円) |         |         |         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|
| 区分              | R02 年度  | R03 年度  | R04 年度  | R05 年度  |
| 収入              | 200,049 | 174,731 | 195,051 | 195,904 |
|                 | 指定管理料   | 109,746 | 109,746 | 109,746 |
|                 | 利用料金収入  | 56,518  | 56,546  | 84,656  |
|                 | 補助金・助成金 | 33,785  | 8,439   | 649     |
| 支出              | 172,878 | 169,294 | 177,518 | 183,364 |
|                 | 人件費     | 114,396 | 112,728 | 114,065 |
|                 | 維持管理経費  | 32,327  | 29,389  | 34,708  |
|                 | その他運営経費 | 11,997  | 15,360  | 15,585  |
|                 | 消費税     | 14,156  | 11,816  | 13,159  |
| 収支              | 27,170  | 5,437   | 17,532  | 12,540  |

(出所: 指定管理者の事業報告書)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

### 【図表 自主事業にかかる収支】

| 自主事業にかかる収支状況の推移 (単位:千円)                                                                                                                                     |        |        |        |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                                                                                                                                                          | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |
| 自主事業 収入                                                                                                                                                     | 1,100  | 1,196  | 3,311  | 3,942  |
| 自主事業 支出                                                                                                                                                     | 2,405  | 1,030  | 4,186  | 5,174  |
| 自主事業 収支                                                                                                                                                     | △1,304 | 166    | △875   | △1,232 |
| 令和 5 年度自主事業の内容                                                                                                                                              |        |        |        |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●出店先行オープン (桜の開花時に出店サービス)</li> <li>●はちのへ公園春まつり (ステージイベント開催)</li> <li>●映画会、木工教室等の各種教室、昆虫関連イベント、縄文なべまつり、写真展等</li> </ul> |        |        |        |        |

(出所: 指定管理者の事業報告書)

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果3】備品台帳（備品カード）及び備品シールの貼付について

担当者へのヒアリング、備品一覧表や備品台帳（備品カード）の閲覧、現地調査による現物確認によって以下の問題が明らかになった。

まず、備品を廃棄したにも関わらず、備品台帳（備品カード）において廃棄の処理がとられていないものが多数存在した。また、移動したにも関わらず、備品台帳（備品カード）に反映されていないものがあった。例えば、洗濯機（パナソニック（株）NA-f50B3）は子ども交流館から研修室前に移動してあったにもかかわらず、備品台帳（備品カード）上は、子ども交流館に設置してあることになっていた。さらに、備品シールが貼付されていないものや、備品シールはあるものの記載内容が確認できない備品が散見された。

備品台帳（備品カード）に固有の番号を定め、その番号を記載した備品シールを貼付する等により備品を特定する方法を確立したうえで、備品台帳（備品カード）を適時適切に更新することが必要である。さらに、定期的な現物確認を行い、備品台帳（備品カード）による管理を徹底することが重要である。

### 【結果4】備品一覧表が更新されておらず実態と相違している

包括協定書において定めている備品管理の対象となる備品一覧表について、誤りが散見された。市と指定管理者が締結している包括協定書では、貸与備品の管理について以下のとおり定めている。なお、甲は八戸市、乙は指定管理者を指す。協定書では、備品一覧表に記載した市所有の物品について指定管理者へ無償貸与し、廃棄・故障等の場合には市へ報告すること等を求めている。

#### 【八戸公園（子どもの国・八戸植物公園）の管理に関する包括協定書（一部抜粋）】

##### （備品の扱い）

- 第27条 甲は、別記3に掲げる備品を無償で乙に貸与する。
- 2 乙は、前項の備品が経年劣化等により管理業務の実施の用に供することができなくなった場合又はそのおそれがある場合は、甲にその旨を通知するものとする。
- 3 甲は、前項の通知を受けた場合、備品の劣化の程度を確認し、必要と認める場合は、当該備品と同等の価値又は機能を有する代替備品を甲の費用において購入し、又は調達するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、乙は、自らの費用で管理業務に要する備品を購入することができる。ただし、指定管理料を充当して購入する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

別記3

管理物件

(中略)

○管理の対象となる公の施設に設置する備品（無償貸与する備品）

業務基準書別紙5「備品一覧表」のとおり。

包括協定書の別記3に定める業務基準書別紙5「備品一覧表」の具体的な記載内容は、以下のとおりである。備品一覧表に記載された備品は合計374種類に及ぶ。

【八戸公園（こどもの国・八戸植物公園）指定管理業務基準書（指定期間 令和6年度から令和10年度まで）（一部抜粋）】

備品一覧表

| No. | 品名       | メーカー・規格等                 | 数量 | 配置場所 |
|-----|----------|--------------------------|----|------|
| 1   | 軽貨物自動車   | ダイハツハイゼット八戸 480か8540     | 1  |      |
| 2   | 小型貨物トラック | トヨタダイナ八戸 400そ626         | 1  |      |
| 3   | 軽貨物トラック  | キャリィ KC スペシャル八戸 480く1974 | 1  |      |
| 4   | 軽貨物自動車   | スズキエブリイ 八戸 480え5440      | 1  |      |

以下、省略

現地調査において上記備品一覧表や備品台帳（備品カード）をもとに20種類程度の備品について現物確認を行った結果、以下の問題点があった。

●備品一覧表に、既に廃棄していると思われる備品が記載されていた。

備品一覧表に記載があり、現物が確認できなかった備品は以下のとおりである。

| No. | 品名       | メーカー・規格等        | 数量 | 配置場所     |
|-----|----------|-----------------|----|----------|
| 25  | スポーツロッカー | コクヨ PLK-Y12L-AY | 1  | 緑の相談所事務室 |
| 26  | スポーツロッカー | コクヨ PLK-Y6L-AY  | 1  | 緑の相談所事務室 |
| 42  | 扇風機      | ナショナル F35SIQ    | 1  | 緑の相談所展示室 |

（出所：備品一覧表）

●備品一覧表に記載されていない備品が実在していた。

なお、備品一覧表は令和5年4月1日時点で作成されており、包括協定書の締結は令和6年1月22日である。さらに、年度協定は令和6年4月1日に締結されている。

【備品一覧表作成時に既に存在していた備品】

| 取得年月日    | 品名    | メーカー・規格等      | 数量 | 配置場所   |
|----------|-------|---------------|----|--------|
| H23.3.18 | 冷蔵庫   | シャープ SJ-14T   | 1  | 子ども交流館 |
| H23.3.18 | 液晶テレビ | シャープ LC52SE1  | 1  | 子ども交流館 |
| H23.3.18 | TV台   | オーロラ PDS-1800 | 1  | 子ども交流館 |

(出所：備品台帳（備品カード）)

【備品一覧表作成後かつ包括協定書締結前に取得した備品】

| 取得年月日    | 品名      | メーカー・規格等                     | 数量 | 配置場所   |
|----------|---------|------------------------------|----|--------|
| R5.12.22 | 電子キーボード | カシオ計算機(株) Casiotone CT-S1 FH | 1  | 子ども交流館 |

(出所：備品台帳（備品カード）)

【包括協定書締結後、年度協定締結前に取得した備品】

| 取得年月日   | 品名                 | メーカー・規格等                | 数量 | 配置場所           |
|---------|--------------------|-------------------------|----|----------------|
| R6.3.27 | キャッシュレス<br>対応自動券売機 | 芝浦自販機(株) 製 KC-TX30IQ5-N | 1  | のりもの券売<br>り場付近 |

(出所：備品台帳（備品カード）)

現物確認を実施したのは管理対象備品のごく一部であり、他にも多数の不備が存在する可能性が高い。指定管理業務基準書に記載の備品一覧表は、備品台帳に基づき、適切に作成する必要がある。当然、備品の取得・移動・廃棄を含めた備品台帳の適時適切な管理が前提となる。また、備品一覧表の作成時点から協定書締結までに取得・廃棄があった場合についても、管理対象備品を適切にアップデートして包括協定書や年次協定書の締結時点における管理対象備品を明確に定める必要がある。なお、備品一覧表の番号は、誤謬を防止するため、通し番号ではなく備品台帳（備品カード）に定めた固有の番号を用いることが望ましい。

【結果5】修繕料実績報告書の記載誤りについて

年度協定書に基づき指定管理者から市に提出された修繕料実績報告書の記載に、以下のとおり誤りがあった。

【令和4年度の修繕料実績報告書】

(出所：監査人作成)

| 項目         | 実際の記載      | あるべき記載     | 差額       |
|------------|------------|------------|----------|
| 1. 年度修繕予算額 | 8,365,000円 | 8,365,000円 | －        |
| 2. 修繕料実施済額 | 8,267,622円 | 8,328,122円 | 60,500円  |
| 3. 差額（1-2） | 97,378円    | 36,878円    | △60,500円 |

### 【令和 5 年度の修繕料実績報告書】

| 項目          | 実際の記載       | るべき記載       | 差額        |
|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 1. 年度修繕予算額  | 8,462,378 円 | 8,401,878 円 | △60,500 円 |
| 2. 修繕料実施済額  | 8,462,378 円 | 8,473,213 円 | 10,835 円  |
| 3. 差額 (1-2) | 0 円         | △71,335 円   | △71,335 円 |

(出所：監査人作成)

令和 4 年度及び令和 5 年度における修繕料実施済額に関する実際の記載額は、事業報告書の修繕料と整合していなかった。事業報告書の修繕料と修繕料実施済額のるべき記載額は一致して然るべきであるため、修繕料実績報告書作成の際に事業報告書の修繕料を参照すれば防げた事務ミスであると言える。

また、行政管理課が発出した事務連絡「指定管理者制度に係る修繕料の取扱いについて」では、以下のとおり、指定管理期間の最終年度の精算時に修繕料の実績額が予算額を超過する場合には、修繕実績報告書において超過額が「指定管理者負担による」旨を記載することが求められている。

### 【行政管理課 平成 26 年 4 月 15 日「指定管理者制度に係る修繕料の取扱いについて」（一部抜粋）】

#### 【補足】

##### 《最終年度の精算時に予算額を超過する場合》

例外的に指定管理者負担による修繕が行われたことに伴い、修繕料予算額を超過した場合、以下の点について指定管理者に指示してください。

- ① 修繕実績報告書での「実施済金額」は実績額を記載。このため、「差額残額」はマイナス表記。
- ② 修繕料予算の超過額および当該金額が「指定管理者負担による」旨を記載  
(以下略)

したがって、指定期間の最終年度である令和 5 年度に修繕予算額が実績額を超過している場合は、修繕料実績報告書に「年度修繕予算額を超えた分については、指定管理者が負担致しました。」という文言を指定管理者に記載をしてもらう必要があった。

修繕料実績報告書は、協定書や業務基準書に基づいて指定期間の最終年度で精算を行う事務を行う上で重要な資料である。したがって、その作成にあたっては、事業報告書との整合性を十分に確認することが必要である。

### 【結果 6】植物園駐車場の駐車台数に関する HP 上の表示について

植物園駐車場の駐車台数について、市のウェブサイトでは「普通車 53 台」と記載されていたが、実際は「普通車 69 台」とするのが正しかった。

ウェブサイトには、正確な情報を記載する必要がある。なお、2024 年 11 月 20 日現在、この記載ミスは既に修正されている。

### 【結果 7】経費の計上もれ（謝礼の源泉所得税）について

八戸植物公園で実施している緑の専門相談や園芸教室講師に対する謝礼は、源泉所得税を差し引いて現金払いしている。差し引いた源泉所得税は、他の源泉所得税とともに翌月 10 日までに納付しているとのことであるが、その納付分について経費の計上がもれていた。

具体的には、6 月謝礼分（報酬額 10,000 円、謝礼支出額 8,979 円、源泉徴収税支払額 1,021 円）及び 8 月謝礼分（報酬額 30,000 円、謝礼支出額 26,938 円、源泉徴収税支払額 3,062 円）の 2 件(3 名分)である。この 2 件について、本来であれば 40,000 円を経費として計上すべきであるところ、源泉徴収額支払額 4,083 円を除く 35,917 円が経費として計上されていた。結果として、市に報告された事業報告書における経費 4,083 円が過少となっていた。市は、指定管理者に指定管理業務にて生じた経費を漏れなく記帳するよう指導し、適切な報告を受けることが必要である。

### 【結果 8】支出の根拠資料がない経費について

会計帳簿と 11 月の月次報告書における一般管理費の金額が下記のとおり相違していた。

| 勘定科目  | 会計帳簿      | 月次報告      | 差額      |
|-------|-----------|-----------|---------|
| 一般管理費 | 143,210 円 | 152,406 円 | 9,196 円 |

差額の内容は不明である。なお、年度の事業報告書では、月次報告における金額が集計されており、最終的な事業報告書における一般管理費のうち、9,196 円は内容及び根拠が不明な金額ということになる。

支出した経費については、内容及び計上根拠資料を適切に保管したうえで、報告することが必要である。

### 【意見 7】利用料金収入額に関する内訳情報の報告が不足している

包括協定書では、以下のとおり利用料金収入の内訳に関する報告を定めている。

### 【包括協定書（一部抜粋）】

月例業務報告書、事業報告書

（3）利用料金収入の実績及び管理経費の支出状況

利用料金収入額及び減免額の内訳等を記載すること

当施設における利用料金収入は、「遊具等利用料金」と「行商等の行為に係る使用料」に大別され、行商等の行為に係る使用料には、行商のほか、当施設において写真撮影・映画撮影を行う場合の利用料等が含まれる。包括協定書がいう『利用料金の内訳等の記載』という要件を満たすためには、遊具別の遊具等利用料金や、行為別の行商等の使用料が記載・報告されて然るべきであると考えるが、実際の月例業務報告書や年度の事業報告書では、遊具等利用料金と行商等の行為に係る使用料を合算した額のみが報告され、利用料金収入それぞれの内訳金額が市に報告されていない。一例として、2023年9月17日の利用料金収入合計は1,697,770円であり、映像機使用料3,000円が含まれているが、市への月例業務報告からは読み取れない。

遊具等利用料金と行商等の行為に係る使用料は、使用料徴収の根拠も異なっており、指定管理者が内部で作成している資料では区分して把握しているため、市への報告上も内訳を示して報告することが望ましいと考える。

### 【意見8】予算及び決算における消費税の取扱いについて

指定管理者は、指定管理者選定の申請から各年度の予算及び決算においても一貫して支出の一項目として「未払消費税」を計上している。この項目追加の妥当性については疑義がある。

指定管理者の認識では、従来より消費税の納付の影響を含めた収支差額を計算・表示することを目的として項目を追加していたまでであり、特段の意図はないとのことであった。

一方、指定管理者募集における申請書等様式集にある収支計画書には消費税の項目がなく、収支計画書の記載要領には、以下のような記載がある。

### 【申請書様式集（一部抜粋）】

#### ○記載要領

- ・支出の小区分は例示であり、必要に応じて追加すること。
  - ・消費税込みの金額を記載すること
- （以下、略。）

消費税の項目は支出の大区分の追加であり、記載要領上、収支計画書は税込みの金額で記載することが求められているため、消費税の項目を追加することは、様式に則っていないと

捉えることも可能である。

また、通常このような様式及び記載要領であれば、消費税の項目を自主的に追加することは想定されない。事実、指定管理者選定に応募し選定からもれた1者の収支計画書には、消費税の項目はない。このことが選定結果に与えた影響は大きいとは認められないが、単純に収支差額を比較しにくいという意味において、比較の上で一つの障害となっていた可能性は否定できない。

さらに、表示している消費税はあくまで概算値に過ぎず、実際の消費税申告においては、指定管理者が実施している他の事業との取引を合算したうえ、複雑な仕入税額控除の計算を行うことになるはずである。

以上の理由により、指定管理に関する予算書及び決算書においては、消費税の項目を表示しないよう改めることが望ましい。

### 3. 総合福祉会館

#### (1). 概要

平成 5 年 10 月に竣工した総合福祉会館は、市民の福祉の増進を図るため福祉活動及び社会参加の場として設置したものであり、貸会議室、貸ホール並びに料理実習室を備えた会館で、平成 18 年から指定管理者制度がスタートして八戸市社会福祉協議会が指定管理者となって運営されている。

#### ① 施設の概要

【図表 施設の概要（総合福祉会館）】

| 項目                                                      | 総合福祉会館                                                                                                                                                                                                                                                         |              |                    |                    |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------|--------------------|
| 所在地                                                     | 八戸市根城八丁目 8 番 155 号                                                                                                                                                                                                                                             |              |                    |                    |
| 設置根拠条例                                                  | 八戸市総合福祉会館条例                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                    |                    |
| 竣工年月                                                    | 平成 5 年 10 月                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                    |                    |
| 施設の内容                                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>敷地面積 3,436.25 m<sup>2</sup></li><li>建築面積 1,292.15 m<sup>2</sup></li><li>延床面積 5,158. 26 m<sup>2</sup></li><li>建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 6 階建塔屋 1 階建</li><li>主要施設 第 1 ・ 2 会議室、大会議室、多目的ホール、第 1 ・ 2 教室、研修室、料理実習室、遊戯室、談話室</li></ul> |              |                    |                    |
| 開館時間                                                    | 午前 9 時から午後 9 時まで（八戸市総合福祉会館条例施行規則第 2 条による）                                                                                                                                                                                                                      |              |                    |                    |
| 休館日                                                     | 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（八戸市総合福祉会館条例施行規則第 3 条による）                                                                                                                                                                                                            |              |                    |                    |
| 使用料                                                     | 施設名                                                                                                                                                                                                                                                            | 利用時間         |                    |                    |
|                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                | 9 時～<br>12 時 | 13 時～<br>16 時 30 分 | 17 時 30 分～<br>21 時 |
|                                                         | 第一会議室                                                                                                                                                                                                                                                          | 1,660 円      | 1,930 円            | 1,930 円            |
|                                                         | 第二会議室                                                                                                                                                                                                                                                          | 1,660 円      | 1,930 円            | 1,930 円            |
|                                                         | 大会議室                                                                                                                                                                                                                                                           | 4,000 円      | 4,660 円            | 4,660 円            |
|                                                         | 多目的ホール                                                                                                                                                                                                                                                         | 10,970 円     | 12,800 円           | 12,800 円           |
|                                                         | 第 1 教室                                                                                                                                                                                                                                                         | 5,150 円      | 5,990 円            | 5,990 円            |
|                                                         | 第 2 教室                                                                                                                                                                                                                                                         | 5,150 円      | 5,990 円            | 5,990 円            |
|                                                         | 研修室                                                                                                                                                                                                                                                            | 4,000 円      | 4,660 円            | 4,660 円            |
|                                                         | 料理実習室                                                                                                                                                                                                                                                          | 1,800 円      | 2,070 円            | 2,070 円            |
| 施設の使用許可<br>及び条件                                         | 事務室 1 年につき使用面積に 1 m <sup>2</sup> 当たり 5,320 円を乗じて得た額                                                                                                                                                                                                            |              |                    |                    |
|                                                         | 設備、器具等 市長が定める額                                                                                                                                                                                                                                                 |              |                    |                    |
| 総合福祉会館を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならぬ。（八戸市総合福祉会館条例第 7 条） |                                                                                                                                                                                                                                                                |              |                    |                    |

| 項目                  | 総合福祉会館                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設の使用制限             | <p>指定管理者は、総合福祉会館の次のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>・建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。</li> <li>・総合福祉会館の管理に支障があると認めるとき。</li> <li>・集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</li> <li>・その他指定管理者が不適当と認めるとき。</li> </ul> <p>(八戸市総合福祉会館条例第8条)</p> |
| 入館の拒否等              | <p>指定管理者は、総合福祉会館の次のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症疾患があると認められる者</li> <li>・総合福祉会館の秩序又は公益を害するおそれがあると認められる者。</li> <li>・係員の指示に従わない者。</li> <li>・その他管理上入館を不適当と認める者。</li> </ul> <p>(八戸市総合福祉会館条例第16条)</p>                                        |
| 外観<br>(八戸市ホームページより) |                                                                                                                                                                                                                         |

(出所：八戸市総合福祉会館 個別施設計画、指定管理業務基準書、市提供の資料)

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は、以下のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目          | 総合福祉会館                                |
|-------------|---------------------------------------|
| 指定管理者       | 社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会                     |
| 指定管理者の分類    | 社会福祉法人                                |
| 指定期間        | 平成31年4月～令和6年3月                        |
| 指定管理業務の収入形態 | 指定管理者は、定額の指定管理料を收受しており、利用料金制は採用していない。 |

| 項目            | 総合福祉会館                |                                                                                                                                                               |
|---------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者が行う業務の内容 | (1) 設置条例第3条に規定する事業の実施 | 施設に入居する社会福祉団体との連絡調整に関すること。                                                                                                                                    |
|               | (2) 施設の使用許可に関する業務     | 施設利用者に対する案内、使用の受付、許可・不許可、利用調整等に関すること。                                                                                                                         |
|               | (3) 施設、設備等の維持管理に関する業務 | 指定管理者は、施設、設備等を良好な状態で維持し、事故等を未然に防止するため日常点検、法定点検、定期点検を行うこと。<br>ア) 施設、設備等の保守管理<br>イ) 清掃業務<br>ウ) 警備業務<br>エ) 環境衛生管理業務<br>オ) 外構施設管理業務<br>カ) 施設、設備、備品の修繕<br>キ) 備品の管理 |
|               | (4) 計画及び報告書等の提出       | ア) 定期報告<br>イ) 事業計画書及び収支計画書<br>ウ) 事業報告書<br>エ) その他報告事項                                                                                                          |
|               |                       |                                                                                                                                                               |

(出所：八戸市総合福祉会館の管理に関する年度協定書、指定管理業務基準書)

### ③ 指定管理者の選定手続

平成18年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和6年度現在の指定管理者については、令和5年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目   | 総合福祉会館                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選定方法 | 公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 応募資格 | ①法人その他の団体であること、(法人格は必要ないが、個人での公募は不可。)<br>②法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと<br>ア 法律行為を行う能力を有しないもの<br>イ 破産者で復権を得ないもの<br>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの<br>エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っているもの<br>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの</p> <p>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</p> <p>ク 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</p> <p>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から3年を経過しないもの</p> <p>③八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるものでないこと。</p> <p>④「4 公募説明会（現地見学会）」に参加すること。</p>                                        |
| 直近の応募状況 | 令和6年度からの指定管理業務について、1者のみ応募があった。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「八戸市指定管理者選定委員会」（選定委員7人）による候補者の選定審査を行い、審査合計点数の7割以上を獲得したもののうち、最も評点が高いものを指定管理者の候補者に選定する。これを踏まえ市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。なお、効率性の採点に当たっては、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行う。</p> |

（出所：八戸市総合福祉会館 指定管理者募集要項）

#### ④ 施設の利用者数、利用件数及び使用料収入

【図表 利用者数の推移】

| 利用者数の推移 |        |        |        |        |        | (単位：人) |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分      | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |        |
| 利用者数    | 72,935 | 33,782 | 33,004 | 39,076 | 43,692 |        |

（出所：市提供の資料）

【図表 利用件数の推移】

| 利用件数の推移 |       |       |       |       |       | (単位：件) |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 区分      | R元年度  | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |        |
| 利用件数    | 2,289 | 1,429 | 1,332 | 1,713 | 1,760 |        |

（出所：市提供の資料）

【図表 使用料収入の推移】

| 使用料収入の推移 |        |        |       |        |        | (単位：千円) |
|----------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|
| 区分       | R元年度   | R02年度  | R03年度 | R04年度  | R05年度  |         |
| 使用料収入    | 12,842 | 10,820 | 9,182 | 10,476 | 10,217 |         |

（出所：市提供資料から監査人が作成）

## ⑤ 指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理者の収支状況の推移】

| 収支状況の推移 (単位:千円)       |        |        |        |        |        |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                    | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 収入                    |        |        |        |        |        |
| 指定管理料                 | 76,930 | 77,348 | 76,930 | 76,930 | 77,348 |
| 電気・ガス価格高騰対策指定管理者支援補助金 |        |        |        | 2,638  | 1,534  |
| 合計                    | 76,930 | 77,348 | 76,930 | 79,568 | 78,882 |
| 支出                    |        |        |        |        |        |
| 人件費                   | 22,242 | 22,937 | 23,184 | 21,485 | 22,793 |
| 施設及び設備に関する維持管理経費      | 50,364 | 48,717 | 50,639 | 59,788 | 59,625 |
| 事業及びその他運営経費           | 433    | 330    | 332    | 238    | 268    |
| 租税                    | 2,253  | 2,359  | 2,364  | 2,306  | 2,408  |
| 支出合計                  | 75,292 | 74,344 | 76,519 | 83,818 | 85,094 |
| 収支差額                  | 1,637  | 3,004  | 411    | △4,250 | △6,212 |
| 収支差額率                 | 2.1%   | 3.9%   | 0.5%   | −%     | −%     |

(出所: 市提供資料から監査人が作成)

## ⑥ 総合福祉会館に関する市の収支状況

(単位:千円)

| 市の収支状況の推移             |        |        |        |        |        |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                    | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 収入                    |        |        |        |        |        |
| 使用料収入                 | 12,842 | 10,820 | 9,182  | 10,476 | 10,217 |
| 電気等使用料                |        |        | 92     | 132    | 120    |
| 電話等使用料                | 2      | 3      | 3      | 3      | 3      |
| 合計                    | 12,844 | 10,823 | 9,277  | 10,611 | 10,340 |
| 支出                    |        |        |        |        |        |
| 指定管理料                 | 76,930 | 77,348 | 76,930 | 76,930 | 77,348 |
| 電気・ガス価格高騰対策指定管理者支援補助金 |        |        |        | 2,638  | 1,534  |
| 修繕料※                  | 1,372  | 0      | 16,045 | 12,551 | 1,978  |
| 委託料※                  | 1,540  | 220    | 4,202  | 220    | 10,612 |
| 土地等借上料※               | 7,000  | 7,000  | 7,000  | 7,000  | 7,000  |

|       |   |         |          |         |         |         |
|-------|---|---------|----------|---------|---------|---------|
| 工事請負費 | ※ | 21,450  | 43,450   |         |         |         |
| 備品購入費 | ※ |         |          |         | 1,056   | 315     |
| 支出合計  |   | 108,292 | 128,018  | 104,177 | 100,395 | 98,787  |
| 収支差額  |   | △95,448 | △117,195 | △94,900 | △89,784 | △88,447 |

(出所：市提供資料から監査人が作成)

※ 市が支出する維持管理経費

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果9】令和5年度 収支決算書の作成について

令和5年度終了後、指定管理者から市に提出された収支報告書には『電気・ガス価格高騰対策指定管理者支援補助金 1,534千円』が収入予算欄に記載されている。当補助金収入は収入予算として設定をしていなかった項目であるため、収支報告書の予算欄へ記載することは正しくない。

結果として、誤った収支報告書を市は收受している。指定管理者に適正な収支報告書を作成・提出するよう指導し、正確な収支報告を受けることが必要である。

### 【指定管理者の作成した収支決算書】(誤謬含む)

#### ◇収入

(単位：円)

| 区分                    | 予算額              | 執行額        | 残額 | 備考 |
|-----------------------|------------------|------------|----|----|
| 市からの指定管理料             | 77,348,000       | 77,348,000 | 0  |    |
| 電気・ガス価格高騰対策指定管理者支援補助金 | <u>1,534,000</u> | 1,534,000  | 0  |    |
| 収入合計                  | 78,882,000       | 78,882,000 | 0  |    |

#### ◇支出

| 大区分  | 中区分 | 小区分 | 予算額        | 執行額        | 残額         | 備考 |
|------|-----|-----|------------|------------|------------|----|
|      |     |     |            |            |            |    |
| 支出合計 |     |     | 77,348,000 | 85,094,648 | △7,746,648 |    |

二重線が誤り箇所

【正しい収支決算書】

◇収入

(単位：円)

| 区分                    | 予算額        | 執行額        | 残額        | 備考 |
|-----------------------|------------|------------|-----------|----|
| 市からの指定管理料             | 77,348,000 | 77,348,000 | 0         |    |
| 電気・ガス価格高騰対策指定管理者支援補助金 |            | 1,534,000  | 1,534,000 |    |
| 収入合計                  | 77,348,000 | 78,882,000 | 1,534,000 |    |

◇支出

| 大区分  | 中区分 | 小区分 | 予算額        | 執行額        | 残額         | 備考 |
|------|-----|-----|------------|------------|------------|----|
|      |     |     |            |            |            |    |
| 支出合計 |     |     | 77,348,000 | 85,094,648 | △7,746,648 |    |

## 4. 斎場

### (1). 監査要点について

斎場の監査では「施設の使用料は妥当か」という監査要点のみを検証している。

監査計画当初、斎場の現地調査の困難性が予期されたことから監査対象外と設定していたが、全国的に斎場の有料化の議論が活発化していることから、計画を変更し、当要点のみを今回の監査で検証することとした。

### (2). 施設の概要

#### ① 施設・指定管理者の概要

斎場は、通夜・告別式・火葬などの葬儀を行う施設である。施設の管理は、指定管理者である三八五流通株式会社が行っている。

【図表 施設・指定管理者の概要】

| 項目         | 内容                                                                                                 |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称・所在地     | 八戸市斎場（八戸市大字十日市字姥岩4番地）                                                                              |
| 建設年月       | 昭和57年9月                                                                                            |
| 面積         | 敷地面積 11,252.67 m <sup>2</sup> 、建築面積 1,940.02 m <sup>2</sup> 、延床面積 1,712.50 m <sup>2</sup>          |
| 建物構造       | 鉄筋コンクリート造、銅板葺平屋1階建て                                                                                |
| 施設内容       | 火葬棟：火葬炉7基、告別室2室、収骨室2室、靈安室、火葬炉管理室等<br>待合室：待合ホール、待合室6室、キッズスペース、事務室、給湯室等<br>駐車場：大型バス4台、普通車74台、障がい者用2台 |
| 休場日        | 毎月の第3日曜日、1月1日及び12月31日                                                                              |
| 指定管理者      | 三八五流通株式会社                                                                                          |
| 利用料金制の採用状況 | 利用料金制は採用していない。                                                                                     |

## ② 斎場の使用料

斎場の使用料は下表のとおりである。市内居住者の火葬料金は無料となる。

【図表 斎場使用料】

| 区分            | 単位                      | 使用料    |         |
|---------------|-------------------------|--------|---------|
|               |                         | 市内居住者  | 市外居住者   |
| 火葬：大人（13歳以上）  | 1体                      | 無料     | 33,000円 |
| 火葬：小人（13歳未満）  | 1体                      | 無料     | 24,000円 |
| 火葬：死産児        | 1胎                      | 無料     | 20,000円 |
| 火葬：四肢その他身体の一部 | 1人分                     | 無料     | 3,500円  |
| えな臓器          | 10Kgまで                  | 2,200円 | 3,500円  |
|               | 10Kgを超え<br>5Kgまでごとに     | 1,000円 | 1,800円  |
| 待合室（式場）       | 1室 2時間まで                | 1,100円 | 2,200円  |
|               | 1室 2時間を超え<br>1時間までごとに   | 540円   | 1,100円  |
| 祭壇            | 1回                      | 1,640円 | 3,300円  |
| 霊安室           | 1棺 24時間まで               | 1,100円 | 2,200円  |
|               | 1棺 24時間を超え<br>24時間までごとに | 540円   | 1,100円  |

（出所：八戸市斎場条例）

## ③ 斎場の利用件数の推移

斎場の利用件数の過去3年の推移は下表のとおりである。「区分：火葬 合計」の利用件数は令和3年度：3,457件、令和4年度3,767件、令和5年度3,781件と増加傾向にある。

【図表 斎場の利用件数の推移（過去3年）】

| 区分            | 令和3年度  |       | 令和4年度  |       | 令和5年度  |       |
|---------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
|               | 市内居住者  | 市外居住者 | 市内居住者  | 市外居住者 | 市内居住者  | 市外居住者 |
| 火葬：大人（13歳以上）  | 3,243件 | 145件  | 3,517件 | 166件  | 3,542件 | 177件  |
| 火葬：小人（13歳未満）  | 5件     | 0件    | 3件     | 2件    | 3件     | 1件    |
| 火葬：死産児        | 34件    | 4件    | 34件    | 5件    | 25件    | 3件    |
| 火葬：四肢その他身体の一部 | 22件    | 4件    | 36件    | 4件    | 23件    | 7件    |
| 火葬 合計         | 3,457件 |       | 3,767件 |       | 3,781件 |       |
| えな臓器          | 287件   | 0件    | 217件   | 0件    | 185件   | 0件    |
| 待合室           | 14件    | 0件    | 19件    | 2件    | 6件     | 0件    |
| 祭壇            | 0件     | 0件    | 0件     | 0件    | 0件     | 0件    |
| 霊安室           | 196件   | 33件   | 283件   | 28件   | 379件   | 30件   |

（出所：担当課作成資料）

また、平成15年度～令和5年度までの5年毎の斎場の利用件数の推移は下表のとおりである。平成15年度の火葬件数2,420件に対し、令和5年度の火葬件数は3,781件であり、20年の間に+1,361件（+56%）と急激に増加していることがわかる。

【図表 斎場の利用件数の推移（過去 20 年）】

(出所：担当課作成資料)

| 区分            | 平成 15 年度 |       | 平成 20 年度 |       | 平成 25 年度 |       | 平成 30 年度 |       | 令和 5 年度 |       |
|---------------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|----------|-------|---------|-------|
|               | 市内       | 市外    | 市内       | 市外    | 市内       | 市外    | 市内       | 市外    | 市内      | 市外    |
| 火葬：大人（13 歳以上） | 1,969 件  | 337 件 | 2,201 件  | 230 件 | 2,656 件  | 178 件 | 2,975 件  | 155 件 | 3,542 件 | 177 件 |
| 火葬：小人（13 歳未満） | 12 件     | 0 件   | 6 件      | 2 件   | 2 件      | 0 件   | 7 件      | 0 件   | 3 件     | 1 件   |
| 火葬：死産児        | 60 件     | 15 件  | 51 件     | 10 件  | 41 件     | 3 件   | 35 件     | 9 件   | 25 件    | 3 件   |
| 火葬：四肢その他身体の一部 | 26 件     | 1 件   | 34 件     | 5 件   | 29 件     | 8 件   | 34 件     | 10 件  | 23 件    | 7 件   |
| 火葬 合計         | 2,420 件  |       | 2,539 件  |       | 2,917 件  |       | 3,225 件  |       | 3,781 件 |       |

ここ 3 年及び過去長期においても明確な増加傾向にあり、現代におけるいわゆる「多死社会（長寿化と団塊世代の加齢による死亡数の増加）」のトレンドと整合している。

また、国立社会保障・人口問題研究所発表の「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）推計結果の概要 令和 5 年 4 月 26 日公表」によれば、日本における死亡数は令和 2 年で 138 万人であるのに対し、将来的な死亡数のピークは令和 22 年の 167 万人となると見込んでいる。市においても死亡者数の増加と合わせて、斎場の利用件数はしばらく増加傾向が続くことが推定される。

#### ④ 斎場維持管理収支の推移

斎場を維持管理するための市の歳出・歳入の推移は下表のとおりである。令和 5 年度においては 87,029 千円（=歳出 93,563 千円 - 岁入 6,533 千円）のコストが生じている。この数値には市職員の入件費は含まれていないため、この分の入件費を年間 12,000 千円（1.5 人程度）と試算した場合に、斎場の令和 5 年度におけるランニングコストは年間 99,029 千円程度であったものと推定される。

【図表 斎場維持管理のための歳出の推移】

| 区分                | 令和 3 年度      | 令和 4 年度      | 令和 5 年度      |
|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| 指定管理料             | 70,375,000 円 | 70,375,000 円 | 70,375,000 円 |
| 修繕料               | 2,640,000 円  | 17,468,000 円 | 19,580,000 円 |
| 需用費（消耗品費、燃料費）     | 12,760 円     | 29,644 円     | 0 円          |
| 手数料               | 0 円          | 65,679 円     | 0 円          |
| 委託料（定期点検、システム保守等） | 1,644,500 円  | 1,980,000 円  | 3,608,000 円  |
| 給料（会計年度任用職員）      | 0 円          | 0 円          | 0 円          |
| 合計                | 74,672,260 円 | 89,918,323 円 | 93,563,000 円 |

(出所：担当課作成資料)

【図表 斎場使用料（歳入）の推移】

| 区分            | 令和 3 年度     |             | 令和 4 年度     |             | 令和 5 年度     |             |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|               | 市内居住者       | 市外居住者       | 市内居住者       | 市外居住者       | 市内居住者       | 市外居住者       |
| 火葬：大人（13 歳以上） | 0 円         | 4,785,000 円 | 0 円         | 5,478,000 円 | 0 円         | 5,841,000 円 |
| 火葬：小人（13 歳未満） | 0 円         | 0 円         | 0 円         | 48,000 円    | 0 円         | 24,000 円    |
| 火葬：死産児        | 0 円         | 80,000 円    | 0 円         | 100,000 円   | 0 円         | 60,000 円    |
| 火葬：四肢その他身体の一部 | 0 円         | 14,000 円    | 0 円         | 14,000 円    | 0 円         | 24,500 円    |
| えな臓器          | 359,000 円   | 0 円         | 273,400 円   | 0 円         | 234,200 円   | 0 円         |
| 待合室           | 15,400 円    | 0 円         | 20,900 円    | 4,400 円     | 6,600 円     | 0 円         |
| 祭壇            | 0 円         | 0 円         | 0 円         | 0 円         | 0 円         | 0 円         |
| 靈安室           | 161,280 円   | 50,600 円    | 221,700 円   | 42,900 円    | 294,820 円   | 48,400 円    |
| 合計            | 5,465,280 円 |             | 6,203,300 円 |             | 6,533,520 円 |             |

（出所：担当課作成資料）

### (3). 監査の結果及び意見

#### 【意見 9】火葬料有料化について

八戸市斎場の火葬料は市民利用時は無料となる。火葬を行うためのコストは遺族（又は死亡者本人）が負担すべきか、あるいは公費でまかなうか、その受益者負担の考え方についての議論（火葬料有料化の議論）が全国的に活発化しつつある。今般、市の現状分析や他自治体事例の分析により有料化の要否について検討を行った。

結果として、市においても有料化へ向けた検討が必要と考える。ただし、有料化にあたっては、市民の意見（パブリックコメント）を広く聴取することや、きめ細やかな減免制度の創設等の対応も必要と思料する。

#### 八戸市斎場のランニングコストについて

前述の通り、斎場の令和 5 年度の年間ランニングコスト（施設にかかる償却費は含まない）は 99,029 千円と算定された。斎場の令和 5 年度の利用件数は 3,966 件（火葬合計 3,781 件 + えな臓器 185 件）であったため、火葬 1 件当たりのランニングコストは 24,969 円/1 件と試算される。

|                    |              |
|--------------------|--------------|
| 火葬 1 件当たりのランニングコスト | 24,969 円/1 件 |
|--------------------|--------------|

市内居住者の火葬料は無料であるため、市内居住者が火葬を 1 件利用をする際には、市が 24,969 円のコストを負担していることを意味する。

#### 他の地方自治体が設定する火葬料金について

今般の監査にあたって、東北地方の主要都市（人口ベースで判定）の火葬料について調査（調査日：令和 6 年 12 月 10 日）を行った。その結果は下表のとおりである。

【図表 東北地方の主要都市火葬料（区分：大人）】

| 市町村   | 火葬料金     |      |          |
|-------|----------|------|----------|
|       | 市民       | 市民以外 |          |
|       |          | 大人   | 大人       |
| 1 八戸市 | 無料       |      | 33,000 円 |
| 2 A 市 | 無料       |      | 15,000 円 |
| 3 B 市 | 6,000 円  |      | 30,000 円 |
| 4 C 市 | 無料       |      | 61,000 円 |
| 5 D 市 | 5,000 円  |      | 50,000 円 |
| 6 E 市 | 16,000 円 |      | 50,000 円 |
| 7 F 市 | 10,000 円 |      | 50,000 円 |

| 市町村 |     | 火葬料金     |          |
|-----|-----|----------|----------|
|     |     | 市民       | 市民以外     |
|     |     | 大人       | 大人       |
| 8   | G 市 | 15,000 円 | 30,000 円 |
| 9   | H 市 | 10,000 円 | 40,000 円 |
| 10  | I 市 | 無料       | 38,000 円 |
| 11  | J 市 | 5,800 円  | 43,000 円 |
| 12  | K 市 | 10,000 円 | 40,000 円 |
| 13  | L 市 | 9,000 円  | 27,200 円 |
| 14  | M 市 | 16,500 円 | 33,000 円 |
| 15  | N 市 | 15,000 円 | 30,000 円 |
| 16  | O 市 | 10,000 円 | 50,000 円 |
| 17  | P 市 | 無料       | 75,000 円 |
| 18  | Q 市 | 10,000 円 | 60,000 円 |

(出所：監査人調査)

調査結果として、八戸市を含む東北地方 18 主要都市中、13 都市が市民利用時に火葬料を徴収しており、八戸市を含めた 5 都市が市民利用時に火葬料を徴収していない。

#### 【調査結果①】

| 市民利用時に火葬料を徴収している | 市民利用時に火葬料を徴収していない |
|------------------|-------------------|
| 13 都市            | 5 都市              |

市民利用時に火葬料を徴収している 13 都市の「市内居住者（区分：大人）」の火葬料金平均は 10,638 円であった。前述【図表 斎場の利用件数の推移（過去 3 年）】の八戸市斎場における令和 5 年度の市内居住者（区分：大人）の火葬利用件数は 3,542 件であったため、市が市民利用時に火葬料金平均 10,638 円を徴収していたとすれば 37,679 千円（=10,638 円 × 3,542 件）もの歳入が見込まれていた。

#### 【調査結果②】

| 市民利用時に火葬料を徴収する<br>13 都市の火葬料平均（区分：「大人」） | 八戸市が火葬料平均を徴収した<br>場合に見込まれる歳入（令和 5 年度） |
|----------------------------------------|---------------------------------------|
| 10,638 円                               | 37,679 千円                             |

また、全 18 都市において市民以外の利用時に火葬料金を徴収していた。18 都市「市民以外の利用時（区分：大人）」の火葬料金平均は 41,955 円であった。八戸市は 33,000 円の設定であり、平均額と比較すれば低額である。

### 【調査結果③】

| 市外居住者から火葬料を徴収する<br>18 都市の火葬料平均 (区分:「大人」) | 市外在住者の八戸市の火葬料<br>(区分:「大人」) |
|------------------------------------------|----------------------------|
| 41,955 円                                 | 33,000 円                   |

また、その他の自治体事例として、札幌市は令和 8 年度から市民の火葬料有料化を導入する方針にある。札幌市が市民に理解を求めるために「新たな火葬料制度の方向性（令和 6 年 5 月 31 日）」という文書をホームページで公開しているが、そこでは政令指定都市（20 都市）の事例分析をしている。結果は下表のとおり、政令指定都市 20 都市のうち、17 都市が市民有料、3 都市が市民無料という状況にあった。市民有料の 17 都市における火葬炉使用料（市民）（区分:大人）の平均額は 10,762 千円、20 都市における火葬炉使用料（市民以外）（区分:大人）の平均額は 55,060 円であった。

### 【図表 政令指定都市（20 都市）の火葬場使用料】

| 項目         | 火葬炉使用料（大人）           |          |
|------------|----------------------|----------|
|            | 市民                   | 市民以外     |
| 札幌市        | 無料                   | 49,000 円 |
| 政令指定都市平均 ※ | 10,762 円             | 55,060 円 |
| 備考         | 市民有料: 17 市、市民無料: 3 市 |          |

※ 無料の都市を除く

（出所：札幌市ホームページ「新たな火葬料制度の方向性（令和 6 年 5 月 31 日）」）

ここまで結果をまとめると、東北地方の主要 18 都市と政令指定都市 20 都市を合わせた 37 都市（重複 1 都市あり）のうち、29 都市（78.3%）が市民利用時に火葬料を徴収しており、八戸市を含めた 8 都市（21.7%）が市民利用時に火葬料を徴収していないことがわかった。以上より、市民利用時に火葬料を徴収しない自治体は少数派といえる。

また、市民利用時に火葬料を徴収している東北地方 13 主要都市における火葬料徴収平均で 10,638 円、政令指定都市 20 都市で 10,762 円と算出される。これらと火葬 1 件当たりのランニングコスト（八戸市 24,969 円）と比較すると、各都市において、火葬に要する年間ランニングコストの全額ではなく、一部を市民が負担している状況が推察される。

### 八戸市斎場の有料化について

有料化の要否を論ずるにあたっては、そもそも火葬料は誰が負担すべきなのかを検討する必要がある。まず、火葬場の公営による整備運営は、法令等により義務付けられているわけではない。実際に、東京 23 区内では歴史的背景（人口密集地で公営による設置が困難）も

あり、民営の火葬場が多数で、火葬料金も9万円程度と高額である。民間事業者等が利益獲得のために参入しているように、火葬業務は生活関連サービスとしての側面を持つことは事実で、このように考える場合には受益者負担の原則により、火葬により生じるコストは遺族（又は死亡者本人）が全額を負担すべきとも考えられる。

しかし、火葬業務は公衆衛生の観点から漏れなく全ての死亡者に対して実施される必要があり、誰しもが一度は利用することになるため全市民が等しく利用する機会を有していること、利用料が無料（または低額）である場合において経済的困窮者であっても本人及び遺族の生活の安心が確保される観点から、行政サービスとして自治体が火葬料を負担する意義も十分あると思料される。すなわち、火葬業務は受益者負担とすべき公共性をあまり持たない生活関連サービスとしての側面と、公衆衛生や生活の安心の観点から自治体が行うべき公共サービスとしての側面を併せ持つ。結論として、火葬料は利用者が全額負担すべきとは言いきれず、又、公費で全額まかなうべき（火葬料を無料とするべき）とも言いきれない。折衷案ではないが、有料化は図るもの、市民の意見（パブリックコメント）を広く聴取し、納得を得たうえでランニングコストを部分的に負担してもらうような妥当な料金水準を設定することが必要と考える（例えば、令和5年度の火葬1件当たりのランニングコスト24,969円だったため、この約半額の12,000円の設定等）。前述、他の自治体事例において有料化している先は、同様の結論のもとに有料化がなされ、料金が設定されたものと推定される。

また、財政的な視点から考えると、市の現状は、人口減少及び少子・高齢化が依然として進行し、税収入の減少や社会保障関連経費の増加が見込まれている。市民の火葬料を無料とする現状の運用は、確かに公共サービスとして意義のある取り組みであり、人口増加・地域経済が活性化している局面（市の財政に余裕がある局面）ならば継続すべきであるが、財政的に厳しく好転も余り見込まれない現環境下は有料化へと変更する転換期にあたると考える。前述「【調査結果②】」に記載したとおり、「市民利用時に八戸市が（東北の主要13都市の）火葬料平均を徴収した場合に見込まれる歳入」は年間37,679千円と見込まれ、これだけの歳入規模であれば斎場の継続的な維持管理にも有用であり、市全体の予算を考えた場合に、市の未来への投資である教育費や産業育成等へ多くの予算を割くことも期待される。

なお、先にも述べたが、火葬業務は公共的サービスの側面も持つため、有料化をしたことで、経済的困窮者等が火葬を受けられない、または火葬料金の捻出のために苦慮するような事態はあってはならない。この点について、きめ細やかな減免制度の創設を求める。

## 5. 多賀多目的運動場

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

多賀多目的運動場は、スポーツ及びレクリエーション活動を推進するとともに、地域住民の交流の場を提供することにより、市民の健康の維持増進及び地域住民の連帯感の醸成を図ることを目的として設置した施設である。

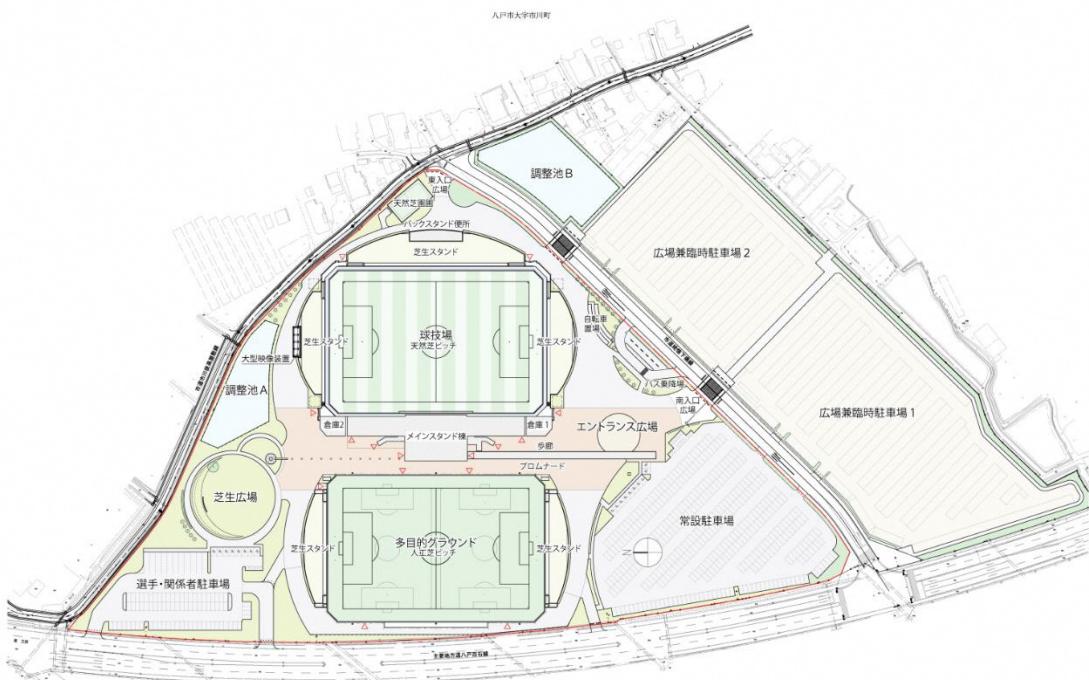
東日本大震災の津波による住宅被害が八戸市内で最も大きかった多賀地区の活力を創出するため、多賀多目的運動場を整備するとともに、その管理棟には、最大クラスの津波から逃げ遅れた避難者が被災を免れることを目的とした、日常機能を有する一時避難施設である津波避難複合施設を一体的に整備した。

【図表 施設の概要】

| 項目                | 多賀多目的運動場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地               | 八戸市大字市川町字市川後 55 番地 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 設置根拠条例            | 八戸市多賀多目的運動場条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 開館                | 平成 28 年 10 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 施設の内容             | <ul style="list-style-type: none"><li>●敷地面積 約 9.7ha<ul style="list-style-type: none"><li>北側（球技場側） 約 6ha、南側（臨時駐車場） 約 3.7ha</li></ul></li><li>●屋外施設<ul style="list-style-type: none"><li>・天然芝球技場 125m × 84.5m ピッチサイズ 105m × 68m 収容人数約 5,200 人 大型映像装置、照明塔</li><li>・人工芝球技場 123 m × 83m ピッチサイズ 105m × 68m 収容人数約 1,700 人 照明塔</li><li>・常設駐車場 396 台</li><li>・関係者駐車場 98 台</li><li>・多目的広場 1（臨時駐車場 約 600 台）</li><li>・多目的広場 2（臨時駐車場 約 450 台）</li><li>・芝生広場</li></ul></li><li>●管理棟兼津波避難施設（R C 造、地上 4 階）</li><li>●倉庫 1、2</li></ul> |
| 開館期間・時間           | 通年 午前 9 時～午後 9 時（月曜日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 利用料金（社会人 1 時間当たり） | 天然芝球技場を使用する場合でアマチュアスポーツに使用する場合かつ入場料を徴収しない場合 2,750 円等<br>詳細は市ホームページを参照のこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

（出所：所管課提供資料）

【図表 多賀多目的運動場配置図】



【図表 施設の3つの特徴】

| 項目          | 内容                                                                                    |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| J3 対応スタジアム  | JリーグのJ3スタジアム要件に適合したスタジアムで、5,000人以上の観客席や大型映像装置を備えるほか、選手と観客の動線分離が可能な構造としている。            |
| コミュニティースペース | 管理棟の2階を、地域住民の創造的活動をサポートするコミュニティーフロアと位置づけ、JFA公認の試合開催時間外に市民が利用できる会議室1・2、調理室を整備している。     |
| 津波避難施設      | 管理棟4階には、津波発生時に逃げ遅れた人が避難できる津波避難スペースを整備し、当地域で想定される最大クラスの津波でも被災を免れる高さ(4階床面海拔14m)を確保している。 |

(出所：施設パンフレット)

多賀多目的運動場天然芝球技場及びメインスタンド棟では、施設の呼称として企業名等をつけることができるネーミングライツ事業を実施している。スポンサーから徴収するネーミングライツ料は、施設の良好な管理運営に役立てられており、市民サービスの向上が図られている。

【図表 ネーミングライツの概要】

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 施設名       | 多賀多目的運動場天然芝球技場及びメインスタンド棟         |
| 呼称        | プライマーズスタジアム                      |
| スポンサー企業   | プライマーズ株式会社                       |
| ネーミングライツ料 | 年額 3,500 千円（税抜）                  |
| 契約期間      | 令和 2 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日 |

(出所：市 HP)

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目                           | 多賀多目的運動場                                                                                                                                                       |
|------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者                        | 八戸スポーツ・地域振興グループ<br>代表者：株式会社ヴァンラーレ八戸<br>構成員：特定非営利活動法人八戸市サッカー協会                                                                                                  |
| 指定管理者の分類                     | 株式会社と NPO 法人から構成されるグループ                                                                                                                                        |
| 指定期間                         | 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月                                                                                                                                         |
| 指定管理業務の収入形態<br>(指定管理料・利用料金等) | 利用料金と指定管理料の併用制（指定管理者は、定額の指定管理料を收受しており、また、天然芝球技場、人工芝球技場、多目的広場 1・2、管理棟にかかる入場料収入は指定管理者の収入となる）<br>「入場料」とは、入場料、会費、贊助金、寄付金その他いかなる名目にかかわらず、対象施設に入場する者から使用者が徴収する金銭をいう。 |
| 指定管理者が行う業務の内容                | 〈八戸市多賀多目的運動場条例〉<br>第 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。<br>(1) 運動場の使用の許可に関する業務<br>(2) 運動場の施設、設備等の維持管理に関する業務<br>(3) その他市長が必要と認める業務                                       |

(出所：所管課提供資料)

## ③ 指定管理者の選定手続

平成 28 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 6 年度現在の指定管理者については、令和 5 年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目   | 多賀多目的運動場                                                                         |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 選定方法 | 公募                                                                               |
| 応募資格 | (1)申請の資格<br>① 法人その他の団体であること。（法人格は必要ないが、個人での応募は不可。）<br>② 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。 |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>ア 法律行為を行う能力を有しないもの<br/>     イ 破産者で復権を得ないもの<br/>     ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの<br/>     エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続を行っているもの<br/>     オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの<br/>     カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの<br/>     キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等<br/>     ク 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの<br/>     ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から 3 年を経過しないもの<br/>     ③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと。<br/>     ④ 後述する「4 公募説明会（現地見学会）」に参加すること。<br/>     (2) グループ申請を行う法人等に関する留意事項<br/>     ① 複数の法人等がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる法人等を定め、当該代表法人等が申請を行うこと。なお、代表となる法人等は当該グループでの責任割合が最大であることを要する。<br/>     ② グループ構成員のすべてが上記（1）①から③までの資格を満たすこと。<br/>     ③ グループ全体として、上記（1）④の資格を満たすこと。</p> |
| 直近の応募状況 | 令和 6 年度からの指定管理業務について、2 者の応募があった                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「八戸市指定管理者選定委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。なお、効率性の採点に当たっては、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |

（出所：所管課提供資料）

#### ④ 施設の利用者数

(単位：人)

| 施設       | 区分   | R元年度    | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度   |
|----------|------|---------|--------|--------|--------|---------|
| 天然芝球技場   | 利用者  | 2,729   | 1,513  | 2,449  | 4,607  | 4,826   |
|          | 観覧者  | 35,583  | 13,105 | 15,784 | 23,202 | 33,839  |
| 人工芝球技場   | 利用者  | 39,142  | 32,010 | 28,864 | 39,989 | 38,267  |
|          | 観覧者  | 12,160  | 7,901  | 7,286  | 12,927 | 18,622  |
| 多目的広場 1  | (※1) | 10,085  | 2,215  | 2,606  | 5,277  | 6,736   |
| 多目的広場 2  | (※1) | 8,291   | 2,275  | 1,915  | 3,273  | 4,901   |
| 管理棟 (※2) |      | 8,896   | 8,064  | 8,310  | 8,402  | 8,796   |
| 合計       |      | 116,886 | 67,083 | 67,214 | 97,677 | 115,987 |

(※1) 利用者と観覧者の合計

(※2) 会議室 1・2、調理室、更衣室、審判員控室の合計

#### ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 収支状況の推移 (単位：千円)               |        |        |        |        |        |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                            | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 収入                            | 76,891 | 78,056 | 76,636 | 80,528 | 85,005 |
|                               | 指定管理料  | 59,523 | 54,065 | 59,523 | 59,523 |
|                               | 利用料金収入 | 17,368 | 17,320 | 17,112 | 20,058 |
|                               | その他収入  | 0      | 6,670  | 0      | 947    |
| 支出                            | 64,071 | 66,625 | 70,285 | 74,134 | 76,632 |
|                               | 人件費    | 22,128 | 19,262 | 23,205 | 25,212 |
|                               | その他支出  | 41,943 | 47,364 | 47,080 | 48,922 |
| 収支                            | 12,820 | 11,430 | 6,351  | 6,394  | 8,373  |
| 令和5年度自主事業の内容                  |        |        |        |        |        |
| ●イベントの開催 (スタジアムヨガ、グラウンドゴルフ大会) |        |        |        |        |        |
| ●自販機の設置                       |        |        |        |        |        |

(出所：所管課提供資料)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

#### 【図表　自主事業にかかる収支】

| 自主事業にかかる収支状況の推移 (単位：千円) |       |       |       |       |       |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分                      | R元年度  | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 自主事業 収入                 | 1,967 | 1,156 | 1,163 | 1,412 | 1,766 |

|         |       |     |     |     |     |
|---------|-------|-----|-----|-----|-----|
| 自主事業 支出 | 903   | 729 | 895 | 762 | 823 |
| 自主事業 収支 | 1,064 | 428 | 268 | 649 | 942 |

(出所：所管課提供資料)

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果 10】事業計画書における記載もれについて

「八戸市多賀多目的運動場の管理に関する包括協定書」(以下、「包括協定書」という。)において、年度事業計画書及び年度収支計画書について次のとおり定められている。

#### 【包括協定書（一部抜粋）】

(年度事業計画書及び年度収支計画書)

- 第 28 条 乙は、指定期間中の各会計年度（省略）ごとに、甲と協議の上、指定管理者指定申請書に添付した事業計画書及び収支計画書の内容を基本とする年度事業計画書及び年度収支計画書を前年度 3 月末までに提出し、甲の承認を得なければならない。
- 2 前項の年度事業計画書及び年度収支計画書には、別記 7 に定める事項を記載するものとする。

#### 別記 7 年度事業計画書及び年度収支計画書

##### ○年度事業計画書に記載すべき事項

- ・年間の管理基本計画（方針・保守管理計画等）
- ・管理の実施体制・職員配置計画
- ・年間の管理業務実施計画
- ・開場期間・閉場時間等の実施計画
- ・再委託業務実施計画
- ・自主事業実施計画

##### ○年度収支計画書

- ・費目別予算額

指定管理者から市に提出された令和 5 年度事業計画書を閲覧したところ、包括協定書別記 7 に定める下線部「再委託業務実施計画」の記載がなかった。指定管理者指定申請書に添付した事業計画書には再委託業務について委託業務名、委託予定事業者、委託先選定理由が記載され、また令和 5 年度収支計画書には委託料の予算が計上されている。しかし、事業計画書には再委託業務実施計画の記載がないため、包括協定書第 28 条が遵守されていない。この状態で所管課は令和 5 年度年間事業計画等の承認について令和 5 年 3 月 22 日に決裁しており、適切ではない事務手続きとなっている。

市は、事業計画等の承認にあたっては包括協定書の定めに照らして内容を吟味し、記載も  
れがあった場合には指定管理者に対して再提出を要請する必要がある。

### 【結果 11】モニタリングの有効性について

包括協定書には、指定管理者へのモニタリングに関する条項が定められている。

#### 【包括協定書（一部抜粋）】

##### （モニタリング）

第 43 条 甲及び乙は、本施設において管理業務が適正に実施されているか、どの程度サービス水準の向上が図られたか等を確認するため、管理業務の実施状況に係る調査（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

2 前項における調査は、八戸市指定管理者制度導入施設のモニタリング制度に関する基本方針（平成 19 年 7 月策定）において定めるところにより実施するものとする。

多賀多目的運動場に関する令和 5 年度指定管理者年度総合評価表（令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月実施分）を閲覧したところ、「■他の事業評価実施状況 2 定期モニタリング」の箇所において、定期報告状況についての実施状況が「毎月の月例報告、年 1 回の事業実績及び年間事業計画が遅滞なく提出され、内容も適切であった。」とされていた。

しかし上記の【結果 10】、後述する【意見 10】【意見 11】に記載したとおり、包括外部監査の視点からは、内容が適切とは言えない状況であった。市は、定期報告に関してその内容が包括協定書、業務基準書等に準拠しているかを十分に検討し、モニタリングが有効なものとなるよう充実を図ることが必要である。

### 【結果 12】指定管理者の付保する保険について

包括協定書において、付保すべき保険について次のとおり定められている。

#### 【包括協定書（一部抜粋）】

##### （付保する保険）

第 39 条 管理業務の実施に当たり甲及び乙が付保する保険は、別記 9 に定めるとおりとする。

2 乙は、管理業務の開始日までに前項に規定する損害保険契約を締結し、甲に対して当該保険証券の写しを提出するとともに、指定期間中、この契約の内容を維持しなければならない。

別記 9 保険の種類及び補償内容

○甲が付保する保険

(省略)

○乙が付保する保険

自動車保険 【対物】無制限

【対人】無制限

【車両】90万円

指定管理者が令和5年度に付保した自動車保険について保険証券を閲覧したところ、対物・対人は無制限であったが、車両について55万円となっていた。

自動車保険は万一の事故の際に不慮の出費を避けるためのものであり、包括協定書を遵守して90万円の保険を付すべきであった。市は、指定管理者から提出される保険証券の写しについて包括協定書の要件を満たしているか、確認する必要がある。もし、実務上90万円は必要でなく55万円で問題ないと判断される場合には、55万円の付保を承認するための起案を決裁するか、包括協定書の改訂を行うべきである。

### 【結果13】指定管理者の使用する領収印について

多賀多目的運動場は利用料金制を採用しており、入場料収入は指定管理者の収入となる。指定管理者が施設の利用者に対して発行する領収証に日付入りの領収印が押印されているが、当該印章は「八戸市公金徴収受託者」というものであった。これでは、利用料金が市の歳入であるという誤解を招きかねない。多賀多目的運動場が指定管理に移行する以前から使われていた印章である可能性が高いが、「八戸市公金徴収受託者」の印章の使用はやめて指定管理者の適切な印章を使用しなければならない。

### 【意見10】点検等管理業務の計画における記載が不十分であることについて

「八戸市多賀多目的運動場 指定管理業務基準書」(以下、「業務基準書」という。)において、指定管理者が行う施設、設備等の維持管理に関する業務は次のとおり定められている。

#### 【業務基準書（一部抜粋）】

II 指定管理者が行う業務

1 指定管理業務

(1) 施設の使用許可に関する業務

(省略)

(2) 施設、設備等の維持管理に関する業務

指定管理者は、施設、設備等を良好な状態で維持し、事故等を未然に防止するため日常点検、法定点検、定期点検等を行うこと。業務の詳細は、別紙2「施設管理業務一覧

表」のとおりである。(以下省略)

指定管理者から市に提出された令和 5 年度事業計画書に施設管理業務一覧表が含まれている。その内容として業務内容・仕様ごとに実施頻度の欄が設けられているが、実施頻度として「1回/年」のように具体的なものもあるが、「隨時」「適宜」といった文言が多くなっている。これは業務基準書別紙 2「施設管理業務一覧表」とほとんど同一の文言である。

業務基準書別紙 2「施設管理業務一覧表」において「隨時」とされている頻度を、指定管理者の事業計画にそのまま引き写すのではなく、指定管理業務として施設、設備等を良好な状態で維持し、事故等を未然に防止するために必要となる具体的な頻度を明確にすべきではないだろうか。確かに、業務内容の中には、不具合発生時の対応として修繕作業の立会い及び管理を「適宜」に行うといったことは想定される。しかし、例えば天然芝球技場の大型映像装置や放送機器の点検維持管理を「隨時」とする場合には、実施すべき点検維持管理の頻度が曖昧となり、本来実施すべき点検維持管理がなされなかつたとしても、その事実が顕在化しないリスクがある。最低限の実施頻度の設定は必要であり、それが年 1 回なのか月 1 回なのか、あるいは使用の都度なのかといった点について具体性をもって明らかにするのが指定管理者の責務であると考える。

施設管理業務の実施頻度は指定管理業務の品質に係わるとともに、業務に従事する職員の人事費ないし委託料に結び付く重要な事項である。したがって市は、指定管理者と十分な協議を行って具体的な頻度と実施時期の記載を充実するよう要請する必要がある。

#### 【意見 11】事業報告書における記載が不十分であることについて

包括協定書において、事業報告書について次のとおり定められている。

##### 【包括協定書（一部抜粋）】

（事業報告書）

第 31 条 乙は、毎会計年度終了後 30 日以内に、各年度における本施設の管理業務の状況に係る別記 8 に定める事項を記載した年間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。(以下省略)

##### 別記 8 月例（又は四半期）業務報告書、事業報告書

○月例業務報告書、事業報告書に記載すべき事項

(1) 管理業務の実施状況に関する事項

管理業務の内容に対応する事項についての実施状況（施設運営に係る各種事業の実施報告、苦情等の受付状況、施設及び設備の維持管理報告等）を記載すること。

(2) 管理施設の利用状況に関する事項

（省略）

(3) 利用料金収入の実績及び管理経費の支出状況  
(省略)

指定管理者から市に提出された令和 5 年度事業報告書を閲覧したところ、施設の維持管理に関しては猛暑による天然芝球技場の芝生の夏枯れについての記述のみで、施設及び設備の維持管理報告についての他の記載は一切なかった。たとえ、月例業務報告書に記載していたとしても、年度の事業報告書には年間の業務を一覧できるよう、本来は事業計画書の記載内容と対比する形で何をどのように実施したかわかるような記載とすべきである。

「【意見 10】点検等管理業務の計画における記載が不十分であることについて」に記載したとおり施設管理業務一覧表において維持管理業務計画の記載の充実を図るとともに、それと整合するような事業報告書を提出するよう、市は指定管理者に要請する必要がある。

**【意見 12】人件費の内訳について**

指定管理者から市に提出された令和 5 年度の収支予算書、収支報告書とも支出の部は①人件費 ②維持管理経費 ③事業費及びその他運営経費 から成る。①人件費の内訳は給料等、諸手当、厚生費（内容は社会保険料）である。収支報告書について検討したところ、厚生費の給料等+諸手当に対する割合が約 36% と、令和 5 年度青森県における一般的な社会保険料率である約 15-18% より高い割合となっていた。

指定管理者によると、厚生費（社会保険料）は年金事務所に納付する金額、給料等+諸手当は従業員の手取り額としているとのことであった。

しかし社会保険料は労使折半で負担するものであり、雇用主は従業員への給与等から天引きにより従業員負担分を預かり、雇用主負担分と合わせて年金事務所へ納付する。ゆえに一般的な会計慣行では社会保険料には雇用主負担分だけを計上し、給与等には従業員負担分を含めた金額を計上する。

指定管理者の収支報告書においては、厚生費（社会保険料）を年金事務所への納付額としているため一般的な会計慣行の場合と比較して従業員負担分だけ多く、その分給料等+諸手当が少なく計上されることになる。このような会計処理によって、一般的な会計慣行の場合と比較して人件費全体では差異がなくても、内訳の比率が異なる結果となる。

雇用主の負担ではない従業員負担分については、一般的な会計慣行によることが望ましい。

**【意見 13】指定管理業務に関係のない備品の管理について**

多賀多目的運動場の管理棟 4 階は津波避難施設として整備され、防災備蓄倉庫を備えている。防災用の備蓄品が収納されていることを視察により確認したが、備蓄品のうち「たためる畳」（数量：30）について「備品一覧表」に掲載されている。

指定管理者及び所管課に質問したところ、「たためる畳」は津波避難施設への避難者が床

に座ったり仮眠をとったりする際に使用することが想定されるものの、防災備蓄倉庫内の備蓄品については市の災害対策課が所管しており、自主事業を含めて指定管理業務には全く使用していないとのことであった。

指定管理業務に関係のない備品について「備品一覧表」に掲載されていることは、指定管理者に本来であれば必要のない現物管理業務を負わせることになり、不適切である。

市は、このような状況について経緯を調査し、「たためる畳」について所管換え等の手続きを検討されたい。

## 6. 老人いこいの家（5館）/老人福祉センター馬淵荘

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

老人いこいの家と老人福祉センターは共に高齢福祉課が所管する施設として一括管理されている。

当該施設は、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に設置され、対象者の生活や健康に関する各種相談の対応や、健康づくり、仲間づくり、趣味活動等の場として提供されている。

老人いこいの家は「臥牛荘」「青山荘」「諏訪荘」「うみねこ荘」「海浜荘」の5施設を置き、老人福祉センターは「馬淵荘」「南郷」の2施設を置く。なお、「南郷」については別の指定管理者が管理しており、指定管理料が少額であるため今回の監査対象としていない。

【図表 施設の概要】

| 項目      | 老人いこいの家<br>臥牛荘                                                                                                                                                                                                        | 老人いこいの家<br>青山荘                                                                                                                                                                                     |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市大字新井田字八森平7番地1                                                                                                                                                                                                      | 八戸市類家二丁目7番40号                                                                                                                                                                                      |
| 設置根拠条例  | 八戸市老人いこいの家条例                                                                                                                                                                                                          | 八戸市老人いこいの家条例                                                                                                                                                                                       |
| 開館      | 昭和52年4月                                                                                                                                                                                                               | 昭和57年2月                                                                                                                                                                                            |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地面積 3,946.00 m<sup>2</sup></li> <li>●延床面積 620.59 m<sup>2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造り平屋建</li> <li>・集会室、研修室、創作室、調理室、機械室、浴室</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●職業訓練センター敷地内</li> <li>●延床面積 138.60 m<sup>2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造り平屋建</li> <li>・休憩室、浴室（令和5年2月より休止中）</li> </ul> </li> </ul> |
| 開館期間・時間 | 月曜日休館<br>月曜以外は午前9時から午後4時まで開館                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                    |

| 項目      | 老人いこいの家<br>諏訪荘                                                                                                                                                                                                        | 老人いこいの家<br>うみねこ荘                                                                                                                                                                                                  |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市諏訪一丁目15番4号                                                                                                                                                                                                         | 八戸市大字白銀町字砂森47番地1                                                                                                                                                                                                  |
| 設置根拠条例  | 八戸市老人いこいの家条例                                                                                                                                                                                                          | 八戸市老人いこいの家条例                                                                                                                                                                                                      |
| 開館      | 平成4年4月                                                                                                                                                                                                                | 平成5年5月                                                                                                                                                                                                            |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地面積 1,920.00 m<sup>2</sup></li> <li>●延床面積 609.97 m<sup>2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造り平屋建</li> <li>・集会室、研修室、娯楽室、浴室、機械室、事務室</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地面積 1,102.00 m<sup>2</sup></li> <li>●延床面積 485.90 m<sup>2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造り平屋建</li> <li>・集会室、娯楽室、浴室、機械室、事務室</li> </ul> </li> </ul> |
| 開館期間・時間 | 月曜日休館<br>月曜以外は午前9時から午後4時まで開館                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                   |

| 項目      | 老人いこいの家<br>海浜荘                                                                                                                                                                                                    | 老人福祉センター<br>馬淵荘                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市大字市川町字浜 2 番地 35                                                                                                                                                                                                | 八戸市大字尻内町字尻内河原 61 番地                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 設置根拠条例  | 八戸市老人いこいの家条例                                                                                                                                                                                                      | 八戸市老人福祉センター条例                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 開館      | 平成 6 年 4 月                                                                                                                                                                                                        | 昭和 55 年 5 月                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地面積 1,983.00 m<sup>2</sup></li> <li>●延床面積 610.16 m<sup>2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造り平屋建</li> <li>・集会室、娯楽室、浴室、機械室、事務室</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●敷地面積 2,625.00 m<sup>2</sup></li> <li>●延床面積 617.01 m<sup>2</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋コンクリート造り 3 階建</li> <li>・1 階 機械室</li> <li>・2 階 機能訓練回復室、健康相談室、生活相談室、図書室、浴室、事務室</li> <li>・3 階 集会室、娯楽室</li> </ul> </li> </ul> |
| 開館期間・時間 | 月曜日休館<br>月曜以外は午前 9 時から午後 4 時まで開館                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                             |

(出所：指定管理者募集要項、指定管理業務基準書)

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理業務の内容】

| 項目            | 老人いこいの家（5 施設）                                                                                                                                                                                   | 老人福祉センター馬淵荘                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者         | 東北医療福祉事業協同組合                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                        |
| 指定管理者の分類      | 協同組合                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                        |
| 指定期間          | 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                        |
| 指定管理業務の収入形態   | 利用料金制は採用していない。                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                        |
| 指定管理者が行う業務の内容 | <p>〈八戸市老人いこいの家条例〉<br/>第 4 条</p> <p>指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 いこいの家の使用の許可に関する業務</li> <li>二 いこいの家の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>三 その他市長が必要と認める業務</li> </ul> | <p>〈八戸市老人福祉センター条例〉<br/>第 6 条</p> <p>指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第 3 条に規定する事業の企画及び実施に関する業務（※）</li> <li>二 センターの使用の許可に関する業務</li> <li>三 センターの施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>四 その他市長が必要と認める業務</li> </ul> |

|  |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | <p>※ 第3条</p> <p>老人福祉センターは次の事業を行う。</p> <p>一 老人の生活、住宅、身上等に関する相談並びに必要な援助及び指導に関すること</p> <p>二 老人の疾病の予防及び治療に関する相談並びに必要な援助及び指導に関すること</p> <p>三 老人の生業、就労等に関する必要な相談及び指導に関すること</p> <p>四 老人の後退機能の回復のための各種訓練の用に供すること</p> <p>五 老人クラブの育成に関すること</p> <p>六 その他老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業並びにそのために必要な便宜を提供すること</p> |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所：指定管理者作成申請資料、指定管理者募集要項、条例)

### ③ 指定管理者の選定手続

平成18年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和6年度現在の指定管理者については、令和5年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目   | 老人いこいの家（5施設）                                     | 老人福祉センター馬淵荘                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選定方法 | 公募<br>(八戸市老人いこいの家(5施設)、八戸市立老人福祉センター馬淵荘の6施設を一括公募) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 応募資格 |                                                  | <p>① 法人その他の団体であること。（法人格は必要ではないが、個人での応募は不可）</p> <p>② 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。</p> <p>ア 法律行為を行う能力を有しないもの</p> <p>イ 破産者で複権を得ないもの</p> <p>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの</p> <p>エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っているもの</p> <p>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの</p> <p>カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの</p> <p>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</p> <p>ク 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納</p> |

|         |                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>しているもの</p> <p>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から 3 年を経過しないもの</p> <p>③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと</p>                                                                                       |
| 直近の応募状況 | 令和 6 年度からの指定管理業務について、1 者のみ応募があった                                                                                                                                                                                                         |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>外部委員を含めた八戸市指定管理者選定委員会において、提出された事業計画書等の内容を審査し、審査合計点数の 7 割以上を獲得したもののうち、最も評点が高いものを指定管理者の候補者に選定する。指定管理者に選定された法人は議会での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者に指定される。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。</p> |

(出所：指定管理者募集要項)

#### ④ 施設の利用者数

| 区分    | 利用状況の推移<br>(単位：人) |        |        |        |        |
|-------|-------------------|--------|--------|--------|--------|
|       | R 元年度             | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |
| 臥牛荘   |                   |        |        |        |        |
| 入浴者   | 4,268             | 1,728  | 1,451  | 2,199  | 2,239  |
| 非入浴者  | 13,614            | 6,530  | 5,715  | 7,897  | 8,980  |
| 合計    | 17,882            | 8,258  | 7,166  | 10,096 | 11,219 |
| 諫訪荘   |                   |        |        |        |        |
| 入浴者   | 5,382             | 2,669  | 2,414  | 3,167  | 3,542  |
| 非入浴者  | 5,018             | 2,806  | 2,241  | 2,747  | 3,152  |
| 合計    | 10,400            | 5,475  | 4,655  | 5,914  | 6,694  |
| 青山荘   |                   |        |        |        |        |
| 入浴者   | 2,710             | 990    | 1,135  | 1,083  | 0      |
| 非入浴者  | 98                | 17     | 11     | 14     | 7      |
| 合計    | 2,808             | 1,007  | 1,146  | 1,097  | 7      |
| うみねこ荘 |                   |        |        |        |        |
| 入浴者   | 4,976             | 2,704  | 2,519  | 3,321  | 3,604  |
| 非入浴者  | 4,433             | 2,322  | 1,921  | 1,748  | 1,707  |
| 合計    | 9,409             | 5,026  | 4,440  | 5,069  | 5,311  |
| 海浜荘   |                   |        |        |        |        |
| 入浴者   | 4,711             | 2,629  | 2,406  | 2,869  | 2,903  |
| 非入浴者  | 1,571             | 1,196  | 299    | 365    | 533    |

| 利用状況の推移 (単位：人) |        |        |        |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分             | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 合計             | 6,282  | 3,825  | 2,705  | 3,234  | 3,436  |
| 馬淵荘            |        |        |        |        |        |
| 入浴者            | 1,730  | 1,600  | 1,366  | 2,600  | 3,190  |
| 非入浴者           | 5,029  | 3,358  | 3,066  | 4,152  | 5,641  |
| 合計             | 6,759  | 4,958  | 4,432  | 6,752  | 8,831  |
| 全体             |        |        |        |        |        |
| 入浴者            | 23,777 | 12,320 | 11,291 | 15,239 | 15,478 |
| 非入浴者           | 29,763 | 16,229 | 13,253 | 16,923 | 20,020 |
| 合計             | 53,540 | 28,549 | 24,544 | 32,162 | 35,498 |

(出所：施設利用状況報告)

## ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 収支状況の推移 (単位：千円) |        |        |        |        |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分              | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 収入              | 51,024 | 51,639 | 51,087 | 51,634 | 51,957 |
| 指定管理料           | 51,000 | 51,000 | 51,000 | 51,000 | 51,000 |
| 利用料金収入          | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| その他収入           | 24     | 3      | 15     | 429    | 228    |
| 修繕料繰越金          | 0      | 636    | 71     | 204    | 728    |
| 支出              | 43,238 | 45,431 | 43,885 | 47,242 | 52,394 |
| 人件費             | 16,405 | 17,345 | 17,893 | 19,190 | 20,170 |
| その他支出           | 26,833 | 28,086 | 25,991 | 28,052 | 32,224 |
| 次年度修繕料繰越金       | 636    | 71     | 204    | 728    | 0      |
| 収支              | 7,150  | 6,137  | 6,996  | 3,663  | △436   |
| 令和5年度自主事業の内容    |        |        |        |        |        |
| ●なし             |        |        |        |        |        |

(出所：指定管理者年度総合評価表)

※ 利用者から徴収した施設使用料は、利用料金制を採用していないため指定管理者の収入とはならず市の歳入として処理され表中の「収入」には含まれない。歳入として処理した施設使用料の推移は下表のとおりである。

【図表 歳入となった施設利用料収入】

| 区分       | 歳入となった施設利用料収入の推移 |       |       |       |       | (単位:千円) |
|----------|------------------|-------|-------|-------|-------|---------|
|          | R元年度             | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |         |
| 施設利用料 歳入 | 4,755            | 2,464 | 2,265 | 3,065 | 3,121 |         |

(出所:業務報告書)

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果 14】収支計画書の記載漏れ

指定管理者募集申請書のうち収支計画書の一部について記載が漏れていた。

指定管理者募集要項では、申請するにあたって所定の書類の提出を求めており、一部の書類はあらかじめ様式を定めて提供している。そのうち、様式第 7 号収支計画書は指定期間(5 年)の各年度に見込まれる収入、支出を記載するとともに、利用料金制を採らない場合においても「使用料収入の目標額」の記載を求める様式となっている。

しかし、令和 6 年度の指定管理者に選定された事業者の収支計画書では「使用料収入の目標額」の項目が削除されていた。この点について、指定管理者募集要項では様式内の項目は必要に応じた加除も許容しているため、項目を削除したこと自体にて失格にあたるということはないが、指定管理者制度の目的の一つである「民間事業者のノウハウを活用した住民サービスの向上」の指標に対し「使用料収入の目標額」は重要な意味を持つものと考える。

今回の経緯について調査を依頼したところ、当該指定管理業務では利用料金制を採らないことから使用料収入は指定管理者の収支計画に影響がないとして、指定管理者側の判断で「使用料収入の目標額」欄を削除したものであり、また、市側でも「使用料収入の目標額」欄の削除に気が付かずに対応していたものと判明した。

様式には、「使用料収入の目標額」欄には利用料金制を採らない場合に書くものと記載がなされているため、様式上の注意喚起は十分なされていると考えるが、市には、申請書類の受理の際、重要な情報が欠落していないか、今後十分な確認を求める。

### 【結果 15】収支報告における経費の検証不足

指定管理者から提出された収支報告において、通信費の計上漏れがあった。

施設の管理及び運営に関する業務の細目について合意した包括協定書において、市は指定管理者に対し会計年度終了後に事業報告の提出を求めていている。更に、市は年度のモニタリングとして指定管理者の管理及び運営に関する評価を行うこととなっている。

しかし、令和 6 年 3 月分の通信費の計上が漏れており、年度で 11 か月分しか計上されていない状況にあった。現状の収支報告によれば収支は△436,699 円とされているが、本来であれば令和 6 年 3 月分として通信費に 46,736 円が計上されるため、最終的な収支は△483,435 円と赤字幅が広がる。指定管理者への聴取を行ったところ、通信費(電話料金)については毎月末の自動引き落としとなっており、令和 6 年 3 月分が 4 月 1 日の引き落とし

となつたため翌年度の費用として処理したことであった。

本来、費用は引き落としの時期ではなく、役務の提供を受けた月に計上されるべきであり、市としてもモニタリングを通して年間分の費用が計上されていることを確認すべきである。

#### 【結果 16】備品シールの未貼付

指定管理者が管理する備品について、一部備品シールが添付されていないものがあった。

施設の管理及び運営に関する業務の細目について合意した包括協定書において、市は指定管理者に対し市の備品の適正な管理を求めている。

ところが、臥牛荘、うみねこ荘において備品の管理状況を確認したところ、備品シールが貼付されておらず備品台帳との一致が困難なものが複数あった。

施設には市の備品だけでなく指定管理者の備品が使用されていることも少なくなく、また、利用者から寄付を受けたであろう備品も見受けられたことから、備品シールの貼付は所有者の特定という観点から重要である。また、管理施設が多い中で、将棋盤など施設間で融通している備品も多くあり、備品の保管場所の確認も困難な状況にある。

備品シールの貼付と共に保管場所の確認も定期的に実施することが望まれる。

## 7. 水産科学館

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

水産科学館は、水産に関する知識の普及向上を図るために設置された施設である。市 HP に「八戸市水産科学館マリエント」という名称で掲載されているため、以下「マリエント」という。

【図表 施設の概要（水産科学館）】

| 項目      | 水産科学館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市大字鮫町字下松苗場 14 番地 33                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 設置根拠条例  | 八戸市水産科学館条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 開館      | 平成元年 10 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>● 敷地面積 21,765.52 m<sup>2</sup></li><li>● 延床面積 2,341.46 m<sup>2</sup><ul style="list-style-type: none"><li>・ 鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）地上 5 階、塔屋 1 階</li><li>・ 1 階 トイレ、倉庫等</li><li>・ 2 階 収蔵庫、機械室、作業室等</li><li>・ 3 階 映像展示シアター、展示室、トイレ</li><li>・ 4 階 展望レストラン、事務室、会議室、エントランスホール</li><li>・ 5 階 展望室、トイレ、電気室等</li><li>・ 塔屋 機械室等</li><li>・ 駐車場 大型バス 7 台、乗用車 80 台</li></ul></li></ul> |
| 開館期間・時間 | 年中無休（臨時休業あり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 利用料金等   | 観覧料 一般個人 300 円、高校生 200 円、中学生・小学生 100 円<br>団体料金あり（詳細はマリエントホームページを参照のこと）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

（出所：八戸市水産科学館条例、市提供資料）

#### ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目                           | 水産科学館                                                                  |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者                        | 企業組合かぶあがり                                                              |
| 指定管理者の分類                     | 企業組合（※1）                                                               |
| 指定期間                         | 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月                                                 |
| 指定管理業務の収入形態<br>(指定管理料・利用料金等) | 利用料金と指定管理料の併用制（指定管理者は、定額の指定管理料を收受しており、また、水産科学館にかかる観覧料収入等は指定管理者の収入となる。） |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | 観覧料等として、観覧料のほか、食堂施設利用料金、売店施設利用料金、自動販売機を設置する場合の利用料金、作品展示コーナー利用料金、会議室利用料金、展望室利用料金がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 指定管理者が行う業務の内容 | <p>〈八戸市水産科学館条例〉</p> <p>第3条 八戸市水産科学館(以下「科学館」という。)は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 八戸市の水産に関する資料等の展示に関すること。</p> <p>(2) 海の生態に関する資料等の展示に関すること。</p> <p>(3) その他水産に関する知識の普及及び向上を図るための事業</p> <p>第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条に規定する事業の企画及び実施に関する業務</p> <p>(2) 科学館の使用の許可に関する業務</p> <p>(3) 科学館の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業務</p> <p>〈募集要項〉</p> <p>付帯業務</p> <p>マリエントちきゅうたんけんクラブ及びマリエントちきゅうたんけんクラブ（シニア）の運営に関する業務（※2）</p> |

(※1) 企業組合とは、中小企業等協同組合法第3条に定めのある法人である。株式会社と同様に営利を追求できる組織であるが、株式会社のような最低資本金制度はない。

(※2) マリエントちきゅうたんけんクラブとは、体験を通して海と地球の科学を学ぶ会員制の組織である。ジュニア会員は小中学生、シニア会員は高校生以上大学院生までとなっている。

(出所：市提供資料)

### ③ 指定管理者の選定手続

平成18年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和6年度現在の指定管理者については、令和5年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目   | 水産科学館                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選定方法 | 公募                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 応募資格 | <p>(1)申請の資格</p> <p>① 法人その他の団体であること。（法人格は必要ないが、個人での応募は不可。）</p> <p>② 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。</p> <p>ア 法律行為を行う能力を有しないもの</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの</p> <p>エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っているもの</p> <p>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年</p> |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの<br/>     カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの<br/>     キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等<br/>     ク 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの<br/>     ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から 3 年を経過しないもの<br/>     ③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成 24 年 9 月 25 日実施) 第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと。<br/>     ④ 後述する「4 公募説明会(現地見学会)」に参加すること。</p> |
| 直近の応募状況 | 令和元年度からの指定管理業務及び令和 6 年度からの指定管理業務について、各 1 者の応募があった                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「八戸市指定管理者選定委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を別に定める選定基準に基づき審査し、審査合計点数の 7 割以上を獲得したもののうち最も評点が高いものを指定管理者の候補者に選定する。</p>                                                                                                                                                       |

(出所: 募集要項)

#### ④ 施設の利用者数

| 区分      | R 元年度  | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 個人 (※1) | 44,893 | 30,304 | 31,083 | 41,820 | 43,956 |
| 団体      | 2,447  | 1,528  | 1,229  | 919    | 1,725  |
| 無料 (※2) | 17,335 | 12,474 | 11,614 | 14,933 | 14,446 |
| 合計      | 64,675 | 44,306 | 43,926 | 57,672 | 60,127 |

(※1) 小学生以上

(※2) 幼児及び八戸ウエルカムチケット利用者

## ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 収支状況の推移 (単位:千円) |        |        |        |        |        |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分              | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 収入              | 56,757 | 54,461 | 53,658 | 57,575 | 56,823 |
|                 | 指定管理料  | 43,605 | 43,590 | 43,590 | 43,590 |
|                 | 利用料金収入 | 12,807 | 9,209  | 9,088  | 11,821 |
|                 | その他収入  | 344    | 1,663  | 980    | 2,164  |
| 支出              | 56,052 | 49,906 | 51,553 | 55,323 | 54,768 |
|                 | 人件費    | 23,246 | 21,548 | 21,991 | 22,815 |
|                 | その他支出  | 32,806 | 28,358 | 29,562 | 32,508 |
| 収支              | 705    | 4,555  | 2,105  | 2,252  | 2,055  |
| 令和5年度自主事業の内容    |        |        |        |        |        |
| ●売店事業           |        |        |        |        |        |
| ●自動販売機事業        |        |        |        |        |        |

(出所: 市提出資料)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

## 【図表 自主事業にかかる収支】

| 自主事業にかかる収支状況の推移 (単位:千円) |       |       |       |       |       |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分                      | R元年度  | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 自主事業 収入                 | 4,680 | 3,126 | 3,315 | 4,814 | 6,027 |
| 自主事業 支出                 | 2,476 | 2,226 | 2,126 | 3,498 | 3,794 |
| 自主事業 収支                 | 2,204 | 900   | 1,189 | 1,316 | 2,234 |

(出所: 市提供資料)

## ⑥ 「ちきゅう情報館」について

マリエント3階展示室に「ちきゅう情報館」というコーナーがある。ここでの展示物は市の備品、指定管理者の備品のいずれにも該当せず、市教育委員会が国立研究開発法人海洋研究開発機構（JAMSTEC、本部横須賀市）と使用貸借契約を平成19年11月20日付で締結して貸与されているものである。市教育委員会社会教育課長から観光課長宛に、平成19年11月13日付で展示の管理依頼を受けている。

## （2）監査の結果及び意見

### 【結果 17】動物愛護及び管理に関する法律の違反について

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示、その他政令で定める取扱いを業として営む場合は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護法」という。）第 10 条に基づき、事前に第一種動物取扱業の登録を受けなければならず、マリエントの場合、展示しているウミガメ（2 匹）がこの法律に該当する。

#### 【動物愛護法（一部抜粋）】

##### （第一種動物取扱業の登録）

第 10 条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第 4 節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項及び第 21 条の 4 において同じ。）、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。第 22 条の 5 を除き、以下同じ。）その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節、第 37 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 46 条第 1 号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第 5 節まで（第 25 条第 7 項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

（以下省略）

指定管理者の募集要項において第一種動物取扱業の登録料が指定管理料の基準額に含まれていた。また、指定管理者から市に提出された令和 5 年度の収支計画書にも、「大区分②施設及び設備に関する維持管理費 中区分その他経費」の内訳として動物取扱業登録料 15 千円が計上されていた。

そこで、その執行状況を調査したところ、ウミガメの展示について第一種動物取扱業登録が必要であり、指定管理者において第一種動物取扱業の登録につき平成 27 年 10 月 15 日から令和 2 年 10 月 14 日の期間は登録していたが、令和 2 年 10 月 15 日以降無登録となっていることが判明した。その理由及び現況について所管課にヒアリングしたところ、「法改正により、動物取扱責任者の要件で資格取得が必要となったが、猶予期間が設けられていた。このことを、指定管理者が登録自体にも猶予期間がある、という誤った認識によって登録をしていなかった。平成 27 年 10 月 15 日の登録証は指定管理者が誤って廃棄したこと。なお、令和 2 年 10 月 15 日以降無登録状態であることが判明したため、令和 6 年 11 月現在登録手続中である。」という説明を受けた。

また、登録手続きについては、登録の事務を行う青森県動物愛護センターに対し、以前の登録の有効期限が満了した令和2年10月15日以降も無登録で営業していたことを申告し、必要な手続き等を相談したことである。青森県動物愛護センターからは、直ちにウミガメの展示をやめ、登録申請を行うよう指導を受け、当該指導に従い、直ちに展示をやめ、11月15日に登録申請を行い、11月26日付けで動物取扱業の登録を取得した後、ウミガメの展示を再開しているとのことであった。

なお、動物愛護法では、動物取扱業の無登録営業について罰則（100万円以下の罰金）が設けられている。また、動物愛護法第22条第3項に定める、登録事業者が動物取扱責任者に受講させるべき動物取扱責任者研修については、令和2年度以降、第一種動物取扱業無登録だったため、同法第22条第1項に定める動物取扱責任者が選任されておらず、できない。

#### 【動物愛護法（一部抜粋）】

##### （動物取扱責任者）

第22条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第12条第1項第1号から第7号の2までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。次項において同じ。）を受けさせなければならない。

4 都道府県知事は、動物取扱責任者研修の全部又は一部について、適当と認める者に、その実施を委託することができる。

指定管理者がマリエントの指定管理上、動物愛護法を遵守すべきことは基本的事項である。所管課は指定管理者の法令遵守の状況について的確に把握し、違反のないよう指導しなければならない。

#### 【結果18】包括協定書等における関係法令等の定めについて

包括協定書において、関係法令等の遵守について次のとおり定められている。

#### 【包括協定書（一部抜粋）】

##### （基本合意）

第2条 （省略）

3 乙は、公共業務の一部を担う指定管理者として、別記1に掲げる関係法令等を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、本施設の管理業務を行う者とする。  
(以下省略)

#### 別記1 関係法令等

- 施設運営全般に係る総則的法令等  
(省略)
- 本施設の運営に係る法令等  
(省略)
- 本施設の施設、設備等の維持・保守管理に係る法令等  
(省略)
- その他

別記1に掲げる関係法令等の中に、動物愛護法が含まれていない。動物愛護法及び同法施行令、施行規則等は、第一種動物取扱業登録者に対して様々な義務を課している。

市はこれらの法令等を別記1に明記する必要がある。

#### 【結果19】モニタリングの有効性について

包括協定書には、指定管理者へのモニタリングに関する条項が定められている。

##### 【包括協定書（一部抜粋）】

###### (モニタリング)

第43条 甲及び乙は、本施設において管理業務が適正に実施されているか、どの程度サービス水準の向上が図られたか等を確認するため、管理業務の実施状況に係る調査（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。

2 前項における調査は、八戸市指定管理者制度導入施設のモニタリング制度に関する基本方針（平成19年7月策定）において定めるところにより実施するものとする。

マリエントに関する令和5年度指定管理者年度総合評価表（令和5年4月～令和6年3月実施分）を閲覧したところ、「■管理運営状況に係る個別評価 1 管理状況」の箇所において、法令の遵守について「関係法令を遵守していると認められた。」とされていた。

しかし実際には、上記の「【結果1】動物愛護及び管理に関する法律の違反について」に記載したとおり、動物愛護法に違反していた。また、従事者の教育・研修について「従事者の教育や研修が非常によく行われていた。」とされているが、動物取扱責任者研修を受講していなかった。

市は、管理運営状況に係る個別評価の実施にあたっては、各項目について十分かつ具体的に検討し、モニタリングを有効なものとすることが必要である。

#### 【意見 14】「展示魚類一覧表」について

業務基準書において、マリエントで展示すべき魚類について次のとおり定められている。

##### 【業務基準書（一部抜粋）】

###### II 指定管理者が行う業務

###### 1 条例第3条に規定する事業の実施（又は単に事業の実施）

- (ア) (イ) (省略)
- (ウ) その他水産に関する知識の普及及び向上を図るための業務  
実施方法の詳細は別紙1「施設運営業務一覧表」のとおり。
- (以下省略)

###### 別紙1 施設運営業務一覧表

※展示魚類については新規購入を含めて管理

展示魚類は、別紙6「展示魚類一覧表」のとおり

別紙6「展示魚類一覧表」は、水槽の種類ごとに魚類の名称、数量が一覧表になっているものである。

所管課によると、展示魚類については「備品一覧表」の備品と異なり生体であることから、指定管理期間にわたり常時同種同数を維持すべきものではないが、別紙6「展示魚類一覧表」に掲載されているものに相当する魚種・数量を維持したいとのことであった。

魚種・数量については、葛西臨海水族園（東京都）で水槽を回遊するクロマグロやカツオが大量死した事例があり、そのような場合には施設の運営に大きな影響が及ぶことから、所管課の見解どおり適切な規模を維持する必要性が高い。

したがって市は、展示魚類の魚種・数量等について適時、的確に把握しておく必要がある。一方、指定管理者においては、業務日誌の一環として毎月、魚種と数量を確認した一覧表を綴っている。これを市への月例業務報告書に含めることが有効と思料する。

#### 【意見 15】帰属の不明な物品について

マリエント2階の収蔵庫内を視察したところ、「備品一覧表」に掲載がない動物のはく製等が散見された。一見して古いものもあり、過去に寄贈されたものと推測されるとのことであった。

現状、寄贈を受ける場合には基本的に市への寄附とし、生体のみ指定管理者への寄附とし

ているとのことである。

過去に寄贈されたものについても、可能な限り経緯を調査して、帰属先を明確にしておくことが望ましい。指定管理者に寄附されたものであれば、指定管理者の交代に伴って引き揚げされることも考慮に入れて検討されたい。

#### 【意見 16】備品の現物確認とその報告体制について

包括協定書において、備品の扱いについて次のとおり定められている。

##### 【包括協定書（一部抜粋）】

###### （備品の扱い）

第 27 条 甲は、別記 3 に掲げる備品を無償で乙に貸与する。

（以下省略）

###### 別記 3 管理物件

○管理の対象となる公の施設（省略）

○管理の対象となる公の施設に設置する備品（無償貸与する備品）

別添、業務基準書別紙 4 「備品一覧表」のとおり。

##### 【業務基準書（一部抜粋）】

###### II 指定管理者が行う業務

###### 1 指定管理業務

(1)(2)（省略）

(3)施設、設備等の維持管理に関する業務

ク) 備品の管理

別紙 4 「備品一覧表」に掲載する備品を適正に管理すること。

業務基準書別紙 4 「備品一覧表」には 138 件の物品が掲載されている。この管理について、指定管理者においては毎年「備品一覧表」に基づき現物の確認を行っているとのことであったが、その記録が残されておらず、市への報告もなされていない。

現物確認とその報告は備品管理の基本的業務であるので、市はその記録を年度の事業報告書に含めて報告するよう、指定管理者に要請すべきである。

#### 【意見 17】E メール、HP 等による利用受付について

マリエント内の 4 階展示ホール、5 階展望ホールの利用を希望する場合等には、利用申請書を記入し、マリエント事務局に提出することになるが、申請書の提出方法は『直接水産科

学館マリエントへ持参するか、FAX または郵送』に限定されている（マリエント HP より）。

このネット社会においては、現状の提出方法を負担に感じる者は少なからず存在すると考えられる。利便性向上の観点から、E メール、HP のフォーム、または LINE 等の SNS による申請書提出を可能とする事が望まれる。

## 8. 館鼻公園/みなと体験学習館

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

##### ア. 館鼻公園

館鼻公園は、新井田川河口の高台に位置する近隣公園である。園内には、絶好の眺望スポットである「グレットタワーみなと」や来園者の憩いの場としても親しまれている休憩所、地形を活かした見晴台やお花見広場などがあり、春は見事な桜を楽しんだり、夜間は河口からの夜景を眺望することができる。また、令和元年7月6日には、湊地域の歴史・文化や東日本大震災の津波被害について学ぶことができる「八戸市みなと体験学習館」がオープンした。

【図表 施設の概要（館鼻公園）】

| 項目       | 館鼻公園                                                                                                                                                                                                   |            |               |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------|
| 所在地      | 八戸市大字湊町字館鼻 78 番地 16 他                                                                                                                                                                                  |            |               |
| 設置根拠条例   | 八戸市都市公園条例                                                                                                                                                                                              |            |               |
| 開園       | 昭和 37 年 10 月                                                                                                                                                                                           |            |               |
| 施設の内容    | <ul style="list-style-type: none"><li>●敷地面積 1.90 ヘクタール</li><li>・公園施設（見晴台、四阿、シェルター、ベンチ、縁台、トイレ、水飲み場、時計、芝生広場、お花見広場、遊具広場、遊具、健康遊具等）</li><li>・みなと体験学習館（愛称：みなっ知）</li><li>・グレットタワーみなと</li><li>・無料休憩所</li></ul> |            |               |
| 開館期間・時間  | 施設名                                                                                                                                                                                                    | 開園及び開館期間   | 開園及び開館時間      |
| 館鼻公園     | 館鼻公園                                                                                                                                                                                                   | 休園日 なし     | 24 時間         |
|          | グレットタワーみなと                                                                                                                                                                                             | 春季（4～6 月）  | 9 時～21 時      |
|          |                                                                                                                                                                                                        | 夏季（7～8 月）  | 6 時 30 分～21 時 |
|          |                                                                                                                                                                                                        | 秋季（9 月）    | 9 時～21 時      |
|          |                                                                                                                                                                                                        | 冬季（10～3 月） | 9 時～19 時      |
| みなと体験学習館 | みなと体験学習館                                                                                                                                                                                               | 春季（4～6 月）  | 9 時～19 時      |
|          |                                                                                                                                                                                                        | 夏季（7～8 月）  | 9 時～21 時      |
|          |                                                                                                                                                                                                        | 秋季（9 月）    | 9 時～19 時      |
|          |                                                                                                                                                                                                        | 冬季（10～3 月） | 9 時～19 時      |
|          | 休憩所                                                                                                                                                                                                    | 休館日 なし     | 9 時～17 時      |
| 使用料      | 入館無料（みなと体験学習館・グレットタワーみなと）                                                                                                                                                                              |            |               |

（出所：指定管理業務基準書）

#### イ. みなと体験学習館 愛称：みなっち（みなっち）

みなと体験学習館は、湊地域の歴史・文化や東日本大震災の被害を伝える学習の場として令和元年7月6日にオープンした。

災害時の防災機能も備えた施設であり、東日本大震災の実情や教訓を広く国内外及び次世代に伝承する「震災伝承施設」としても登録されている。

【図表 施設の概要（みなと体験学習館）】

| 項目            | みなと体験学習館                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |    |    |               |       |        |      |        |      |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|----|---------------|-------|--------|------|--------|------|
| 所在地           | 八戸市大字湊町字館鼻 67番地7                                                                                                                                                                                                                                                              |        |    |    |               |       |        |      |        |      |
| 設置根拠条例        | 八戸市体験学習施設条例                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |    |    |               |       |        |      |        |      |
| 開館            | 令和元年7月6日                                                                                                                                                                                                                                                                      |        |    |    |               |       |        |      |        |      |
| 施設の内容         | <p>●延床面積 884.88 m<sup>2</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、エレベーター棟鉄骨造</li> <li>・(1階 防災学習フロア) 震災タイムトンネル、八戸市災害の記録、防災グッズコーナー、多目的室</li> <li>・(2階 歴史・文化学習フロア) 湊ワイドスコープ、八戸スコープ、カフェコーナー、ベビー休憩室</li> <li>・(屋上) 屋上オープンテラス</li> </ul>                     |        |    |    |               |       |        |      |        |      |
| 開館期間・時間       | <p>●休館日<br/>毎週月曜日（月曜日が祝祭日の場合は翌日）<br/>年末年始（12月29日から1月3日）</p> <p>●開館時間<br/>(4月～6月、9月～3月) 午前9時～午後7時<br/>(7月～8月) 午前9時～午後9時（日曜日は午前6時30分～午後9時）</p>                                                                                                                                  |        |    |    |               |       |        |      |        |      |
| 利用料金          | <p>入館無料<br/>館内施設の貸し出しについては以下のとおり（一部）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>湊ワイドスコープ展示ブース</td> <td>1日につき</td> <td>5,510円</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>1時間につき</td> <td>290円</td> </tr> </tbody> </table> | 区分     | 単位 | 金額 | 湊ワイドスコープ展示ブース | 1日につき | 5,510円 | 多目的室 | 1時間につき | 290円 |
| 区分            | 単位                                                                                                                                                                                                                                                                            | 金額     |    |    |               |       |        |      |        |      |
| 湊ワイドスコープ展示ブース | 1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                         | 5,510円 |    |    |               |       |        |      |        |      |
| 多目的室          | 1時間につき                                                                                                                                                                                                                                                                        | 290円   |    |    |               |       |        |      |        |      |

（出所：八戸市体験学習施設条例、指定管理者募集要項）

#### ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目       | 館鼻公園      | みなと体験学習館 |
|----------|-----------|----------|
| 指定管理者    | 三八五流通株式会社 |          |
| 指定管理者の分類 | 株式会社      |          |

| 指定期間                         | 令和4年4月～令和9年3月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |         |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----|----|----|-------------------|----------|------|----|----|----|----|-------------|------|----|-------------|--------|----|----|----|----------------|-----------------------|-----|---------------------|-----------------------|----|----|----|----|--------|----|---------|---------------|-------|--------|-------------|--------|------|-------------|-------|------|------|--------|------|
| 指定管理業務の収入形態<br>(指定管理料・利用料金等) | <p>利用料金と指定管理料の併用制（指定管理者は、定額の指定管理料を收受しており、また、本施設にかかる利用料金は指定管理者の収入となる）</p> <p>行商、募金その他これらに類する行為のために公園を使用する場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行商、募金その他これらに類する行為</td> <td>1件 1日につき</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>業として行う写真又は映画の撮影のために公園を使用する場合の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>写真</td> <td>写真機1台 1日につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>映画</td> <td>撮影機1台 1日につき</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>興行その他これらに類する行為</td> <td>1m<sup>2</sup> 1日につき</td> <td>15円</td> </tr> <tr> <td>競技会、展示会その他これらに類する行為</td> <td>1m<sup>2</sup> 1日につき</td> <td>1円</td> </tr> </tbody> </table> <p>みなど体験学習館</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カフェブース</td> <td>月額</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>湊ワイドスコープ展示ブース</td> <td>1日につき</td> <td>5,510円</td> </tr> <tr> <td>地域のあゆみ展示ブース</td> <td>1時間につき</td> <td>410円</td> </tr> <tr> <td>防災グッズ展示コーナー</td> <td>1日につき</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>1時間につき</td> <td>290円</td> </tr> </tbody> </table> |         | 区分 | 単位 | 金額 | 行商、募金その他これらに類する行為 | 1件 1日につき | 300円 | 区分 | 単位 | 金額 | 写真 | 写真機1台 1日につき | 100円 | 映画 | 撮影機1台 1日につき | 3,000円 | 区分 | 単位 | 金額 | 興行その他これらに類する行為 | 1m <sup>2</sup> 1日につき | 15円 | 競技会、展示会その他これらに類する行為 | 1m <sup>2</sup> 1日につき | 1円 | 区分 | 単位 | 金額 | カフェブース | 月額 | 11,000円 | 湊ワイドスコープ展示ブース | 1日につき | 5,510円 | 地域のあゆみ展示ブース | 1時間につき | 410円 | 防災グッズ展示コーナー | 1日につき | 320円 | 多目的室 | 1時間につき | 290円 |
| 区分                           | 単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 金額      |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 行商、募金その他これらに類する行為            | 1件 1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 300円    |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 区分                           | 単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 金額      |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 写真                           | 写真機1台 1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 100円    |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 映画                           | 撮影機1台 1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 3,000円  |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 区分                           | 単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 金額      |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 興行その他これらに類する行為               | 1m <sup>2</sup> 1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 15円     |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 競技会、展示会その他これらに類する行為          | 1m <sup>2</sup> 1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 1円      |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 区分                           | 単位                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 金額      |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| カフェブース                       | 月額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 11,000円 |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 湊ワイドスコープ展示ブース                | 1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 5,510円  |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 地域のあゆみ展示ブース                  | 1時間につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 410円    |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 防災グッズ展示コーナー                  | 1日につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 320円    |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 多目的室                         | 1時間につき                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 290円    |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |
| 指定管理者が行う業務の内容                | <p>〈八戸市都市公園条例〉</p> <p>(1) 指定管理公園に係る第8条第1項及び第11条第2項の許可に関する業務</p> <p>(2) 指定管理公園の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) その他市長が必要と認める業務</p> <p>〈八戸市体験学習施設条例〉</p> <p>第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3条に規定する事業の企画及び実施に関する業務</p> <p>(2) 体験学習館の使用の許可に関する業務</p> <p>(3) 体験学習館の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) その他市長が必要と認める業務</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |         |    |    |    |                   |          |      |    |    |    |    |             |      |    |             |        |    |    |    |                |                       |     |                     |                       |    |    |    |    |        |    |         |               |       |        |             |        |      |             |       |      |      |        |      |

(出所：八戸市都市公園条例、八戸市体験学習施設条例、包括協定書及び指定管理者募集要項)

### ③ 指定管理者の選定手続

令和元年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和6年度現在の指定管理者については、令和3年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目      | 館鼻公園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | みなと体験学習館 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 選定方法    | 公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |          |
| 応募資格    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人その他の団体であること。(法人格はないが、個人での応募は不可。)</li> <li>● 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法律行為を行う能力を有しないもの</li> <li>イ 破産者で復権を得ないもの</li> <li>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの</li> <li>エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っているもの</li> <li>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの。</li> <li>カ オに掲げる者の統制の下にある団体であると認められるもの</li> <li>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</li> <li>ク 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</li> <li>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取り消しを受けた日から3年を経過しないもの</li> </ul> </li> <li>● 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるものでないこと。</li> <li>● 後述する「4 公募説明会・現地見学会」に参加すること。</li> <li>● 防火管理者の資格を有していること。</li> </ul> |          |
| 直近の応募状況 | 令和4年度からの指定管理業務について、2者の応募があった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |          |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「八戸市指定管理者選定委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の平等な利用が確保されること。</li> <li>●公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。</li> <li>●管理に要する経費の縮減を図るものであること。</li> <li>●管理を安定して行う能力を有するものであること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |          |

|  |                                                                                                          |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●市の重要施策が推進されるものであること。</li> <li>●施設の利用促進が図られる自主事業であること。</li> </ul> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所：募集要項より監査人作成)

#### ④ 施設の利用者数

(単位：人)

|            | R元年度       | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
|------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| みなと体験学習館   | (*1)33,714 | 28,976 | 21,249 | 30,526 | 33,349 |
| グレットタワーみなと | 58,409     | 44,334 | 37,768 | 47,626 | 49,016 |
| 合計         | 92,123     | 73,310 | 59,017 | 78,152 | 82,365 |

\*1：令和元年7月6日開館後の利用者数

(出所：指定管理者の事業報告書)

#### ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 区分      | 収支状況の推移 (単位：千円) |        |        |        |        |
|---------|-----------------|--------|--------|--------|--------|
|         | R元年度            | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 収入      | 40,862          | 41,000 | 41,006 | 41,710 | 41,436 |
| 指定管理料   | 40,666          | 40,748 | 40,748 | 41,054 | 40,935 |
| 利用料金収入  | 196             | 252    | 258    | 134    | 137    |
| 補助金     | 0               | 0      | 0      | 522    | 363    |
| その他収入   | 0               | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 支出      | 38,338          | 40,676 | 40,806 | 42,388 | 43,010 |
| 人件費     | 11,761          | 13,226 | 13,254 | 13,896 | 14,106 |
| 維持管理経費  | 19,298          | 21,017 | 20,515 | 22,717 | 22,883 |
| その他運営経費 | 6,049           | 5,077  | 5,690  | 4,452  | 4,767  |
| 未払消費税   | 1,229           | 1,355  | 1,345  | 1,321  | 1,253  |
| 収支      | 2,524           | 324    | 199    | △678   | △1,574 |

(出所：指定管理者の事業報告書)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

#### 【図表 自主事業にかかる収支】

| 区分      | 自主事業にかかる収支状況の推移 (単位：千円) |       |       |       |       |
|---------|-------------------------|-------|-------|-------|-------|
|         | R元年度                    | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 自主事業 収入 | 5                       | 6     | 17    | 8     | 8     |
| 自主事業 支出 | 28                      | 6     | 12    | 6     | 31    |
| 自主事業 収支 | △23                     | 0     | 5     | 2     | △22   |

| 令和5年度自主事業の内容                            |
|-----------------------------------------|
| ●映画会                                    |
| ●各種講座等の開催（手話、アクセサリー作り、非常時における給食の献立試食会等） |

（出所：指定管理者の事業報告書）

## （2）監査の結果及び意見

### 【結果20】備品の管理について

備品一覧表や備品台帳（備品カード）の閲覧、現地調査による現物確認、さらに担当者へのヒアリングを実施した結果、備品台帳（備品カード）、包括協定書で規定されている指定管理者への備品貸与リスト及び現物が以下のとおり一致していなかった。

### 【グレットタワーみなどの備品管理状況】

| 品名     | 現物       | 備品貸与リスト  | 備品台帳（備品カード） | 判定                 |
|--------|----------|----------|-------------|--------------------|
| 液晶テレビ  | TH-L19C3 | TH-L26X3 | TH-L26X3    | 備品台帳及び備品貸与リストの作成誤り |
| 電気ストーブ | なし       | 1        | 1           | 不用決裁処理が行われていない状況   |

### 【みなと体験学習館の備品管理状況】

| 品名             | 現物  | 備品貸与リスト | 備品台帳（備品カード） | 判定           |
|----------------|-----|---------|-------------|--------------|
| スツール           | 16脚 | 18脚     | 16脚         | 備品貸与リストの作成誤り |
| キッズサークルの靴収納ベンチ | 1台  | 2台      | 1台          | 備品貸与リストの作成誤り |
| キッズサークル用収納棚    | 1台  | 2台      | 1台          | 備品貸与リストの作成誤り |

備品の取得・廃棄に基づく備品台帳（備品カード）の適切な作成及び不用決裁処理や、備品台帳（備品カード）に基づいた適切な備品貸与リストの作成、さらに市及び指定管理者における定期的な現物確認を実施することが必要である。

### 【結果21】指定管理事業に関係のない支出が計上されていた

事業報告書に記載されている指定管理に係る支出の中に、指定管理料から支出することが適切でない支出が含まれていた。

具体的には、自主事業の講師を依頼している企業との懇親会に係る接待交際費 48,000円

である。本来は、自主事業の収支報告書の支出に含めるべき費用であった。誤って指定管理に係る支出に混入してしまった原因は、指定管理者における事務ミスであるとのことである。

今後は、事務ミスを防止するため、担当者以外がチェックしやすい帳簿作成方法を検討するとともに、適切な内部統制を構築することが必要である。

### 【結果 22】月次の収支実績書合計と年度の事業報告書に科目の入り繰りがあった

指定管理者が市に提出している令和 5 年度の月次報告の収支実績額合計（12 か月分）と年度の事業報告書において、以下のような勘定科目の入り繰りがあった。

#### 【勘定科目入り繰りの概要】

| 勘定科目               |     |           | 月次報告の合計<br>(A) | 年度の報告書<br>(B) | 差額<br>(A-B) |
|--------------------|-----|-----------|----------------|---------------|-------------|
|                    | 中区分 | 小区分       |                |               |             |
| ②施設及び設備等に関する維持管理経費 |     |           |                |               |             |
|                    | 需用費 | 消耗品費      | 116,775 円      | 112,386 円     | 4,389 円     |
|                    | 委託料 | エレベーター保守  | 1,254,000 円    | 1,149,500 円   | 104,500 円   |
|                    | 委託料 | 自動ドア保守    | 154,000 円      | 258,500 円     | △104,500 円  |
|                    | 委託料 | 展示関連等保守業務 | 1,292,500 円    | 1,296,889 円   | △4,389 円    |
| 合計                 |     |           | 2,817,275 円    | 2,817,275 円   | - 円         |

担当者へのヒアリング及び関連資料の閲覧の結果、月次報告の 12 か月分合計の方が正しく、年度の事業報告書における実績額が誤っていることが確認された。誤りが発生した原因是、指定管理者における集計ミスであるとのことである。

今後は、事務ミスを防止するため、担当者以外がチェックしやすい帳簿作成方法を検討するとともに、適切な内部統制を構築することが必要である。

### 【結果 23】人件費の集計に誤りがあった（11 月分）

月次の報告書及び年度の事業報告書において、給料の実績額があるべき計上額より 23,485 円過大に計上されていた。

#### 【月次報告（11 月）における誤りの概要】

| 勘定科目 |     |     | 実際の報告額<br>(A) | あるべき報告額<br>(B) | 差額<br>(A-B) |
|------|-----|-----|---------------|----------------|-------------|
| 大区分  | 中区分 | 小区分 |               |                |             |
| ①人件費 | 給料等 | 給料  | 1,006,939 円   | 983,454 円      | 23,485 円    |

【事業報告書（年度）における誤りの概要】

| 勘定科目 |     |     | 実際の報告額<br>(A) | るべき報告額<br>(B) | 差額<br>(A-B) |
|------|-----|-----|---------------|---------------|-------------|
| 大区分  | 中区分 | 小区分 |               |               |             |
| ①人件費 | 給料等 | 給料  | 12,003,425 円  | 11,979,940 円  | 23,485 円    |

給料の過大計上の原因は、人件費の明細表から表計算ソフトによる月次の集計をするために転記する際に、指定管理者の担当者が転記を誤ったことである。なお、月次での転記を誤った結果、年度の事業報告書においても同額の過大計上が生じている。

今後は、事務ミスを防止するため、適切な内部統制を構築し運用していくことが必要である。

【意見 18】一般管理費に計上されている本社費相当額について

指定管理に係る事業報告書の支出の内訳にある一般管理費には、月額 20 万円（年額 240 万円）の本社費が加算されている。なお、この本社費は計画（予算）には計上されていない。したがって、事業報告書上、予算と実績額に以下のような多額の差異が発生している。

【令和 5 年度年度事業報告書における一般管理費の予算額（計画額）及び決算額】

| 勘定科目         |     |       | 令和 5 年度計画<br>(A) | 令和 5 年度実績<br>(B) | 差額<br>(A-B)  |
|--------------|-----|-------|------------------|------------------|--------------|
| 大区分          | 中区分 | 小区分   |                  |                  |              |
| ①その他<br>運営経費 | その他 | 一般管理費 | 823,000 円        | 3,268,670 円      | △2,445,670 円 |

（出所：令和 5 年度年度事業報告書より監査人作成）

指定管理者に対して月額 20 万円の内容及び根拠についてヒアリングしたところ、「本社で経理業務を担当する者の経費等が含まれているが、金額には明確な根拠はない」とのことであった。

この件について、市は八戸市指定管理者実地調査実施要領に基づいた令和 5 年度の実地調査において、「指摘事項ではないが次のとおり検討を指示したもの ②人件費について 館鼻公園職員の人件費のほか、一般管理費に三八五流通（株）本社で経理を担当する者の経費が含まれているため、その内訳を明確にすること。」として調査結果を指定管理者に通知している。

指定管理事業の運営において、指定管理事業を担当する従業員の給与計算は本社人事部門が実施し、支出した費用は会社の経費として本社経理部門が経理処理するのは当然である。したがって、指定管理事業を運営する上で、そのような本社人事部門や経理部門におけるいわゆる本社費が発生することについては疑いない。しかし、本社費が発生することと、指定

管理の事業報告においてどのような報告をするべきかということは別問題である。

また、指定管理の事業報告において、その発生額を客観的に検証可能でない経費の計上を認めるべきではない。仮に、一定の仮定に基づいてそのような本社費計上を認めるのであれば、例えば指定管理者選定における収支計画書の作成段階で、申請するすべての団体にそのような会計処理を指示すべきである。

以上より、指定管理に係る事業報告書の支出報告上、客観的に検証することができない本社費相当額の計上は認めるべきではないと考える。

## 9. 中央駐車場

### (1). 概要

1977年（昭和52年）に建設された旧八戸市中央駐車場は、耐震診断を行った結果、地震の衝撃で倒壊する危険性が高いと判断され、耐震補強工事を選択した場合でも改築工事と同等の費用が掛かること、耐震改修工事を実施しながら営業することが難しいため、建て替えることが決まり、平成27年度から改築事業を開始した。平成28年度、解体工事を実施し、平成29年度、改築工事に着手、平成30年7月工事が完了、同年7月28日から供用開始となった。施設設置の目的は、市庁周辺の路上駐車による交通渋滞の発生を防止すること、来庁者と公用車の駐車場を確保することである。

#### ① 施設の概要

【図表 施設の概要（中央駐車場）】

| 項目      | 中央駐車場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                  |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--|----|------|----|--------|------------------|----------------------------------|--------------------|--------------|--------|-----|---------|
| 所在地     | 八戸市内丸一丁目1番10号                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                  |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
| 設置根拠条例  | 八戸市駐車場条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                  |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
| 供用開始    | 平成30年7月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                  |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>敷地面積 3,581 m<sup>2</sup></li><li>建築面積 2,571 m<sup>2</sup></li><li>延床面積 12,001 m<sup>2</sup></li><li>収容台数 436台（うち身障者用等 9台）</li><li>型式 自走式、スキップフロア型</li><li>構造 鉄骨造、5階6層</li><li>関係施設 駐車場管制設備、消火設備、エレベーター1基、多目的トイレ、管理諸室、倉庫</li></ul>                                                  |                                  |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
| 供用期間    | 午前0時から午後12時まで（24時間/年中無休）                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                  |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
| 入出場可能時間 | 午前7時30分から午後10時まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                  |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
| 従業員勤務時間 | 午前7時から午後10時30分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                  |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
| 駐車料金    | <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>駐車時間</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">普通駐車料金</td><td>午前7時30分から午後10時まで</td><td>1時間まで 160円<br/>1時間を超え30分増すごとに 80円</td></tr><tr><td>午後10時から翌日午前7時30分まで</td><td>30分までごとに 30円</td></tr><tr><td>定期駐車料金</td><td>1箇月</td><td>13,200円</td></tr></tbody></table> |                                  |  | 区分 | 駐車時間 | 金額 | 普通駐車料金 | 午前7時30分から午後10時まで | 1時間まで 160円<br>1時間を超え30分増すごとに 80円 | 午後10時から翌日午前7時30分まで | 30分までごとに 30円 | 定期駐車料金 | 1箇月 | 13,200円 |
| 区分      | 駐車時間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 金額                               |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
| 普通駐車料金  | 午前7時30分から午後10時まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 1時間まで 160円<br>1時間を超え30分増すごとに 80円 |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
|         | 午後10時から翌日午前7時30分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 30分までごとに 30円                     |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |
| 定期駐車料金  | 1箇月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 13,200円                          |  |    |      |    |        |                  |                                  |                    |              |        |     |         |

| 項目                     | 中央駐車場                                                                              |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 外観<br>(所管課提供の<br>外観写真) |  |

(出所：指定管理業務基準書：八戸市中央駐車場、市提供の資料)

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目                | 中央駐車場                                                                                                                    |                                                                                                                                                               |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者             | 三八五交通株式会社                                                                                                                |                                                                                                                                                               |
| 指定管理者の分類          | 株式会社                                                                                                                     |                                                                                                                                                               |
| 指定期間              | 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月                                                                                                   |                                                                                                                                                               |
| 指定管理業務の収入形態       | 指定管理者は、定額の指定管理料を收受しており利用料金制は採用していない。                                                                                     |                                                                                                                                                               |
| 指定管理者が行う業務の<br>内容 | <p>〈八戸市駐車場条例〉<br/>第 4 条 指定管理者の業務</p> <p>(1) 八戸市中央駐車場の利用に関する業務<br/>(2) 八戸市中央駐車場の施設、設備等の維持管理に関する業務<br/>(3) その他市長が認める業務</p> | <p>(八戸市中央駐車場の管理に関する包括協定書)</p> <p>第 8 条 管理業務の範囲</p> <p>(1) 本施設の利用に関する業務<br/>(2) 本施設の施設、設備等の維持管理に関する業務<br/>(3) 本施設の管理業務に付随して必要となる付帯業務<br/>(4) その他市が必要と認める業務</p> |

(出所：八戸市中央駐車場の管理に関する包括協定書、八戸市駐車場条例)

## ③ 指定管理者の選定手続

平成 18 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 6 年度現在の指定管理者については、令和 5 年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目      | 中央駐車場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選定方法    | 公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 応募資格    | <p>①法人その他の団体であること。(法人格は必要ないが、個人での応募は不可。)</p> <p>②法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。</p> <p>ア 法律行為を行う能力を有しないもの。</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの。</p> <p>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの。</p> <p>エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）による手続を行っているもの。</p> <p>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの。</p> <p>カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの</p> <p>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</p> <p>ク 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</p> <p>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から3年を経過しないもの</p> <p>③八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるものでないこと。</p> <p>④後述する「4 公募説明会・現地見学会」に参加すること。</p> |
| 直近の応募状況 | 令和6年度からの指定管理業務について、1者のみ応募があった                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「八戸市指定管理者選定委員会」（選定委員6人）による候補者の選定審査を行い、審査合計点数の7割以上を獲得したもののうち、最も評点が高いものを指定管理者に選定する。これを踏まえ市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。なお、効率性の採点に当たっては、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

（出所：八戸市中央駐車場 指定管理者募集要項）

#### ④ 施設の利用台数及び使用料収入

【図表 利用台数の推移】

| 利用台数の推移 |         |         |         |         |         | (単位:台) |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 区分      | R元年度    | R02年度   | R03年度   | R04年度   | R05年度   |        |
| 利用台数    | 332,277 | 289,772 | 288,919 | 326,271 | 320,785 |        |

(出所:市提供の資料)

【図表 使用料収入の推移】

| 使用料収入の推移 |        |        |        |        |        | (単位:千円) |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 区分       | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |         |
| 使用料収入    | 91,552 | 73,506 | 73,213 | 86,502 | 88,928 |         |

(出所:市提供の資料)

#### ⑤ 指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理業務の収支状況の推移】

| 収支状況の推移                     |        |        |        |        |        | (単位:千円) |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 区分                          | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |         |
| 収入                          |        |        |        |        |        |         |
| 指定管理料①                      | 33,067 | 32,814 | 32,814 | 32,814 | 32,163 |         |
| 支出                          |        |        |        |        |        |         |
| 人 件 費                       | 16,033 | 16,346 | 15,958 | 16,790 | 17,278 |         |
| 施設及び設備<br>に関する維持<br>管 理 経 費 | 12,693 | 11,816 | 12,234 | 13,170 | 14,343 |         |
| 支 出 合 計 ②                   | 28,726 | 28,163 | 28,192 | 29,961 | 31,621 |         |
| 収支差額③=①-②                   | 4,341  | 4,651  | 4,622  | 2,853  | 542    |         |
| 収支差額率 ③/①                   | 13.1%  | 14.2%  | 14.1%  | 8.7%   | 1.7%   |         |

(出所:収入→市提供の資料、支出→事業報告書)

⑥ 中央駐車場に関する市の収支状況

【図表 市の収支状況】

| 項目                    | 金額(千円) |        |        |
|-----------------------|--------|--------|--------|
|                       | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 【 収 入 】               |        |        |        |
| 使 用 料 収 入 ①           | 73,213 | 86,502 | 88,928 |
| 【 支 出 】               |        |        |        |
| 委 託 料                 | 32,814 | 32,814 | 32,163 |
| 需 用 費                 | 134    | 22     | 1,502  |
| 役 務 費                 | 190    | 193    | 202    |
| 負 担 金 補 助 金 及 び 交 付 金 | 40     | 46     | 52     |
| 補 償 補 填 及 び 賠 償 金     |        |        |        |
| 公 課 費                 | 2,727  | 3,686  | 12,359 |
| 支 出 計 ②               | 35,906 | 36,763 | 46,280 |

|                           |        |         |         |
|---------------------------|--------|---------|---------|
| 中央駐車場からの純収入③<br>( ① - ② ) | 37,307 | 49,738  | 42,648  |
| 公債費元本返済④                  | 48,816 | 100,800 | 100,804 |
| 公債費利子返済⑤                  | 2,548  | 2,438   | 3,305   |
| 元本及び利子返済額⑥<br>( ④ + ⑤ )   | 51,364 | 103,238 | 104,109 |
| 一般会計からの負担金<br>( ⑥ - ③ )   | 14,057 | 53,500  | 61,461  |

(出所：八戸市都市計画駐車場特別会計 岁入歳出決算事項別明細書)

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果 24】指定管理業務の収入と支出が一体となった収支報告書を要求していない

指定管理者は、申請時や年度計画においては収入と支出が一体となった収支計画書を作成し、市に提出している（下表①②）。一方で、年度の実績報告としては、支出の明細のみが市へ提出されており、収入と支出が一体となった収支報告書は市に提出されていない。

現状では、市は指定管理者から、指定管理業務から生じた収入にかかる報告を受けていないこととなる（したがって下表③では「収入：市からの指定管理料」は？（不明）となる）。確かに、中央駐車場は利用料金制を採用しておらず、市の支払った指定管理料が、指定管理者の収入（指定管理料）と同額となるため、あえて報告を受けていない可能性もある。しかし、収入項目は指定管理料だけとは限らないし（例えば、自主事業収入や、補助金収入もあるかもしれない）、収支一体の計画を作らせている事実と矛盾が生じている。また、そもそも指定管理業務から生じた収支結果を指定管理者に責任をもって開示してもらうという観点から、収支一体となった収支報告書を入手すべきである。

### 【令和 5 年度収支計画の比較（申請時・年度計画・実績）】

（単位：千円）

| 項目               | ①指定管理者申請時の<br>令和 5 年度分収支計画 | ②令和 5 年度計画   | ③令和 5 年度実績                |
|------------------|----------------------------|--------------|---------------------------|
| 収入：              |                            |              |                           |
| 市からの指定管理料        | 32,814                     | 32,814       | ？                         |
| 支出：              |                            |              |                           |
| 人件費              | 18,957                     | 18,957       | 17,278                    |
| 施設及び設置に関する維持管理経費 | 13,815                     | 13,815       | 14,343                    |
| その他運営経費          | 42                         | 42           |                           |
| 支出合計             | 32,814                     | 32,814       | 31,621                    |
| 収支               | 0                          | 0            | ？                         |
| 出所               | 申請時の収支計画書                  | 令和 5 年度収支計画書 | 支出：令和 5 年度事業報告書 管理経費の支出状況 |

（注）支出の中区分、小区分については省略をしている。

このような運用がなされている背景としては、八戸市中央駐車場の管理に関する包括協定書第 31 条において収支一体となった収支報告書の提出を要求していないためであり、不備と評価される。今後、包括協定書を変更し指定管理者に対して指定管理業務における収支が一体となった収支報告書を求めるべきである。

【八戸市中央駐車場の管理に関する包括協定書の第31条の規定】

(事業報告書)

第31条 乙は、毎会計年度終了後30日以内に、各年度における本施設の管理業務の状況に係る別記8に定める事項を記載した年間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

以下省略

甲：八戸市

乙：三八五交通株式会社

別記8 月例業務報告書、事業報告書

(3) 使用料収入の実績及び管理経費の支出状況

使用料収入額の内訳等を記載すること。

管理に係る経費の支出状況については、管理に係る経費の執行状況（決算）及び費目別内訳等の状況を記載すること。

監査人注：使用料収入とは市の歳入となる「駐車場利用料」のことを指し、指定管理業務から生じた収入の報告規定はない。

## 10. 福祉公民館/福祉体育館

### (1). 概要

#### 福祉公民館

総合福祉施設として、広く一般市民が利用するもので、健康の増進、教養の向上及び福祉活動の推進等を図るため年金積立金還元融資を受けて設置したものである。

#### 福祉体育館

八戸福祉体育館は、勤労身体障害者のスポーツの普及振興を図り、健康の増進と勤労意欲の高揚を資するため、八戸市と雇用促進事業団が共同で設置したもので、身体障害者が利用しやすいように配慮されている。アプローチは広く、勾配を緩やかに、玄関は自動扉、館内の通路は全て手すり付、シャワー付更衣室、便所等も車椅子使用者が使いやすいように設計されている。

### ① 施設の概要

【図表 施設の概要（福祉公民館）】

| 項目    | 福祉公民館                                                                                                                       |                                                                  |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 所在地   | 八戸市類家四丁目3番1号                                                                                                                |                                                                  |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造 2階建                                                                                                               |                                                                  |
| 床面積   | 2,399.71 m <sup>2</sup>                                                                                                     |                                                                  |
| 敷地面積  | 17,080.69 m <sup>2</sup>                                                                                                    |                                                                  |
| 竣工    | 昭和 53 年 9 月 25 日                                                                                                            |                                                                  |
| 施設内容  | 1 階                                                                                                                         | 2 階                                                              |
|       | 風除室、事務室、相談室、管理人室、保育室、善意銀行、憩室、料理講習室、料理講習室（倉庫）、機能回復訓練室、ボランティアビュロー、機械室、倉庫、エレベーター室、湯沸室、便所、玄関ホール、ロビー、廊下、階段                       | 大会議室、手話教室、結婚式場、研修室、図書資料室、点字・録音室、会議室、エレベーター室、湯沸室、便所、ホワイエ、廊下、階段、屋階 |
| 開館時間  | 午前 9 時から午後 10 時まで<br>八戸市福祉センター条例施行規則第 2 条の規定による。                                                                            |                                                                  |
| 休館日   | (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）<br>(2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで<br>八戸市福祉センター条例施行規則第 3 条の規定による。 |                                                                  |
| 使用料   | 八戸市福祉センター条例別表（第 9 条関係）に定める額とする。                                                                                             |                                                                  |

| 項目              | 福祉公民館                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 外観<br>(市ホームページ) |  |

(出所：市提供の資料)

【図表 施設の概要（福祉体育館）】

| 項目    | 福祉体育館                                                                                                                                |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地   | 八戸市類家四丁目3番1号                                                                                                                         |
| 建物の構造 | 鉄筋造（一部鉄筋コンクリート造）                                                                                                                     |
| 床面積   | 1,119.96 m <sup>2</sup>                                                                                                              |
| 竣工    | 昭和53年3月                                                                                                                              |
| 施設内容  | 事務室（診療台）<br>体育館（式典台・器具庫）<br>〔バスケットコート1面、バレーコート1面、バドミントンコート3面〕<br>更衣室（シャワー付）<br>その他（集会室等）                                             |
| 開館時間  | 午前9時から午後9時まで<br>八戸市勤労身体障害者体育施設条例規則第2条の規定による。                                                                                         |
| 休館日   | （1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）<br>（2）12月28日から翌年1月4日まで<br>八戸市勤労身体障害者体育施設条例規則第3条の規定による。                      |
| 使用料   | 原則、無料とする。<br>ただし、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害がある者その他規則で定める者以外の者が使用する場合には、八戸市勤労身体障害者体育条例別表及び体育施設規則別表第1、同規則別表第2、同規則別表第3に定める額とする。 |

| 項目              | 福祉体育館                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 外観<br>(市ホームページ) |  |

(出所：市提供の資料)

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は、次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目                     | 福祉公民館・福祉体育館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者                  | 三八五ふれあいネット                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 指定管理者の分類               | 共同企業体 任意団体 (三八五交通株、三八五バス株)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 指定期間                   | 令和3年4月1日～令和8年3月31日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 指定管理業務の収入形態<br>(指定管理料) | 指定管理者は、定額の指定管理料を收受しており、利用料金制は採用していない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 指定管理者が行う業務の<br>内容      | <p>(1) 指定管理業務<br/>(八戸市福祉センター条例(昭和53年9月25日条例第37号)第4条並びに八戸市勤労身体障害者体育施設条例(昭和53年3月30日条例第12号)第4条に基づく業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 福祉公民館・福祉体育館の使用の許可に関する業務</li> <li>② 福祉公民館・福祉体育館の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>③ その他市長が必要と認める業務</li> </ul> <p>(2) 附帯業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 使用料の徴収事務(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条に基づく契約)</li> <li>② 八戸市身体障害者更生館並びに八戸市視聴覚センター児童科学館の施設、設備等の一部の維持管理に関する業務</li> </ul> |

(出所：八戸市福祉公民館・八戸福祉体育館 指定管理者募集要項、  
八戸市福祉公民館・八戸福祉体育館の管理に関する年度協定書)

### ③ 指定管理者の選定手続

平成 20 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 6 年度現在の指定管理者については、令和 2 年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目      | 福祉公民館・福祉体育館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選定方法    | 公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 応募資格    | <p>①法人その他の団体であること。(法人格は必要ではないが、個人での応募は不可。)</p> <p>②法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。</p> <p>ア 法律行為を行う能力を有しないもの。</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの。</p> <p>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの。</p> <p>エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続を行っているもの。</p> <p>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しく構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの。</p> <p>カ オに掲げる者の候補者の下にある団体と認められるもの</p> <p>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</p> <p>ク 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</p> <p>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から 3 年を経過しないもの</p> <p>③八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと。</p> <p>④「公募説明会・現地見学会」に参加すること。</p> |
| 直近の応募状況 | 令和 3 年度からの指定管理業務について、2 者の応募があった                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「八戸市指定管理者選定委員会」（選定委員 8 人）による候補者の選定審査を行い、審査合計点数の 7 割以上を獲得したもののうち、最も評点が高いものを指定管理者の候補者に選定する。これを踏まえ市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。なお、効率性の採点に当たっては、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

（出所：八戸市福祉公民館・八戸福祉体育館 指定管理者募集要項）

#### ④ 施設の使用料、利用者数及び利用件数（福祉公民館）

【図表 使用料の推移（福祉公民館）】

| 使用料の推移  |       |       |       |       |       |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分      | R元年度  | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 使用料（千円） | 2,433 | 2,797 | 2,178 | 2,368 | 2,492 |

【図表 利用者数・利用件数の推移（福祉公民館）】

| 利用者数・利用件数の推移 |        |        |        |        |        |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分           | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 利用者数（人）      | 48,250 | 26,710 | 27,434 | 32,438 | 39,064 |
| 利用者件数（件）     | 2,163  | 1,858  | 1,624  | 1,910  | 2,123  |

（出所：いずれも市提供の資料から監査人作成）

#### ⑤ 施設の使用料、利用者数及び利用件数（福祉体育館）

【図表 使用料の推移（福祉体育館）】

| 使用料の推移 (単位：千円) |       |       |       |       |       |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分             | R元年度  | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 使用料（千円）        | 2,337 | 2,024 | 1,666 | 2,441 | 2,235 |

【図表 利用者数・利用件数の推移（福祉体育館）】

| 利用者数・利用件数の推移 |        |        |        |        |        |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分           | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 利用者数（人）      | 24,919 | 17,201 | 12,402 | 17,505 | 18,489 |
| 利用者件数（件）     | 1,180  | 1,047  | 677    | 940    | 975    |

（出所：いずれも市提供の資料から監査人作成）

#### ⑥ 指定管理業務の収支状況

【図表 指定管理業務の収支状況の推移】 (単位：千円)

| 区分           | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
|--------------|--------|--------|--------|
| 収入           |        |        |        |
| 指定管理料        | 32,623 | 32,926 | 32,773 |
| 修繕費繰越金       |        | 172    | 422    |
| 市からの補助金      |        | 1      | 2      |
| 収入合計 ①       | 32,623 | 33,099 | 33,197 |
| 支出           |        |        |        |
| 人件費          | 13,271 | 13,891 | 14,730 |
| 維持管理経費       | 16,976 | 17,734 | 17,116 |
| 一般事務費        | 586    | 635    | 638    |
| 消費税納税額       | 1,356  | 1,314  | 1,358  |
| 支出合計 ②       | 32,189 | 33,574 | 33,842 |
| 収支差額 ③ (①-②) | 434    | △475   | △645   |

|           |      |    |    |
|-----------|------|----|----|
| 収支差額率 ③/① | 1.3% | 一% | 一% |
|-----------|------|----|----|

(出所：市提供資料から監査人が作成)

指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

【図表　自主事業にかかる収支】（単位：千円）

| 区分        | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 自主事業 収入   | 708    | 728    | 1,018  |
| 自主事業 支出   | 954    | 1,150  | 1,293  |
| 自主事業 収支差額 | △246   | △422   | △275   |

(出所：市提供資料から監査人が作成)

## （2）監査の結果及び意見

### 【結果 25】消火器の管理方法について

福祉体育館に所在する消火器について、備品として台帳登録しているものもあれば、備品台帳に計上されていないものもある。すなわち、消火器を備品として管理するのか現場・所管課において統一した方針がない。

消火器は消防法に基づく検査を受ける必要があり、消防設備点検業務における「消火器維持台帳」も存在するため、備品として管理することは通常あまり想定されないものと思料される。市は、消火器の管理について方針を定める必要がある。

### 【意見 19】前受金額の妥当性の検証について

「八戸市福祉公民館・八戸福祉体育館の管理に関する包括協定書」において、事業報告書について以下のように規定している。

### 【八戸市福祉公民館・八戸福祉体育館の管理に関する包括協定書（抜粋）】

(事業報告書)

第 31 条 乙は、毎会計年度終了後、30 日以内に、各年度における本施設の管理業務の状況に係る別記 8 に定める事項を記載した年間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して 30 日以内に、当該日までの間の当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

施設の利用件数や使用料金等の利用状況については、事業報告書に添付される「利用状況」により報告されている。令和6年3月度における事業報告書の福祉公民館についての報告内容は以下のとおりである。

【事業報告書 福祉公民館の利用状況にかかる記載】

| 入金額       | 令和5年度の入金額（令和5年4月から令和6年3月まで）  |       |        |           |
|-----------|------------------------------|-------|--------|-----------|
| 項目        | 区分                           | 件数    | 人数     | 金額（円）     |
| 福祉公民館     |                              | 1,290 |        | 2,492,990 |
|           |                              |       |        |           |
| 利用状況      | 令和5年度の利用状況（令和5年4月から令和6年3月まで） |       |        |           |
| 福祉公民館     | 有料団体                         | 986   | 16,552 | 2,259,500 |
| 福祉公民館     | 減免団体                         | 1,113 | 22,245 | 3,655,980 |
| 子育て広場・保育室 |                              | 22    | 107    |           |
| 子育て広場図書   |                              | 0     | 0      |           |
| 芝生        |                              | 2     | 160    |           |
| 合計        |                              | 2,123 | 39,064 | 5,915,480 |

(出所：事業報告書「利用状況」等から監査人が作成)

ここで、入金額（A）と利用金額（B）との間で差額 233,490 円（2,492,990 円（A）-2,259,500 円（B））が発生している。この差額は、令和6年4月以降の利用分について、令和6年3月までに收受した前受金があることに起因している。

市として前受金額の妥当性を確認することは、年度に帰属する正確な使用料金を認識するためにも重要な事項である。市は、月例報告書提出時に添付資料として使用料徴収簿を提出させて、前受分の使用料を確認しているとのことであるが、この方法では前受金の妥当性を検証した証跡・資料が残されていない。前受金の一覧表を添付資料として指定管理者に提出させ、この資料をもって前受金額の妥当性を確認するとともに保存する方法の採用が効率的かつ効果的と考える。

## 1 1. 東霊園/西霊園/南郷中央霊園

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

八戸市東霊園、西霊園、南郷中央霊園は、八戸市霊園条例に定める施設として、市民の墓地需要に応えるため、墓地供給を行うとともに、利用者の利便に配慮した適切な霊園の管理・運営を行うことを目的として設置したものである。

【図表 施設の概要】

| 項目      | 東霊園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 西霊園                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 南郷中央霊園                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市湊高台八丁目 170 番地 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 八戸市大字河原木字見立山 2 番地 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 八戸市南郷大字市野沢字山陣屋 2 番地 2                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 設置根拠条例  | 八戸市霊園条例（昭和 40 年八戸市条例第 27 号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 開館      | 昭和 40 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 平成元年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 平成 6 年                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●霊園面積 245,077.59 m<sup>2</sup></li> <li>●一般墓地 34,832 m<sup>2</sup></li> <li>●合葬墓 <ul style="list-style-type: none"> <li>・墳墓（マウンド） 50 m<sup>2</sup></li> <li>・合葬墓園路 156 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> <li>●一般墓地園路 36,478 m<sup>2</sup></li> <li>●道路 13,744 m<sup>2</sup></li> <li>●施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所 136 m<sup>2</sup></li> <li>・葬祭場 117 m<sup>2</sup></li> <li>・便所（単独） 42 m<sup>2</sup></li> <li>・あづま屋 22 m<sup>2</sup></li> <li>・倉庫 34 m<sup>2</sup></li> <li>・水汲場 22 m<sup>2</sup></li> <li>・駐車場 4,714 m<sup>2</sup></li> <li>・調整池 1,018 m<sup>2</sup></li> <li>・ロータリー 1,085 m<sup>2</sup></li> <li>・無縁塔 14 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●霊園面積 50,438.92 m<sup>2</sup></li> <li>●一般墓地 10,482 m<sup>2</sup></li> <li>●一般墓地園路 5,343 m<sup>2</sup></li> <li>●道路 6,361 m<sup>2</sup></li> <li>●施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理事務所 248 m<sup>2</sup></li> <li>・葬祭場（施設内） 53 m<sup>2</sup></li> <li>・休憩所（施設内） 53 m<sup>2</sup></li> <li>・便所（施設内） 40 m<sup>2</sup></li> <li>・あづま屋 46 m<sup>2</sup></li> <li>・倉庫 26 m<sup>2</sup></li> <li>・水汲場 23 m<sup>2</sup></li> <li>・駐車場 5,625 m<sup>2</sup></li> <li>・調整池 2,449 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●霊園面積 4,073.00 m<sup>2</sup></li> <li>●一般墓地 524 m<sup>2</sup></li> <li>●一般墓地園路 686 m<sup>2</sup></li> <li>●道路 960 m<sup>2</sup></li> <li>●施設 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水汲場 850 m<sup>2</sup></li> <li>・駐車場 3,223 m<sup>2</sup></li> </ul> </li> </ul> |
| 開館期間・時間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●霊園出入口（機械警備）</li> <li>・通常：午前 6 時 00 分～午後 7 時 00 分</li> <li>・彼岸：午前 5 時 00 分～午後 8 時 00 分</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●霊園出入口（機械警備）</li> <li>・通常：午前 6 時 00 分～午後 7 時 00 分</li> <li>・彼岸：午前 5 時 00 分～午後 8 時 00 分</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 年中無休                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|  |                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                            |  |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お盆：午前 5 時 00 分～午後 8 時 00 分</li> <li>●管理事務所</li> <li>・通常：午前 8 時 15～午後 5 時 00 分</li> <li>・彼岸：午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分</li> <li>・お盆：午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・お盆：午前 5 時 00 分～午後 8 時 00 分</li> <li>●管理事務所</li> <li>・通常：午前 8 時 15～午後 5 時 00 分</li> <li>・彼岸：午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分</li> <li>・お盆：午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分</li> </ul> |  |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

(出所：八戸市営霊園の概要)

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目            | 東霊園                                                                                                                                                 | 西霊園 | 南郷中央霊園 |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 指定管理者         | 公益社団法人八戸市シルバー人材センター                                                                                                                                 |     |        |
| 指定管理者の分類      | 公益社団法人                                                                                                                                              |     |        |
| 指定期間          | 令和 2 年 4 月～令和 7 年 3 月                                                                                                                               |     |        |
| 指定管理業務の収入形態   | 指定管理料を一定額收受しており、利用料金制は採用していない。                                                                                                                      |     |        |
| 指定管理者が行う業務の内容 | <p>〈八戸市霊園条例〉<br/>(指定管理者の業務)</p> <p>第 5 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 霊園の運営に関する業務</p> <p>(2) 霊園の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(3) その他市長が必要と認める業務</p> |     |        |

(出所：包括協定書)

## ③ 指定管理者の選定手続

平成 19 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 6 年度現在の指定管理者については、令和元年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目   | 東霊園                                                                                                       | 西霊園 | 南郷中央霊園 |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------|
| 選定方法 | 公募                                                                                                        |     |        |
| 応募資格 | <p>指定管理者の指定申請を行うものは、下記 (1) ①から⑤までの資格を満たすことを要する。</p> <p>なお、グループ申請を行う法人等は (2) に留意すること。</p> <p>(1) 申請の資格</p> |     |        |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>① 法人その他の団体であること。（法人格は必要ないが、個人での応募は不可。）</p> <p>② 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 法律行為を行う能力を有しないもの</li> <li>イ 破産者で復権を得ないもの</li> <li>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの</li> <li>エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続を行っているもの</li> <li>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの</li> <li>カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの</li> <li>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</li> <li>ク 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</li> <li>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から 3 年を経過しないもの</li> </ul> <p>③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと。</p> <p>④ 「公募説明会・現地見学会」に参加すること。</p> <p>（2） グループ申請を行う法人等に関する留意事項</p> <p>① 複数の法人等がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる法人等を定め、当該代表法人等が申請を行うこと。なお、代表となる法人等は当該グループでの責任割合が最大であることを要する。</p> <p>② グループ構成員のすべてが上記（1）①から③までの資格を満たすこと。</p> <p>③ グループ全体として、上記（1）④の資格を満たすこと。</p> <p>（3） 複数応募の禁止</p> <p>① 単独で応募した法人等はグループ申請の構成員になることはできない。</p> <p>② グループの構成員は、他のグループの構成員となることはできない。</p> |
| 直近の応募状況 | 令和 2 年度からの指定管理業務について、1 者の応募があった。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>外部委員を含めた八戸市指定管理者選定委員会において、提出された事業計画書等の内容を審査し、審査合計点数の 7 割以上を獲得したもののうち、最も評点が高いものを指定管理者の候補者に選定する。なお、審査の結果は申請した全団体へ文書にて 10 月下旬頃通知し、11 月中旬頃に市のホームページにおいて、全ての申請者名を付した上で公表する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>イ. 選定基準</p> <p>① 市民の平等な利用が確保されるものであること。(10点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的の理解度</li> <li>・施設の管理運営の基本的考え方（公共性の確保、法令遵守）</li> <li>・平等な利用確保を図るための具体的な取組み</li> </ul> <p>② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。(30点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的な取組</li> <li>・施設、設備等の維持管理の内容と水準</li> </ul> <p>③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること。(25点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性</li> <li>・収支計画の実現性</li> </ul> <p>④ 管理を安定して行う能力を有するものであること。(30点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を安定的に管理運営できる人的体制（職員数、経験）</li> <li>・施設を安定的に管理運営できる財政的基盤</li> <li>・類似施設の運営実績</li> </ul> <p>⑤ 市の重要施策が推進されるものであること。(5点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本社・本部等が所在(2点)</li> <li>・当該施設における障がい者雇用等についての計画(2点)</li> </ul> <p>／常用雇用する計画がある→2点</p> <p>／福祉的就労や職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある→1点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画(1点)</li> </ul> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所：指定管理者募集要項)

#### ④ 施設の利用者数

| 区分     | 利用者数の推移 |       |       |       |       | (単位：件) |
|--------|---------|-------|-------|-------|-------|--------|
|        | R元年度    | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |        |
| 東霊園    | 6,735   | 6,739 | 6,749 | 6,735 | 6,706 |        |
| 西霊園    | 2,347   | 2,333 | 2,322 | 2,305 | 2,277 |        |
| 南郷中央霊園 | 91      | 91    | 89    | 90    | 89    |        |

(出所：八戸市管理資料 現年度調定用集計表)

#### ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 区分    | 収支状況の推移 |        |        |        |        | (単位：千円) |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
|       | R元年度    | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |         |
| 収入    | 25,903  | 28,802 | 29,050 | 30,322 | 30,257 |         |
| 指定管理料 | 25,432  | 28,727 | 28,727 | 29,768 | 29,742 |         |
| 繰越修繕料 | 389     | 0      | 257    | 490    | 450    |         |
| その他収入 | 82      | 75     | 66     | 64     | 64     |         |
| 支出    | 25,424  | 27,886 | 27,847 | 29,182 | 28,733 |         |

|                                    |        |        |        |        |        |
|------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人件費                                | 7,606  | 7,830  | 23,332 | 24,867 | 24,392 |
| その他支出                              | 17,818 | 20,055 | 4,515  | 4,314  | 4,341  |
| 収支                                 | 478    | 916    | 1,202  | 1,140  | 1,523  |
| 令和5年度自主事業の内容（自主事業収入の一部は「その他収入」に記載） |        |        |        |        |        |
| ●墓参代行サービス<br>●自動販売機設置事業            |        |        |        |        |        |

(出所：年間事業報告書)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

【図表 自主事業にかかる収支】

| 自主事業にかかる収支状況の推移 |        |        |        |        | (単位：千円) |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 区分              | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |         |
| 自主事業 収入         | 150    | 144    | 148    | 138    |         |
| 自主事業 支出         | 124    | 120    | 121    | 111    |         |
| 自主事業 収支         | 25     | 23     | 27     | 28     |         |

(出所：年間事業報告書)

※2 利用者から徴収した霊園使用料は、利用料金制を採用していないため指定管理者の収入とはならず市の歳入として処理され表中の「収入」には含まれない。歳入として処理した霊園使用料の推移は下表のとおりである。

【図表 歳入となった施設利用料収入】

| 歳入となった霊園使用料収入の推移 |        |        |        |        |        | (単位：千円) |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 区分               | R 元年度  | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |         |
| 霊園使用料 歳入         | 39,672 | 40,762 | 39,557 | 52,267 | 41,866 |         |

(出所：霊園特別会計 第1款 使用料及び手数料)

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果 26】貸与備品の管理について

指定管理者は、八戸市営霊園における備品等の管理を適切に行わなければならない。

|                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| <「包括協定書」より抜粋><br>(管理物件)<br>第7条 管理業務の対象となる公の施設及び当該公の施設に付属する備品（以下「管理物件」という。）は、別記3に定めるとおりとする。 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

3 乙は、管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(備品の扱い)

第 27 条 甲は、別記 3 に掲げる備品を無償で乙に貸与する。

2 乙は、前項の備品が経年劣化等により管理業務実施の用に供する事ができなくなった場合又はそのおそれがある場合は、甲にその旨を通知するものとする。

3 甲は、前項の通知を受けた場合、備品の劣化の程度を確認し、必要と認める場合は、当該備品と同等の価値又は機能を有する代替備品を甲の費用において購入し、又は調達するものとする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、乙は、自らの費用で管理業務に要する備品を購入することができる。ただし、指定管理料を充当して購入する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

今般の監査で備品の管理状況について実地調査を実施した。その結果、包括協定書の別記 3 に規定される管理物件のうち、無償貸与の備品を示した業務基準書別紙 2 の「備品一覧表」のうち「No.13 ブロック案内板」の個数が 7 個とあるものの、実際には墓地区画は A～N 区画まであるため 14 個あり、明らかに個数の記載が相違していた。また、備品の現物の中には実際には使用していない、使用できないものも散見された。例えば、「No.3 ベンチ（名入り）」のうち 1 個は背もたれの部分が破損しており使用可能性のない状況であった。廃棄されるべきである。

これら備品については今後廃棄の手続等を行い、貸与備品から除外する必要があるが、日常の事務手続においても備品の取得又は廃棄の手続の都度、備品一覧や台帳への記録を適切に行う必要がある。

### 【結果 27】モニタリング制度の有用な運営について

市は、平成 19 年度に定めた「八戸市指定管理者制度導入施設のモニタリング制度に関する基本方針」（令和 5 年 6 月改訂）に基づき、指定管理者制度を導入している公の施設の管理状況を検証している。モニタリング制度の目的は以下の通りである。

＜「指定管理者制度導入施設のモニタリング結果（令和 5 年度分）について」より抜粋＞

#### 1 モニタリング制度の目的

指定管理業務が協定書等に従って適正に行われているかを確認するとともに、施設の管理状況を総合的に検証し、改善を要する事項や各種課題を確実に改善することにより、更

なる市民サービスの向上を目指すもの。また、評価結果を公開することにより、市民等から意見を聴取し、今後の指定管理業務に生かしていく。

モニタリングにおける評価項目の中には、「苦情・要望等への対応」状況を評価する項目があり、令和5年度における市の評価では「苦情・要望等はなかった。」と評価している。しかし、実際には令和5年度においては2件、靈園利用者その他から指定管理者に向けた苦情、要望等が寄せられており、指定管理者においては市にもそれに合わせ相談を行い、適切に対応している状況であった。よって、正確には「苦情・要望等に対し、適切に対応していた。」と評価するべきである。市は指定管理者の年間の業務遂行を適切に評価し、指定管理者の評価の実態を公開する必要がある。

#### 【意見 20】市営靈園の今後のあり方について

今後、全国的に超高齢化社会へ突入するが、八戸市においても同様の状況であり、その速度は全国的な平均よりも早い。その速度に合わせ、市内における墓地需要は今後も当面の間は継続すると予想される。

| 総人口に対する65歳以上の人口割合の推移 (単位: %) |       |       |       |
|------------------------------|-------|-------|-------|
| 区分                           | H22年度 | H27年度 | R02年度 |
| 八戸市                          | 23.2  | 27.5  | 31.0  |
| 全国                           | 23.0  | 26.6  | 28.7  |

(出所: 八戸市統計情報 年齢(5歳階級)別人口の推移)

また、八戸市の人口減少は急速に進んでおり、今後もこの傾向が続くものと予想される。

| 八戸市の人口の推移 (単位: 人) |         |         |         |         |         |
|-------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 区分                | R元年度    | R02年度   | R03年度   | R04年度   | R05年度   |
| 八戸市               | 228,240 | 226,127 | 223,862 | 221,712 | 218,732 |

(出所: 八戸市統計情報 人口のうつりかわり)

高齢化社会・人口減少が止まらない現状において、承継者不在による無縁墓(管理する親族がいなくなった墓)の増加が社会問題となっている。

現状、市では靈園使用者が死亡又は所在不明となった場合、その使用者の戸籍情報から親族関係を把握し承継者に連絡を取り、承諾された場合には承継手続を行う事になるが、縁故者を辿っていっても、中長期にわたり承継者が見つからないケースも存在する。

市の条例では以下のように靈園の使用許可の取消しや改葬(墓に埋葬されている遺骨を別の墓等に移すこと)について規定しており、一定の条件をもとに市の主導で使用許可の取消

しや改葬は可能ではあるが、これまでに使用許可の取消しや改葬を行った事例はないとのことである。

### 【八戸市霊園条例（抜粋）】

#### （使用許可の取消し）

第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、霊園の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が所在不明になって 10 年を経過したとき。
- (2) 第 15 条第 1 項に規定する承継人が同項の規定による使用権の承継の申出をせずに 10 年を経過したとき。

#### （改葬）

第 22 条 市長は、第 20 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当し、当該使用許可を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。

- 2 前項の規定による墳墓改葬以前にその場所を従前の使用者の親族又は縁故者が使用しようとするときは、その者は、その申請をすることができる。

上記条例を適用するにしても、10 年間は承継者不在となるため、その間の維持管理料は市の負担となる。加えて、使用許可取消・改葬を市が行う場合であっても、墓地の原状回復費用や改葬費用については市が負担しなければならない。これまで市が改葬を行った事例はなく、相応のコストも生じるため、市主導で使用許可取消・改葬を行う事は現実的にハードルが高い。一方で、無縁墓の使用許可取消・改葬を市が主導して行わない限り、市が半永久的に維持管理コストを負担せざるを得ない事態も想定され、このことは、本来受益者が負担すべき維持管理料を公費で負担し続けることを意味し、公平性が著しく害されている。

墓地の承継者不在・無縁化は今後増加することが想定され、市主導による使用許可の取消しや改葬等を現実的に検討する段階にある。具体的には、使用許可の取消しや改葬等を行う場合のコスト試算や、関連する法令、省令及びそれらに付随する手続の整理やマニュアルの整備、場合によっては条例の改正（例えば、親族が墓地を承継しない場合には短期で改葬可とすること等）等を行う必要がある。また、墓地が承継者不在・無縁化となる前段階において「墓仕舞い」を市が勧奨することも効果的と考える。例えば、令和 4 年度より設置されている合葬墓について、現状は焼骨を保有している市民を優先的に利用させることとしており、セーフティネットとしての運用がメインであるが、市では市営霊園から合葬墓への改葬も募集している状況にあり、無縁化を防ぐ対応も現在図っている。今後、合葬墓への改葬枠の増大や通年募集、合葬墓の利用促進のための広い PR 等を実施することも有効と考える。その他、「墓仕舞い」にかかる費用を助成している自治体も一部存在する。八戸市においても同補助金の導入を検討することも必要と考える。

## 12. 職業訓練センター青山荘/職業訓練施設

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

職業訓練センター青山荘は、八戸市および周辺地域をサービスエリアとして、働く人々はもとより、企業やグループなど広く地域の人々が活用し、研修・講習・発表会など生涯にわたって職業能力の開発向上を図る施設として、職業能力開発に関する講座（講習）を行っている。

【図表 施設の概要】

| 項目      | 職業訓練センター青山荘                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 職業訓練施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市類家二丁目7番40号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 八戸市類家二丁目7番30号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 設置根拠条例  | 八戸地域職業訓練センター条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 八戸市職業訓練施設条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 開館      | 昭和56年12月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 平成元年3月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>●敷地面積 3,000.03 m<sup>2</sup></li><li>●建築面積 899.04 m<sup>2</sup></li><li>●延床面積 1,652.40 m<sup>2</sup><ul style="list-style-type: none"><li>・鉄筋コンクリート造2階建</li><li>・1階</li><li>・第1教室（和室）、第4教室（パソコン教室）、第5教室（パソコン教室）、会議室、事務室</li><li>・2階</li><li>・第2教室（パソコン教室）、第3教室、視聴覚室、大教室</li><li>・機械室（24.66 m<sup>2</sup>）</li></ul></li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>●敷地面積 1,135.20 m<sup>2</sup></li><li>●建築面積 501.16 m<sup>2</sup></li><li>●延床面積 680.38 m<sup>2</sup><ul style="list-style-type: none"><li>・鉄筋コンクリート造2階建</li><li>・1階</li><li>・事務室、木材加工室、塑性加工科実習室、多目的実習室、左官・タイル・塗装実習室</li><li>・2階</li><li>・第1～3教室</li><li>・実習室（40.50 m<sup>2</sup>）</li><li>・渡り廊下 54.13 m<sup>2</sup></li></ul></li></ul> |
| 開館期間・時間 | 午前9時から午後9時まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 午前8時30分から午後5時まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

（出所：指定管理業務基準書）

#### ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目          | 職業訓練センター青山荘                        | 職業訓練施設 |
|-------------|------------------------------------|--------|
| 指定管理者       | 職業訓練法人八戸職業能力開発協会                   |        |
| 指定管理者の分類    | 職業訓練法人                             |        |
| 指定期間        | 平成31年4月～令和6年3月                     |        |
| 指定管理業務の収入形態 | 市から一定額の指定管理料を受取しており、利用料金制は採用していない。 |        |

|               |                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者が行う業務の内容 | <p>〈八戸市職業訓練センター条例〉<br/>(指定管理者の業務)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 青山荘の使用の許可に関する業務</li> <li>(2) 青山荘の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>(3) その他市長が必要と認める業務</li> </ol> | <p>〈八戸市職業訓練施設条例〉<br/>(指定管理者の業務)</p> <p>第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 訓練施設の利用に関する業務</li> <li>(2) 訓練施設の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>(3) その他市長が必要と認める業務</li> </ol> |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所：包括協定書並びに各条例)

### ③ 指定管理者の選定手続

職業訓練センター青山荘は平成24年度より、職業訓練施設は平成18年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和6年度現在の指定管理者については、令和5年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目      | 職業訓練センター青山荘                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 職業訓練施設 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 選定方法    | 非公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |
| 応募資格    | <p>指定管理者の指定申請を行うものは、下記①から③までの資格を満たすことを要する。</p> <p>① 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。</p> <p>ア 法律行為を行う能力を有しないもの</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの</p> <p>エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)による手続を行っているもの</p> <p>オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの</p> <p>カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの</p> <p>キ 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</p> <p>ク 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から3年を経過しないもの</p> <p>② 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日実施)第2条第3号に掲げるものでないこと。</p> <p>③ 職業訓練法人としての青森県知事名の認可証を有していること。</p> |        |
| 直近の応募状況 | 非公募のため該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |
| 審査方法    | 市は、提出された事業計画書等の内容について下記基準に基づく審査                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |        |

|  |                                                                                                                                                                                              |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | を行い、指定管理者としての適格性が認められた場合は、指定管理者の候補者とする。なお、審査の結果については11月上旬頃に通知する。<br>審査基準<br>① 市民の平等な利用が確保されるものであること。<br>② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。<br>③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること。<br>④ 管理を安定して行う能力を有するものであること。 |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所：指定管理者申請要項)

#### ④ 施設の利用者数

| 区分          | 利用者数の推移 |        |        |        |        | (単位：人) |
|-------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | R元年度    | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |        |
| 職業訓練センター青山荘 | 20,636  | 18,535 | 18,317 | 19,136 | 18,489 |        |
| 職業訓練施設      | 6,381   | 5,921  | 6,019  | 6,271  | 9,491  |        |

(出所：施設利用者数の状況)

#### ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 区分                           | 収支状況の推移 |        |        |        |        | (単位：千円) |
|------------------------------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
|                              | R元年度    | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |         |
| 収入                           | 25,858  | 25,819 | 25,600 | 25,992 | 25,968 |         |
|                              | 指定管理料   | 25,819 | 25,819 | 25,600 | 25,819 | 25,819  |
|                              | その他収入   | 39     | 0      | 0      | 173    | 149     |
| 支出                           | 25,858  | 25,865 | 25,737 | 26,155 | 26,092 |         |
|                              | 人件費     | 13,566 | 13,130 | 13,139 | 13,535 | 13,890  |
|                              | その他支出   | 12,291 | 12,735 | 12,597 | 12,620 | 12,202  |
| 収支                           | 0       | ▲45    | ▲136   | ▲163   | ▲124   |         |
| 令和5年度自主事業の内容                 |         |        |        |        |        |         |
| ●求職者支援訓練（OA事務科）              |         |        |        |        |        |         |
| ●離職者等再就職訓練事業（建設実務科、電気工事士養成科） |         |        |        |        |        |         |
| ●在職者訓練（生産性向上支援訓練）            |         |        |        |        |        |         |

(出所：年間事業報告書)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

【図表 自主事業にかかる収支】

| 自主事業にかかる収支状況の推移 |        |        |       |        |        | (単位:千円) |
|-----------------|--------|--------|-------|--------|--------|---------|
| 区分              | R元年度   | R02年度  | R03年度 | R04年度  | R05年度  |         |
| 自主事業 収入         | 13,847 | 15,030 | 9,170 | 14,157 | 16,073 |         |
| 自主事業 支出         | 11,172 | 13,817 | 8,399 | 13,130 | 14,100 |         |
| 自主事業 収支         | 2,675  | 1,213  | 771   | 1,026  | 1,972  |         |

(出所:年間事業報告書)

※2 利用者から徴収したセンター使用料等は、利用料金制を採用していないため指定管理者の収入とはならず市の歳入として処理され表中の「収入」には含まれない。歳入として処理したセンター使用料等の推移は下表のとおりである。

【図表 歳入となったセンター使用料等】

| 歳入となったセンター使用料等の推移 |       |       |       |       |       | (単位:千円) |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 区分                | R元年度  | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |         |
| センター使用料           | 1,360 | 1,508 | 1,525 | 1,631 | 1,428 |         |
| 講座受講料             | 1,364 | 1,772 | 1,834 | 1,131 | 890   |         |
| 受験手数料             | 63    | 46    | 100   | 45    | 32    |         |

(出所:市作成資料 指定管理施設から得た歳入の推移)

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果 28】貸与備品の管理について

指定管理者は、職業訓練センター青山荘及び職業訓練施設における備品等の管理を適切に行わなければならない。

<「包括協定書」より抜粋>

(管理物件)

第7条 管理業務の対象となる公の施設及び当該公の施設に付属する備品（以下「管理物件」という。）は、別記3に定めるとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

3 乙は、管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

また、財務規則では備品管理について以下のように定めている。

<「財務規則」より抜粋>

(備品の標識)

第 226 条 物品管理者は、所属備品に標識を付しておかなければならない。ただし、物品の性質、形状その他の理由によって標識を付することが適當でないと認められるものについては、この限りでない。

今般の監査で備品の管理状況について実地調査を実施した。その結果、包括協定書の別記3に規定される管理物件のうち、無償貸与の備品を示した基準書別紙4の「備品一覧表」に記載されている個数と現場にある個数とが一致していないもの（例えば「No6 折りたたみ椅子収納台車」は5台とあるが、現場には2台あるのみであった）、廃棄済であるにも関わらず「備品一覧表」に記載があるもの（例えば「No1 賞状盆」は既に廃棄済とのことであった）が散見された。また、管理シールでの備品の管理状況においては、特に「ミーティングチェア」等の個数の多いものについて、管理シールが剥落しているケースが多く見られた。

市及び指定管理者は、現状の備品の状況に沿った「備品一覧表」の作成並びに管理の運用を行う必要があり、また管理シールも市の財産の識別に重要な標識となるものであるため、シールが剥落しやすい備品については、剥落しづらい箇所に貼付けする等の対策を講じる必要がある。

#### 【意見 21】ホームページ情報の有効な運用について

指定管理者は市に提出している「八戸地域職業訓練センター青山荘及び八戸市職業訓練施設事業計画書」において、実施計画の一環として以下を記載している。

<「八戸地域職業訓練センター青山荘及び八戸市職業訓練施設事業計画書」より抜粋>

#### 3 施設運営の実施計画

##### (1) 施設の効用の発揮について

###### (③)広報計画（施設広報の手段）

ホームページにて、随時情報の更新を行い、貸館の予約状況など積極的に情報提供を行っていき、市の広報や新聞にパソコン講座等の案内を掲載するなど、周知の徹底に努める。

指定管理者は、「八戸地域職業訓練センター」の名称でホームページを運営しており、その中で施設の使用料や講座の予定表、講座の申込方法等を掲載し公表している。

ホームページ情報の中で、「施設の予約状況」のタグの中に以下の記載があった。

予約状況は次のように表します。

| 予約可能 | 予約済 | 休館日 |
|------|-----|-----|
| 空白   | ×   |     |

現在、令和元年11月～令和2年3月までのご希望の月をクリックしてご確認ください

現在施設の予約は電話か施設への直接の来館でのみ受け付けており、ホームページ上からは予約を行ったりはできない。上記の記載はホームページ上で希望月を選択し予約できるかのような記載であるが、実際には予約システムの運営はなされていない。おそらく、予約システムを導入する予定あるいは廃止した名残の情報がホームページ上に残ってしまっていたものと推察される。指定管理者は、施設の予約状況等を適切に利用者へ伝える義務があり、誤った情報はかえって利用者の誤解を招き、利用の機会を逸失してしまいかねないため、適時適切な情報の公表に努めなければならない。なお、当該指摘は監査期間中に指定管理者へと伝達しており、早急に是正されたことを確認している。

## 【意見22】施設使用料の公表に関して

指定管理者は施設に関するホームページを開設している。その中で「施設使用料」のタグには貸館に関する使用料の記載があり、その内容は以下のとおりである。

| 令和元年10月1日施行<br>(単位:円) [税込み] |    |                                          |                           |            |        |        |
|-----------------------------|----|------------------------------------------|---------------------------|------------|--------|--------|
|                             |    | 基本区分                                     | 複合区分                      |            | 冷房料    | 暖房料    |
|                             |    | 9:00～12:00<br>13:00～16:30<br>17:30～21:00 | 9:00～16:30<br>13:00～21:00 | 9:00～21:00 | 1時間当たり | 1時間当たり |
| 第一教室                        | A室 | 1,100                                    | 2,200                     | 3,300      | —      | 200    |
|                             | B室 | 540                                      | 1,100                     | 1,640      | —      | 100    |
| 第三教室                        |    | 1,640                                    | 3,300                     | 4,940      | 200    | 200    |
| 大教室                         | A室 | 1,300                                    | 2,620                     | 3,940      | —      | 200    |
|                             | B室 | 860                                      | 1,740                     | 2,620      | —      | 200    |
| 視聴覚室                        |    | 1,640                                    | 3,300                     | 4,940      | 200    | 200    |
| 会議室                         |    | 1,100                                    | 2,200                     | 3,300      | 200    | 200    |

一方で、「八戸市職業訓練センター条例」では使用料は以下の規定となっている。

<「八戸市職業訓練センター条例」より抜粋>

(使用料)

第9条 青山荘の使用料(以下「使用料」という。)は、別表に定めるとおりとする。

別表(第9条関係)

使用料

| 区分     | 使用時間区分 | 基本区分                                                                         | 複合区分                                              |                     |
|--------|--------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------|
|        |        | 午前 9 時から正午<br>まで、午後 1 時か<br>ら午後 4 時 30 分ま<br>で又は午後 5 時 30<br>分から午後 9 時ま<br>で | 午前 9 時から午後<br>4 時 30 分まで又は<br>午後 1 時から午後<br>9 時まで | 午前 9 時から午後<br>9 時まで |
| 第1教室   | A室     | 円<br>1,100                                                                   | 円<br>2,200                                        | 円<br>3,300          |
|        | B室     | 540                                                                          | 1,100                                             | 1,640               |
| 第2教室   |        | 1,100                                                                        | 2,200                                             | 3,300               |
| 第3教室   |        | 1,640                                                                        | 3,300                                             | 4,940               |
| 第4教室   |        | 1,100                                                                        | 2,200                                             | 3,300               |
| 第5教室   |        | 540                                                                          | 1,100                                             | 1,640               |
| 大教室    | A室     | 1,300                                                                        | 2,620                                             | 3,940               |
|        | B室     | 860                                                                          | 1,740                                             | 2,620               |
| 視聴覚室   |        | 1,640                                                                        | 3,300                                             | 4,940               |
| 会議室    |        | 1,100                                                                        | 2,200                                             | 3,300               |
| 設備、器具等 |        | 市長が定める額                                                                      |                                                   |                     |

条例とホームページ上の使用料に係る記載を比較した結果、ホームページには「第2教室」「第4教室」「第5教室」使用料の掲載がないことが判明した。

指定管理者に問い合わせたところ、ホームページ上に記載が無い理由は「第2教室」「第4教室」「第5教室」はパソコン教室であり、セキュリティ上の問題から一般的な貸館が困難であり、例えそれらの教室に予約が入ったとしても断らざるを得ないということであった。確かに実務上は市民のミーティングやレクリエーションの場として活用するには難しく、パソコンの使用も伴うとなればセキュリティ上リスクがある点も納得できる部分はある。しかし、市の条例上使用料の定めがあり、その使用料は市の歳入になる以上、市民に貸し出す機会を独断で逸するのは指定管理業務の範疇外である。よって、例えば使用料を記載した上で一般市民に貸し出すには条件や制限がある等を付記することで、原則的には使用が困難である旨を周知しつつ、条例との齟齬を解消し、またそれに付随して、それらの教室を用いた一般市民への有用な運用方法を考えていく必要がある。

## 13. 水産会館

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

水産会館は宿泊・研修等に利用できる施設を提供することで水産業従事者の資質の向上及び福祉の増進を図り、もって水産業の発展に寄与することを目的に設置された。

水産会館は八戸市と他4団体が区分所有する施設であり、地上7階建てのうち、指定管理の対象となるのは八戸市が所有する南棟1階、2階、北棟1階、6階、7階部分である。

【図表 施設の概要（水産会館）】

| 項目      | 水産会館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市大字白銀町字三島下95番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 設置根拠条例  | 八戸市水産総合管理センター条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 開館      | 昭和60年10月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>●敷地面積 5,425.00 m<sup>2</sup></li><li>●延床面積 4,895.46 m<sup>2</sup><ul style="list-style-type: none"><li>・鉄筋コンクリート造、地上7階</li><li>・南棟1階：宿泊フロント、宿泊室7室、浴室2か所、シャワー室、更衣室（5.2 m<sup>2</sup>）、食堂（98.1 m<sup>2</sup>）、厨房（38.9 m<sup>2</sup>）、相談娯楽室、空調機械室</li><li>・南棟2階：大研修室（341.5 m<sup>2</sup>）、倉庫</li><li>・北棟1階：小研修室（80.5 m<sup>2</sup>）、休養室（91.8 m<sup>2</sup>）、資料展示室、健康管理室、管理人室（26.6 m<sup>2</sup>）、倉庫</li><li>・北棟6階：エレベーターホール</li><li>・北棟7階：展望室</li></ul></li></ul> |
| 開館期間・時間 | 年中無休（12月31日から翌年1月4日を除く）<br>午前9時から午後9時半まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 利用料金    | <ul style="list-style-type: none"><li>・宿泊：3,690円</li><li>・大研修室</li><li>研修・会議：4時間以下の場合 7,390円、4時間を超える場合 18,490円</li><li>スポーツ：1人1時間につき 100円</li><li>・小研修室：4時間以下の場合 1,840円、4時間を超える場合 4,930円</li></ul> <p>詳細は市ホームページを参照のこと</p>                                                                                                                                                                                                                                                                           |

（出所：条例、指定管理者募集要項）

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目                           | 水産会館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者                        | 一般社団法人八戸市アールアール厚生会                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 指定管理者の分類                     | 一般社団法人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 指定期間                         | 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 指定管理業務の収入形態<br>(指定管理料・利用料金等) | 利用料金と指定管理料の併用制<br>●利用料金制<br>利用者が納付する利用料金は指定管理者の収入となる。なお、利用料金収入の決算額が指定管理者提案額と乖離した場合でも、市は指定管理者に対して精算による返還、補填は行わない。<br>●指定管理料<br>市は施設管理に要する全体経費から、上記の利用料金収入の見込額を差し引いた額を、指定管理料として支払う。                                                                                                                                           |
| 指定管理者が行う業務の内容                | 〈八戸市水産総合管理センター条例〉<br>第 5 条<br>指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。<br>一 第 3 条に規定する事業の企画及び実施に関する業務（※）<br>二 水産会館の使用の許可に関する業務<br>三 水産会館の施設、設備等の維持管理に関する業務<br>四 その他市長が必要と認める業務<br>※ 第 3 条<br>水産会館は、次の事業を行う。<br>一 水産業の振興に関する諸会合又は研修のために施設を利用させること<br>二 水産業従事者等の教養及び文化の向上並びに福祉の増進を図るために施設を利用させること<br>三 水産業の紹介及び各種水産物の展示に関するこ<br>四 その他市長が必要と認める事業 |

（出所：水産事務所作成資料、指定管理者募集要項、条例）

## ③ 指定管理者の選定手続

平成 18 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 6 年度現在の指定管理者については、令和 5 年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目      | 水産会館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選定方法    | 公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 応募資格    | <p>① 法人その他の団体であること。（法人格は必要ではないが、個人での応募は不可）</p> <p>② 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。</p> <p>ア 法律行為を行う能力を有しないもの</p> <p>イ 破産者で複権を得ないもの</p> <p>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの</p> <p>エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続を行っているもの</p> <p>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの</p> <p>カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの</p> <p>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</p> <p>ク 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</p> <p>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から 3 年を経過しないもの</p> <p>③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと</p> |
| 直近の応募状況 | 令和 6 年度からの指定管理業務について、1 者のみ応募があった                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>外部委員を含めた八戸市指定管理者選定委員会（農林水産部）において、提出された事業計画等の内容を審査し、審査合計点数の 7 割以上を獲得したもののうち、最も評点が高いものを指定管理者の候補者に選定する。指定管理者に選定された法人は議会での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者に指定される。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

（出所：指定管理者募集要項）

#### ④ 施設の利用者数

| 区分         | 利用状況の推移 |        |        |        |        | (単位：人) |
|------------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | R 元年度   | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |        |
| 宿泊         | 1,107   | 893    | 1,140  | 1,401  | 1,137  |        |
| 大研修室（会議）   | 12,304  | 9,350  | 13,154 | 12,181 | 10,114 |        |
| 大研修室（スポーツ） | 5,610   | 6,213  | 3,678  | 4,068  | 3,848  |        |
| 小研修室等      | 8,892   | 8,309  | 7,055  | 7,892  | 7,744  |        |

| 利用状況の推移 (単位：人) |        |        |        |        |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分             | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| シャワー           | 26     | -      | 67     | 17     | 23     |
| 全施設合計          | 27,939 | 24,765 | 25,094 | 25,559 | 22,866 |

(出所：施設別利用状況内訳)

## ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 収支状況の推移 (単位：千円)              |        |        |        |        |        |
|------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                           | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 収入                           | 27,527 | 26,905 | 27,017 | 29,172 | 27,793 |
| 指定管理料                        | 18,700 | 18,700 | 18,700 | 18,700 | 18,700 |
| 利用料金収入                       | 8,603  | 7,367  | 7,837  | 9,048  | 8,289  |
| その他収入                        | 223    | 738    | 439    | 1,422  | 701    |
| 修繕料繰越金                       | -      | 100    | 40     | 2      | 102    |
| 支出                           | 22,805 | 25,140 | 28,260 | 28,775 | 32,200 |
| 人件費                          | 7,288  | 10,165 | 13,421 | 8,973  | 11,604 |
| その他支出                        | 15,517 | 14,975 | 14,839 | 19,801 | 20,596 |
| 次年度修繕料繰越金                    | 100    | 40     | 2      | 102    | -      |
| 収支                           | 4,621  | 1,724  | △1,245 | 294    | △4,407 |
| 自主事業の内容 (自主事業収入は上表に記載されていない) |        |        |        |        |        |
| ●食堂事業、売店、自動販売機               |        |        |        |        |        |

(出所：指定管理者年度総合評価表)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

### 【図表 自主事業にかかる収支】

| 自主事業にかかる収支状況の推移 (単位：千円) |        |        |        |        |        |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                      | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 自主事業 収入                 | 14,069 | 11,019 | 11,084 | 16,427 | 15,157 |
| 自主事業 支出                 | 14,801 | 13,580 | 11,244 | 14,244 | 13,529 |
| 自主事業 収支                 | △732   | △2,560 | △160   | 2,182  | 1,628  |

(出所：指定管理者年度総合評価表)

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果 29】ホームページにおける利用料金区分の掲載誤りについて

ホームページの利用料金区分の掲載が、水産総合管理センター条例の記載と異なっている。

水産会館ホームページの「小研修室・大研修室の利用料金」では「4時間まで」「4時間以上」に分けて料金が変わると掲載されているが、水産総合管理センター条例の「別表 利用料金の上限額」では「4時間以下」「4時間超」と規定されており、ホームページの記載が誤っている。ホームページを閲覧する利用者の誤解を招かないためにも、市は正確な掲載を行わなければならない。

### 【意見 23】自主事業収支報告書へ再委託先の収支を含める運用について

自主事業として実施している食堂事業収支について、自主事業収支計画書（以下、当意見内で「収支計画書」という。）の記載範囲と、実績値である自主事業収支報告書（以下、当意見内で「収支報告書」という。）の記載範囲が異なっているが、収支報告書の記載範囲は不合理であり、収支計画書の記載範囲に合わせるべきと考える。

指定管理者は、自主事業として会館内で食堂を営んでいる。運営形態として、令和3年度までは指定管理者自らが食堂を営んでいたが、令和4年度以降は再委託（委託料0円、水光熱費（ガスを除く）は指定管理者負担、指定管理者は売上マージン等を受け取らない）にて運営している。

実績値である収支報告書には、令和3年度までは指定管理者が収支した食堂収支が含まれており、令和4年度以降は再委託先が収支した食堂収支となっており、収支実績は11百円～16百万円と相応の規模となっている。一方で、令和5年度の収支計画書に記載される食堂事業の収支予算は、収入が0円、支出が500千円と収支報告書比較でかなり少額である。これは、再委託先の食堂事業収支を、収支報告書上は含めている一方で、収支計画書上は含めていないことに起因している。

るべきとしては、収支報告書には再委託先の収支を含めるべきではないと考える。確かに再委託先の収支情報は食堂運営にかかるコスト水準の把握等から市にとって意義があると考えられるものの、再委託先の収支はあくまでも単なる外部業者に帰属する収支であるため、指定管理者の自主事業の収支を示す収支報告書には計上すべきではない。また、再委託先の収支までは市の調査等の権限は及ばないこと等からも、再委託先の収支を収支報告書に記載すべきではないものと考える。

結論として、市は食堂事業の再委託先の収支を参考情報として入手しつつも、収支報告書においては再委託先の収支は含めず、指定管理者単体の収支のみを記載するよう指導すべきである。

## 14. 島守田園空間博物館施設及び南郷農産物直売所

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

##### ア. 島守田園空間博物館施設

南郷島守地区は、八戸市の南側内陸部に位置し、周囲を山々に囲まれた盆地である。この地域の中心には八戸港へ注ぐ新井田川が流れ、また、数多くの湧き水にあふれており、農業が盛んな地域である。農村の原風景や、歴史に培われた伝統と文化が今もなお残っている。

島守田園空間博物館は、「博物館」という名称はついているものの、建物の中に何かを展示する従来型の博物館ではなく、地域の自然環境・産業・生活・文化を展示する地域活動や施設を総称し「博物館」と定義している。この事業は、平成10年度から農林水産省が始めた田園空間整備事業によるものであり、当時の旧南郷村島守盆地地区が採択され、国庫補助金等により施設整備がなされた。平成17年の八戸市と南郷村の合併を経て八戸市が管理者となり、今に至る。島守田園空間博物館の各施設は、以下のとおりである。

#### 【島守田園空間博物館の施設】

| 施設名称         | 施設概要                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南郷朝もやの館総合情報館 | <p>写真：</p>  <p>(出所：指定管理者作成 HP より)</p> <p>施設概要：</p> <p>南郷島守地区のインフォメーションセンターである。地域の伝統・文化などの情報を発信するとともに、展示室において地域住民による写真や川柳等の展示がなされている。また、研修室を併設しており1時間あたり520円で借りることができる。なお、敷地内に別記する南郷農産物直売所もある。</p> |

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 館のやかた | <p>写真：</p>  <p>(出所：指定管理者者作成 HP より)</p> <p>施設概要：</p> <p>約 400 年前に島守安芸が建てたとされる中世城館跡に移築した茅葺屋根の古民家である。伝統的家屋を保存するとともに、昔ながらの生活を伝承していくことが目的となる。囲炉裏、土間、和室は、現在でも使えるように手入れされ、会合やサークル活動、イベントなどに利用される。周辺に後述の農業体験ができる島守館農園があり、その利用者及び来訪者の短期休憩施設としても利用されている。利用料金は以下のとおりである。</p> <p>全館（火器使用含む）1,560 円（1 時間あたり）<br/>     研修室 1（囲炉裏の部屋）520 円（1 時間あたり）<br/>     研修室 2（15畳間） 520 円（1 時間あたり）<br/>     研修室 3（16畳間） 520 円（1 時間あたり）</p> |
| 島守館農園 | <p>施設概要：</p> <p>館のやかたの周辺に位置しており、市民農園として広く憩の場を提供するとともに、農作業を通じた都市住民との交流の場である。市民であれば 1 区画 25 m<sup>2</sup> の小規模な農地を年（冬季除く）借りて農業体験を行うことができる。貸出区画は 37 区画あるが、人気があり抽選にて利用者の選定を行うこともある。利用料金は農園 1 区画、1 年あたり 2,080 円である。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 水車小屋  | <p>写真：</p>  <p>(出所：監査人撮影)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|           |                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 施設概要：<br>伝統的家屋の保存と、地元特産のそば等の製粉のために設置した施設である。当施設で挽いた蕎麦は「やがら蕎麦」として指定管理者自主事業の「新そばまつり」等に提供がなされている。 |
| ホタル水路     | 施設概要：<br>ホタル舞う美しい水辺環境の保全と、指定管理者自主事業「ほたる鑑賞会」等を通じた自然観察の場として設置した施設である。                            |
| 平ノ下河原農村公園 | 施設概要：                                                                                          |
| 大久保小公園    |                                                                                                |
| 散策の道古坊    |                                                                                                |
| 散策の道龍興山   |                                                                                                |

#### イ. 南郷農産物直売所

南郷農産物直売所（以下、「直売所」とする。）は、「南郷朝もやの館総合情報館」の敷地内に所在し、市の農産物、農産加工物及び特産物を消費者に直接展示販売するとともに、消費者と農家等の交流を推進しながら農家等の職向上に寄与し、地域の活性化を図ることを目的とした施設である。また、直売所には南郷特産のそばが食べられるレストランも併設されている。レストランは、指定管理業務の附帯業務という位置づけにて実施が義務付けられており、利用料金制による指定管理者の独立採算により運営されている。

直売所の利用料は、1区画の年間使用料として初年度 30,000 円、次年度以降 5,000 円であり、施設使用料として、会員であれば販売予定価格の 17%、業者であれば販売予定価格の 20%を受取している。

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目                           | 島守田園空間博物館施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 南郷農産物直売所                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者                        | 島守田園空間博物館運営協議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                |
| 指定管理者の分類                     | 人格なき社団                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                |
| 指定期間                         | 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                |
| 指定管理業務の収入形態<br>(指定管理料・利用料金等) | 利用料金と指定管理料の併用制(指定管理者は、定額の指定管理料を收受しており、また、南郷朝もやの館総合情報館(以下、「情報館」とする。)や、館のやかたの利用料金、直売所利用料等の収入は指定管理者の収入となる)                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                |
| 指定管理者が行う業務の内容                | <p>〈八戸市島守田園空間博物館施設条例〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・以下に関する事業<br/>(情報館)</li><li>・南郷地区に関する情報の集積及び各種資料の保管に関すること。</li><li>・南郷地区の伝統芸能、伝統技能等の伝承のための研修に関すること。</li><li>・各種展示施設の見学に関すること。</li><li>・その他市長が必要と認める事業<br/>(館のやかた)</li><li>・地域住民と都市住民との交流活動の場の提供に関すること。</li><li>・その他市長が必要と認める事業<br/>(指定管理者による管理)</li><li>・田園空間博物館施設の使用の許可に関する業務</li><li>・田園空間博物館施設の施設、設備等の維持管理に関する業務</li><li>・その他市長が必要と認める業務</li></ul> | <p>〈八戸市南郷農産物直売施設条例〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・農家等の農産物、農産加工物及び特産物(以下「農産物等」という。)の展示販売</li><li>・直売所の使用の許可に関する業務</li><li>・直売所の施設、設備等の維持管理に関する業務</li><li>・その他市長が必要と認める業務</li></ul> |

(出所：八戸市島守田園空間博物館施設条例、八戸市南郷農産物直売施設条例、担当課提出資料)

## ③ 指定管理者の選定手続

平成 18 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 5 年度現在の指定管理者については、平成 30 年度において選定手続きが行われている。なお、令和 6 年度以降の指定管理者選定が令和 5 年度に行われているが、引き続き島守田園空間博物館運営協議会が選定されている。

【図表 指定管理者の選定手続（平成 30 年度 選定時）】

| 項目   | 島守田園空間博物館施設                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 南郷農産物直売所 |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| 選定方法 | 非公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |          |
| 申請資格 | 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律行為を行う能力を有しないもの</li> <li>・破産者で復権を得ないもの</li> <li>・申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの</li> <li>・会社更生法、民事再生法による手続を行っているもの</li> <li>・暴力団又はその構成員若しくは構成員ではなくなった日から 5 年を経過しないもの</li> <li>・暴力団等の統制の下にある団体と認められるもの</li> <li>・直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</li> <li>・指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から 3 年を経過しないもの</li> <li>・八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと。</li> </ul> |          |
| 審査基準 | 市は、提出された事業計画書等の内容について下記基準に基づく審査を行い、指定管理者としての適格性が認められた場合は、指定管理者の候補者とする。<br>(審査基準) <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の平等な利用が確保されること。</li> <li>・公の施設の効用を効果的に發揮させること。</li> <li>・管理に要する経費の縮減を図ること。</li> <li>・管理を安定して行う能力を有すること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |          |

(出所：指定管理者申請要項)

#### ④ 施設の利用者数

施設の利用人数の推移は以下の通りである。令和 3 年度、令和 4 年度がコロナ影響により若干利用人数は落ち込んだが、概ね 5 万人～6 万人程度で推移している。

【図表 施設利用人数の推移】

(単位：人)

| 年度       | 総合情報館  | 直売所    | 館のやかた | レストラン | イベント  | 計      |
|----------|--------|--------|-------|-------|-------|--------|
| 平成 31 年度 | 15,090 | 31,048 | 2,093 | 6,492 | 4,658 | 59,381 |
| 令和 2 年度  | 15,473 | 31,882 | 1,058 | 7,429 | 976   | 56,818 |
| 令和 3 年度  | 12,025 | 31,503 | 1,021 | 7,389 | 382   | 52,320 |
| 令和 4 年度  | 14,526 | 29,830 | 1,043 | 7,067 | 1,046 | 53,512 |
| 令和 5 年度  | 14,579 | 30,370 | 1,233 | 6,980 | 3,419 | 56,581 |

(出所：担当課作成資料)

## ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 区分 | 収支状況の推移 (単位:千円) |        |        |        |        |
|----|-----------------|--------|--------|--------|--------|
|    | R元年度            | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 収入 | 16,751          | 17,279 | 17,131 | 17,384 | 17,591 |
|    | 指定管理料           | 13,332 | 13,332 | 13,332 | 13,332 |
|    | 利用料金収入          | 3,390  | 3,812  | 3,783  | 3,648  |
|    | その他収入           | 29     | 135    | 16     | 404    |
| 支出 | 13,883          | 14,416 | 15,985 | 16,621 | 18,231 |
|    | 人件費             | 8,683  | 8,819  | 9,783  | 9,301  |
|    | その他支出           | 5,200  | 5,597  | 6,202  | 7,320  |
| 収支 | 2,868           | 2,863  | 1,146  | 763    | -640   |

(出所:各年度の指定管理業務報告書)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

【図表 自主事業にかかる収支】 (単位:円)

| 令和5年度自主事業の内容 (自主事業収入は「その他収入」に記載)                                                   |       |       |       |
|------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 春の朝もや祭り、島守春まつり、ホタル観賞会、南郷そばまつり、館のやかたまつり、杵つき餅、年越しそば、雪蛍まつり・やかたえんぶり・キッズスペースの展開、写真パネル展示 |       |       |       |
| 区分                                                                                 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 自主事業 収入                                                                            | 605   | 821   | 1,444 |
| 自主事業 支出                                                                            | 481   | 915   | 1,477 |

(出所:各年度の指定管理業務報告書)

※2 附帯業務として実施される直売所併設のレストラン収入は以下のとおりである。

【図表 附帯業務にかかる収支】 (単位:円)

| 附帯業務にかかる収支状況の推移 (単位:千円) |       |       |       |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 区分                      | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 附帯業務 収入                 | 4,948 | 5,503 | 5,883 |
| 附帯業務 支出                 | 6,019 | 5,867 | 6,159 |

(出所:各年度の指定管理業務報告書)

## （2）監査の結果及び意見

### 【結果 30】収支報告書上の人件費支出の過大計上について

指定管理者から提出された令和 5 年度の収支報告書において、人件費総額は 10,623 千円と記載されているが、このうち約 800 千円程度が実在しない過大な人件費であり、正しい人件費総額は 9,823 千円（10,623 千円-800 千円）程度である。

過大計上の要因は、社会保険料として支払った額の全てを人件費（福利費）として認識してしまっていることにある。社会保険料は労使折半であるため、指定管理者として社会保険事務所に支払う金額から、従業員から預かった（給与から差し引いた）社会保険料を差し引いた額を人件費（福利費）として計上するべきであるが、収支報告書では従業員からの預り社会保険料を差し引かずに社会保険料として支払った額の全てを人件費（福利費）として認識してしまっている。

誤謬発生要因は、指定管理者における経理担当職員の退職により一時的に経理における人材不足が生じたためとのことである。市は、正しい収支報告状況を入手する必要がある。

市は、正しい収支状況の報告を入手することで、施設のトータルコストを把握でき、将来展望を含む複合的な施設マネジメントが可能になるとともに、次回の指定管理者選定において指定管理料の適切な設定が可能となる。また、指定管理者のなかには支出の過大計上を行うことで、次回指定管理者選定における指定管理料の増額交渉の材料とすることを企図するケースや、指定管理業務から生じた過大な利益を隠蔽するインセンティブが一般に生じるケースが可能性として有り得る。このことを当事案に限らず市は認識のうえ、指定管理者の支出項目の実在性に関する検証を行うべきである。令和 5 年度の収支報告書の場合、指定管理者の人員構成はほぼ変わらないにもかかわらず人件費（厚生費）の計上が前年比約二倍になっていることからも、誤計上は明らかであり、過年度推移分析やヒアリングを行った場合に誤謬を防げた可能性は高い。指定管理者が提出した収支報告書についてより実効性のある深度ある検証を求めたい。

なお、今回の事案に関しては誤謬の内容、発生要因（指定管理者の人材逼迫）や、当該誤謬が収支報告書の収支差額に与える影響等を総合的に勘案し、不正の意図はなかったと判断したことを申し添える。

### 【結果 31】備品台帳と無償貸与備品一覧表の不整合について

備品「エアコン 三菱電機(株) PCZ-ERMP160KZ 2 台 取得額 1,232,000 円」について市の備品台帳には登録されているが、指定管理者と市の間で締結した協定書における無償貸与備品一覧表には記録がない。いずれも実際は指定管理者へ無償貸与され現物も存しており、単純な誤謬を要因とするものとのことであった。備品が協定書等で合意がなされずに指定管理者へ無償貸与されている現状は適切ではない。今後、指定管理者へ無償貸与する物品を漏れなく協定書に記載し、市および指定管理者の両者の明確な合意をもって適切な管理をする

ことを求めたい。

### 【結果 32】備品標識の貼付漏れについて

備品の実査を行ったところ「情報掲示板システム 4,012,466 円」「冷凍ショーケース RS-180AT3 702,000 円」等について財務規則第 226 条が求める備品の標識が付されていなかった。これらは指定管理施設において使用・保管されており、指定管理者への無償貸与物品である。特に指定管理者への無償貸与物品については、年数を経た場合等においてその所有権が曖昧になりやすい傾向があるため、適切に標識を付す必要がある。

#### 【財務規則 抜粋】

##### (備品の標識)

第 226 条 物品管理者は、所属備品に標識を付しておかなければならぬ。ただし、物品の性質、形状その他の理由によって標識を付することが適當でないと認められるものについては、この限りでない。

### 【意見 24】館のやかたの利用率向上への取り組みについて

館のやかたは、約 400 年前に島守安芸が建てたとされる中世城館跡に移築した茅葺屋根の古民家であり、無料にて施設見学ができ、有料（時間貸し）にて会合やサークル活動、イベントなどに利用できる。利用料金および施設外観・内観は以下のとおりである。なお施設には指定管理者の職員 1 名が常駐している。

#### 【図表 館のやかた 利用料金】

| 区分            | 料金               |
|---------------|------------------|
| 全館（火器使用含む）    | 1,560 円（1 時間あたり） |
| 研修室 1（囲炉裏の部屋） | 520 円（1 時間あたり）   |
| 研修室 2（15 畳間）  | 520 円（1 時間あたり）   |
| 研修室 3（16 畳間）  | 520 円（1 時間あたり）   |

【写真 館のやかた 外観・内観】

|                                                                                                  |                                                                                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(外観 1)</p>   | <p>(外観 2) 右側建物が館のやかた</p>  |
| <p>(内観 1)</p>  | <p>(内観 2)</p>            |

館のやかたを実地調査したところ、施設全般として清潔・安全に保たれており、適切にメンテナンスされている状況が示唆された。また、室内の囲炉裏や茅葺屋根、広い和室、土間等からは和の趣が感じられ、施設から島守盆地を見下ろす景色も壮観である。このような魅力ある施設であるものの、令和 5 年度の利用率（有料にて利用のあった日数÷営業日数）は、僅か 8.0% と低迷している状況にある。市および指定管理者においては、利用率向上施策、有効活用施策の検討及び実施が求められている。

なお、令和 5 年度の有料利用実績としては、会合やイベント等の利用が主であり、観光客の有料での滞在はなかった。都市圏居住者や外国人のなかには、囲炉裏で暖を取ることや、縁側で一服すること等の古民家体験に憧れを持つ者も一定程度存在すると思われ、当施設を利用した観光客向けの取組も一つの方向性かもしれない。また、当施設には浴場（ヒノキ風呂×2）もあり、設備的には宿泊を行うことも可能であるため、例えばホタル観賞会とあわせた民泊の企画などは相応の需要があるかもしれない。これらの方策は一例に過ぎないが、

魅力的な施設であるため、何らかの有効活用施策の実施を期待したい。

#### 【意見 25】苦情受付書の対応・顛末の文書化について

苦情受付書を閲覧したところ、施設運営管理の適切性に疑義が生じるような重要な苦情は発見されなかった。ただし、顧客から受け付けられた苦情への対応・顛末について、苦情受付書に記載されていない事案（苦情受付書「処理結果」欄が更新されていない事案）や、そもそも苦情受付書を作成していない事案（顧客からの苦情の投書のみが綴られている事案）が散見された。それらの苦情にかかる顛末をヒアリングや実施調査を行ったところ、全て適切に対応されていたものと判断されるが、文書からはその顛末を確認できない。

苦情の処理漏れを防ぐことや、苦情への対応状況を後日適切に説明するための内部資料として、また、後任者への引継ぎ書類として、苦情に対する顛末は文書化され、共有されるべきである。今後、苦情への対応・顛末について、適切な記載を行うことを求めたい。

#### 【意見 26】情報館・館のやかたの休館日に関する申請要項の記載について

平成 30 年度に実施した平成 31 年度から令和 5 年度における指定管理者の選定は、非公募で島守田園空間博物館運営協議会に決定したが、その選定事務において、市は指定管理者に「指定管理者申請要項（以下、「申請要項」とする。）」及び「指定管理業務基準書（以下、「基準書」とする。）」を提示し、関係書類の提出を依頼をしている。

総合情報館、館のやかた、島守館農園及び水車小屋（以下「総合情報館等」という。）の休館日について、申請要項では月曜日のみを休館日として記載しているものの、基準書では月曜日及び土曜日を原則として休館日とし、指定管理者が利用者の利便性向上に有効と考える場合には、休館日を開館できると記載しており、両者には矛盾がある。八戸市島守田園空間博物館施設条例施行規則（以下、「条例規則」という。）では、休館日について以下のように定めており、基準書と同様に月曜日及び土曜日を原則として休館日とする旨が記載されていることから、基準書の記載が正しい。

#### 【八戸市島守田園空間博物館施設条例施行規則 拠粹】

第 3 条 総合情報館、館のやかた、島守館農園及び水車小屋の休館日及び休場日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日及び土曜日
- (2) 略
- (3) 略

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日に開館しないことができる

月曜日のみを休館日とする申請要項の記載は誤っており、応募者に誤解を与える可能性もあるため、次回選定時には修正することが望まれる。

なお、この誤謬が発生した背景には、過去より指定管理者はサービス向上を意図し土曜日の開館を継続しているため、申請要項に現状の記載がなされたものとも思料される。この点、情報館等は観光客が立ち寄るといった観光施設としての側面も強いため、土曜日に開館することには大きな意義があるものと考えられる。今後、実際の開館日に併せて土曜日を原則的に開館日とする条例規則の改正も必要かもしれない。

#### 【意見 27】内部取引を補助対象経費に含めることについて

令和 5 年度において市は、自主事業等を支援するために「八戸市島守田園空間博物館交流推進対策事業補助金」を指定管理者に 350 千円交付している。

この補助金申請において、指定管理者は、補助対象経費として自己の店舗（直売所）で、自己が保有する棚卸資産を購入したとするレシート（発行人：直売所、そば粉 1kg 1,512 円）を根拠に、当該金額を補助対象経費として市へ申請している。本来、補助対象経費は外部に支払った実支出額であるべきであり、当事例のような指定管理者内部において購入したものは補助対象経費として認識すべきではない。当事案のそば粉は、自主事業「館のやかたまつり」において来客者に提供されたものであり、不足分を緊急性をもって補うため直売所から購入したことであり、その理由および少額であることからも補助対象経費の水増し等の不正の意図は感じられない。また、当該支出を補助対象経費に加えなくとも、補助金の額に変更はない。しかし、本来であれば、指定管理者外部からそば粉を購入した支出をもって（その領収書を根拠として）補助対象経費に含めるべきである。以後、留意されたい。

## 15. 身体障害者更生館

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

身体障害者更生館は、障がい者の福祉の増進を図ることを目的に設置された公共施設である。障がい者やその家族、福祉団体等の趣味活動、福祉活動、交流の場としての活用や、障がい者の心身機能の維持向上と自立のための生活支援として、介護予防講習会や健 康体操等を開催し、社会参加支援や健康づくり等の生活力を高める支援を実施している。

【図表 施設の概要】

| 項目      | 身体障害者更生館                                                                                                                                                                                        |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市類家四丁目3番1号                                                                                                                                                                                    |
| 設置根拠条例  | 八戸市身体障害者福祉センター条例                                                                                                                                                                                |
| 開館      | 昭和53年                                                                                                                                                                                           |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>●敷地面積 17,058.00 m<sup>2</sup></li><li>●建物面積 407.775 m<sup>2</sup></li><li>・鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋建</li><li>・事務室、集会室、機能回復訓練室、作業室、図書室兼相談室、玄関ホール、廊下・談話コーナー</li></ul> |
| 開館期間・時間 | 午前9時から午後5時まで<br><ul style="list-style-type: none"><li>●休館日</li><li>・月曜日（ただし、祝日の場合は翌日）</li><li>・12月28日から翌年1月4日までの日</li></ul>                                                                     |
| 使用料     | 無料                                                                                                                                                                                              |

（出所：身体障害者更生館の概要）

#### ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目            | 身体障害者更生館                                                                                                        |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者         | 社会福祉法人やすらぎ会                                                                                                     |
| 指定管理者の分類      | 社会福祉法人                                                                                                          |
| 指定期間          | 平成31年4月～令和6年3月                                                                                                  |
| 指定管理業務の収入形態   | 利用料金制は採用していない。                                                                                                  |
| 指定管理者が行う業務の内容 | <p>〈八戸市身体障害者福祉センター条例〉</p> <p>第4条 八戸市身体障害者更生館（以下「更生館」という。）は、次の事業を行う。</p> <p>（1）在宅身体障害者の更生のために必要な相談及び指導に関するこ。</p> |

|  |                                                                                                                                                                                                                                             |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>(2) 在宅身体障害者の教養の向上及び社会適応等に必要な講習会等に関すること。</p> <p>(3) 在宅身体障害者の機能回復のための各種訓練に関するこ。</p> <p>(4) 機能回復訓練室及び作業室を在宅身体障害者の機能回復のための各種訓練の用に供すること。</p> <p>(5) 集会室を在宅身体障害者及び身体障害者福祉団体等の集会等の用に供すること。</p> <p>(6) その他在宅身体障害者の福祉の増進を図るために必要なレクリエーション等の事業</p> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(出所：包括協定書)

### ③ 指定管理者の選定手続

平成 18 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 6 年度現在の指定管理者については、令和 5 年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 項目   | 身体障害者更生館                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 選定方法 | 非公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 応募資格 | <p>指定管理者の指定申請を行うものは、下記（1）①から⑤までの資格を満たすこととする。</p> <p>（1）申請の資格</p> <p>① 法人その他の団体であること。（法人格は必要ないが、個人での応募は不可。）</p> <p>② 法人等又はその代表者が次の事項に<u>該当しないこと。</u></p> <p>ア 法律行為を行う能力を有しないもの</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの</p> <p>エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続を行っているもの</p> <p>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの</p> <p>カ 才に掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの</p> <p>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</p> <p>ク 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</p> <p>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から 3 年を経過しないもの</p> <p>③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 号に掲げるものでないこと。</p> <p>④ 「公募説明会(現地見学会)」に参加すること。</p> |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | ⑤ 概ね5年以上障害者相談支援業務に携わった経験者を1名以上配置できること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 直近の応募状況 | 非公募のため該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>市は、提出された事業計画等の内容について下記基準に基づく審査を行い、指定管理者としての適格性が認められた場合は、指定管理者の候補者とする。なお、審査の結果は文書にて11月上旬頃通知し、11月下旬頃に市のホームページにおいて、申請者名を付した上で公表する。</p> <p>イ. 審査基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民の平等な利用が確保されること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の設置目的の理解度</li> <li>・施設の管理運営の基本的考え方（公共性の確保、法令の遵守含む）</li> </ul> </li> <li>② 公の施設の効用を効果的に発揮させること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的取組</li> <li>・施設、設備等の維持管理の内容と水準</li> </ul> </li> <li>③ 管理に要する経費の縮減を図ること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性</li> <li>・収支計画の実現性</li> </ul> </li> <li>④ 管理を安定して行う能力を有すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設を安定的に管理運営できる人的体制（職員数、経験）</li> <li>・施設を安定的に管理運営できる財政的基盤</li> <li>・類似施設の運営実績</li> </ul> </li> <li>⑤ 市の重要施策が推進されること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に本社・本部等が所在</li> <li>・当該施設における障がい者雇用等についての計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>／常用雇用する計画がある</li> <li>／福祉的就労や職場体験等の臨時雇用を実施する計画がある</li> </ul> </li> <li>・協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画</li> </ul> </li> </ul> |

(出所：指定管理者募集要項)

#### ④ 施設の利用者数

| 区分             | 利用状況の推移 (単位：人、件) |       |       |       |       |
|----------------|------------------|-------|-------|-------|-------|
|                | R元年度             | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 相談支援利用者数       | 977              | 853   | 962   | 864   | 768   |
| 施設利用者数         | 4,537            | 2,972 | 2,402 | 2,650 | 2,734 |
| 貸館件数           | 446              | 366   | 299   | 308   | 290   |
| 障がい者スポーツ用具貸出件数 | 11               | 26    | 32    | 74    | 57    |

## ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 収支状況の推移 (単位:千円)                                                                                         |        |        |        |        |        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                                                                                                      | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
| 収入                                                                                                      | 14,096 | 14,280 | 14,482 | 14,687 | 14,907 |
|                                                                                                         | 指定管理料  | 14,060 | 14,060 | 14,060 | 14,060 |
|                                                                                                         | 修繕料繰越金 | 0      | 220    | 422    | 627    |
|                                                                                                         | その他収入  | 36     | 0      | 0      | 0      |
| 支出                                                                                                      | 14,096 | 14,280 | 14,482 | 14,687 | 14,907 |
|                                                                                                         | 人件費    | 12,463 | 12,568 | 12,467 | 12,599 |
|                                                                                                         | その他支出  | 1,632  | 1,711  | 2,015  | 2,088  |
| 収支                                                                                                      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 令和5年度自主事業の内容                                                                                            |        |        |        |        |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●薪作り、竹細工の販売</li> <li>●福祉施設内外の環境整備</li> <li>●公園砂場の消毒作業</li> </ul> |        |        |        |        |        |

(出所: 年間事業報告書)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

### 【図表 自主事業にかかる収支】

| 自主事業にかかる収支状況の推移 (単位:千円) |      |       |       |       |       |
|-------------------------|------|-------|-------|-------|-------|
| 区分                      | R元年度 | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 自主事業 収入                 | 169  | 355   | 508   | 627   | 531   |
| 自主事業 支出                 | 58   | 176   | 241   | 265   | 273   |
| 自主事業 収支                 | 111  | 178   | 266   | 361   | 258   |

(出所: 年間事業報告書)

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果 33】貸与備品の管理について

指定管理者は、障害者更生館における備品等の管理を適切に行わなければならない。

<「包括協定書」より抜粋>

(管理物件)

第7条 管理業務の対象となる公の施設及び当該公の施設に付属する備品（以下「管理物件」という。）は、別記3に定めるとおりとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態に保つよう努めなければならない。
- 3 乙は、管理物件を管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(備品の扱い)

第 27 条 甲は、別記 3 に掲げる備品を無償で乙に貸与する。

- 2 乙は、前項の備品が経年劣化等により管理業務実施の用に供する事ができなくなった場合又はそのおそれがある場合は、甲にその旨を通知するものとする。
- 3 甲は、前項の通知を受けた場合、備品の劣化の程度を確認し、必要と認める場合は、当該備品と同等の価値又は機能を有する代替備品を甲の費用において購入し、又は調達するものとする。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、乙は、自らの費用で管理業務に要する備品を購入することができる。ただし、指定管理料を充当して購入する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

今般の監査で備品の管理状況について実地調査を実施した。その結果、包括協定書の別記 3 に規定される管理物件のうち、無償貸与の備品を示した基準書別紙 4 の「備品一覧表」のうち「No.1 アルミショーケース」については個数が 2 台とあるものの、実際には現場には 1 台だけ現物の確認ができた。指定管理者の管理簿上、すでに使用不可能であったことから、平成 14 年度に市に 1 台返還済であるとのことであった。また「No35 シューズボックス」「No45 テレビ」については、既に現場では使用できない状況となっており、施設の隅の方に残置されている状況であったため、こちらについては速やかに返還又は処分の手続をとる必要がある。市並びに指定管理者は、これら不使用の備品や「備品一覧表」の管理について適切に運用することが必要である。

**【結果 34】収支報告書に未計上の費用について**

指定管理者は、管理業務に係る会計年度である毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの収支の状況を、事業報告書の形で市に提出し、報告している。

<「包括協定書」より抜粋>  
(事業報告書)

第 31 条 乙は、毎会計年度終了後 30 日以内に、各年度における本施設の管理業務の状況に係る別記 8 に定める事項を記載した年間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された

日から起算して 30 日以内に、当該日までの間の当該年度の事業報告書を提出しなければならない。

今回の監査の一環として、指定管理者で管理している、指定管理に係る令和 5 年度の会計の「総勘定元帳」並びに「賃金台帳」「賞与支給一覧」を確認したところ、事業報告書に計上されるべき人員に係る「賞与」金額の一部が含まれていないことが判明した。事業報告書に計上されている賞与金額は 102,224 円であり、本来計上されるべき賞与金額の全額は 766,900 円である。よって差額の 664,676 円が報告書に反映されていないことになる。結果、令和 5 年度の収支差額は 0 円となっていることから、賞与金額の全額を計上した場合、664,676 円の収支赤字となる。この事態が生じた要因は、指定管理者側における収支均衡への意識の強さによるものであり、物価上昇、人件費高騰の煽りを受け収支が悪化し、赤字となった分を指定管理者の本業の会計にて肩代わりしている状況となってしまっている。

指定管理者のノウハウを生かし、管理を委ねることでコスト削減や収入増が期待できることを背景とした指定管理者制度のあり方について、確かに第一義的に指定管理者の本業との相乗効果や企業努力によりコスト面を抑え、より効率的に施設管理を行うという目的を考えれば、市の積算のもとに算定された指定管理料の範囲内で管理業務を行う必要があるのは言うまでもないものの、昨今の物価上昇や人件費上昇をタイムリーに指定管理業務に取り込むには、指定管理期間が 5 年間と中長期にわたるものである事から中々に困難であるとも考えられる。指定管理者についても、上記のような人件費の一部の肩代わりするような事態が常態化してしまうと、本来は赤字となる状況であっても市の方で関知できず、事態が是正される機会を逸する事を認識する必要がある。市の方についても、収支均衡であれば良しという指定管理者の意識を無くし、真実の会計数値を報告するよう努め、市と指定管理者の互いにとってメリットがあり、持続的により良い市民サービスを提供できる土壌を構築するよう努めなければならない。

## 16. 更上閣

### (1). 概要

#### ① 施設の概要

##### ア. 更上閣

更上閣は、明治・大正・昭和初期にかけて、呉服商、醤油の製造・販売業や繊維工場及び泉山銀行を設立しその経営等で財を成し、東北を代表する財閥となった八戸の泉山家の邸宅として明治時代に建設（大正8年に増築）されたもので、社寺建築の要素を随所に取り入れた、明治期の基本的な純和風建築である。

庭園等敷地内には、樹齢100年以上の臥龍の松、いちい、すずかけの木、もみじの他、杉、けやき等の高木やさつき、つつじ、どうだんつづじ等の低木がある。落ち着いた雰囲気に包まれ、近代和風建築の遺構で意匠にも優れていることから、平成15年に主屋及び門が国の有形文化財に登録された。

現在では市民が憩い、集える交流の場を提供するため集会場を設置している。毎年2月の八戸えんぶりの時期には「お庭えんぶり」が開催される。貸館がない場合は施設の見学もできる。

【図表 施設の概要（更上閣）】

| 項目      | 更上閣                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市大字本徒士町5番地4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 設置根拠条例  | 八戸市集会場条例                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 開館      | 昭和38年6月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 施設の内容   | <ul style="list-style-type: none"><li>●敷地面積 7,433.99 m<sup>2</sup>（更上閣にぎわい広場 1,778.63 m<sup>2</sup>を含む）</li><li>●延床面積 501.27 m<sup>2</sup>（1階 455.19 m<sup>2</sup>、2階 46.08 m<sup>2</sup>）<ul style="list-style-type: none"><li>・木造2階建</li><li>・大広間（1階、畳35帖、床の間）</li><li>・会議室（2階、畳18帖）</li><li>・和室1～3号室（1階、畳8帖×3室）</li><li>・給湯室、廊下、縁側、庭園、中庭、正門（石製の門柱）</li></ul></li></ul> |
| 開館期間・時間 | 午前9時～午後9時（12月28日～1月4日を除く）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 使用料     | 使用時間午前9時～午後9時の場合<br>大広間 5,250円<br>会議室 3,000円<br>1～3号室 各1,140円<br>詳細は市ホームページを参照のこと                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

（出所：所管課提供資料）

## イ. 更上閣にぎわい広場

更上閣にぎわい広場は、第2期八戸市中心市街地活性化基本計画において、街の賑わい形成に寄与する新たな回遊拠点として整備され、「更上閣の歴史と風格を感じられる街かど広場～更上閣と中心街・長根公園をつなぐ散策と安らぎの眺望空間～」を基本コンセプトに、誰もが憩い交流できる広場として平成30年2月に整備した。

現在は、市民の憩いの場として、また中心市街地の安らぎの空間として多くの来訪者に利用されている。

【図表 施設の概要（更上閣にぎわい広場）】

| 項目      | 更上閣にぎわい広場                                       |
|---------|-------------------------------------------------|
| 所在地     | 八戸市大字堤町9番3                                      |
| 設置根拠条例  | 八戸市集会場条例                                        |
| 開館      | 平成30年2月                                         |
| 施設の内容   | ●敷地面積 1,778.63 m <sup>2</sup><br>野外ステージあり       |
| 開館期間・時間 | 年中無休                                            |
| 使用料     | 1 m <sup>2</sup> 1日につき 1円から<br>詳細は市ホームページを参照のこと |

(出所：所管課提供資料)

【図表 更上閣平面図】



大広間(1階、畳35帖・床の間)、会議室(2階、畳18帖)、和室1～3号室(1階、畳8帖×3室)、給湯室、廊下、縁側、庭園、中庭、正門(石製の門柱)

## ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目                           | 更上閣・更上閣にぎわい広場                                                                                                       |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定管理者                        | 三八五交通株式会社                                                                                                           |
| 指定管理者の分類                     | 株式会社                                                                                                                |
| 指定期間                         | 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月                                                                                              |
| 指定管理業務の収入形態<br>(指定管理料・利用料金等) | 指定管理料                                                                                                               |
| 指定管理者が行う業務の<br>内容            | 〈八戸市集会場条例〉<br>第 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。<br>(1) 集会場の使用の許可に関する業務<br>(2) 集会場の施設、設備等の維持管理に関する業務<br>(3) その他市長が必要と認める業務 |

(出所：所管課提供資料)

## ③ 指定管理者の選定手続

平成 18 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 6 年度現在の指定管理者については、令和 5 年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目   | 更上閣・更上閣にぎわい広場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選定方法 | 公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 応募資格 | (1)申請の資格<br>① 法人その他の団体であること。(法人格は必要ないが、個人での応募は不可。)<br>② 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。<br>ア 法律行為を行う能力を有しないもの<br>イ 破産者で復権を得ないもの<br>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの<br>エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)による手続を行っているもの<br>オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から 5 年を経過しないもの<br>カ オに掲げる者の統制の下にある団体と認められるもの<br>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等 |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>ク 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</p> <p>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取消しを受けた日から3年を経過しないもの</p> <p>③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるものでないこと。</p> <p>④ 後述する「4 公募説明会（現地見学会）」に参加すること。</p> <p>(2) グループ申請を行う法人等に関する留意事項</p> <p>① 複数の法人等がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる法人等</p> <p>を定め、当該代表法人等が申請を行うこと。なお、代表となる法人等は当該グループでの責任割合が最大であることを要する。</p> <p>② グループ構成員のすべてが上記（1）①から③までの資格を満たすこと。</p> <p>③ グループ全体として、上記（1）④の資格を満たすこと。</p> |
| 直近の応募状況 | 令和6年度からの指定管理業務について、1者の応募があった                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「八戸市指定管理者選定委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。なお、効率性の採点に当たっては、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行う。</p>                                                                                                                                                                                     |

(出所：所管課提供資料)

#### ④ 施設の利用者数

(単位：人)

| 区分     | R元年度   | R02年度 | R03年度 | R04年度  | R05年度  |
|--------|--------|-------|-------|--------|--------|
| 大広間    | 8,179  | 1,781 | 2,323 | 4,412  | 6,489  |
| 会議室    | 1,428  | 656   | 546   | 730    | 994    |
| 1号室    | 1,632  | 1,418 | 759   | 2,156  | 3,188  |
| 2号室    | 1,458  | 712   | 904   | 1,451  | 1,997  |
| 3号室    | 1,927  | 906   | 962   | 1,325  | 2,072  |
| にぎわい広場 | 45     | 0     | 0     | 15     | 2,954  |
| 合計     | 14,669 | 5,473 | 5,494 | 10,089 | 17,694 |

## ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 収支状況の推移 (単位:千円)                                                                                                  |        |        |        |        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                                                                                                               | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |
| 収入                                                                                                               | 13,410 | 13,342 | 12,952 | 13,316 |
|                                                                                                                  | 指定管理料  | 13,397 | 13,342 | 12,862 |
|                                                                                                                  | 利用料金収入 | 0      | 0      | 0      |
|                                                                                                                  | その他収入  | 14     | 0      | 90     |
| 支出                                                                                                               | 11,689 | 11,931 | 12,481 | 12,851 |
|                                                                                                                  | 人件費    | 8,091  | 8,294  | 8,771  |
|                                                                                                                  | その他支出  | 3,599  | 3,637  | 3,710  |
| 次年度修繕料繰越金                                                                                                        | 0      | 44     | 109    | 0      |
| 収支                                                                                                               | 1,721  | 1,367  | 362    | 465    |
| 令和 5 年度自主事業の内容（自主事業収入は「その他収入」に記載）                                                                                |        |        |        |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●各種特別展の開催（武者人形展、菊花展、羽子板展、ひなまつり展）</li> <li>●イベントの開催（下北の能舞、闇フェス）</li> </ul> |        |        |        |        |

(出所：指定管理者年度総合評価表)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支は以下のとおりである。

### 【図表 自主事業にかかる収支】

| 自主事業にかかる収支状況の推移 (単位:千円) |       |        |        |        |        |
|-------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                      | R 元年度 | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |
| 自主事業 収入                 | 865   | 153    | 17     | 461    | 2,150  |
| 自主事業 支出                 | 865   | 153    | 17     | 461    | 2,150  |
| 自主事業 収支                 | 0     | 0      | 0      | 0      | 0      |

(出所：所管課提供資料)

※2 利用者から徴収した施設使用料は、利用料金制を採用していないため指定管理者の収入とはならず市の歳入として処理され表中の「収入」には含まれない。歳入として処理した施設使用料の推移は下表のとおりである。

### 【図表 歳入となった施設利用料収入】

(出所：所管課提供資料)

| 歳入となった施設利用料収入の推移 (単位:千円) |       |        |        |        |        |
|--------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 区分                       | R 元年度 | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |
| 施設利用料 歳入                 | 1,667 | 1,333  | 981    | 1,529  | 1,730  |

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果 35】備品一覧表の適時更新について

「八戸市立集会場（更上閣・更上閣にぎわい広場）の管理に関する包括協定書」（以下、「包括協定書」という。）において、備品の扱いについて次のとおり定められている。

#### 【包括協定書（一部抜粋）】

##### （備品の扱い）

第 27 条 甲は、別記 3 に掲げる備品を無償で乙に貸与する。

（以下省略）

##### 別記 3 管理物件

○管理の対象となる公の施設（省略）

○管理の対象となる公の施設に設置する備品（無償貸与する備品）

別添、業務基準書別紙 3 「備品一覧表」のとおり。

業務基準書別紙 3 「備品一覧表」には 21 件の物品が記載されている。指定管理者はこれに基づき毎月、現物の確認を行っている。「備品一覧表」と所管課が作成・保管している「更上閣備品カード」の綴りを照合したところ、備品カードにある下記の備品が「備品一覧表」に記載されていなかった。

#### 【図表 備品カードに記載のある備品で「備品一覧表」に記載されていない備品（一部）】

| 名称         | 数量  | 取得時期            |      |
|------------|-----|-----------------|------|
| AED ボックス   | 1 台 |                 |      |
| AED        |     |                 |      |
| 屋外用コードリール  | 2   | 令和 5 年 4 月 12 日 |      |
| 桐箪笥        | 2   | 令和 5 年 12 月 4 日 | 寄附物件 |
| 違い棚 津軽塗（※） | 1   | 令和 5 年 12 月 4 日 | 寄附物件 |
| 違い棚 輪島塗（※） | 1   | 令和 5 年 12 月 4 日 | 寄附物件 |
| 座卓         | 1   | 令和 5 年 12 月 4 日 | 寄附物件 |
| 衝立         | 1   | 令和 5 年 12 月 4 日 | 寄附物件 |

（※）施設にて現物を確認した。

これらは「備品一覧表」が令和元年度からの指定管理期間当初のものであるところ、その後の指定管理期間において追加された備品である。その中には、特に「違い棚」のように施

設の魅力向上に資する備品も含まれることから、指定管理者において適切に管理する必要性が高い。

市が無償貸与する備品については最新の状態を把握しておく必要があり、毎年度「備品一覧表」を更新することが必要である。

### 【結果 36】 営利を目的として使用する場合の使用料について

八戸市集会場条例（以下、「条例」という。）において、使用料につき次のとおり定められている。

#### 【条例（一部抜粋）】

（使用料）

第 9 条 集会場の使用料（以下「使用料」という。）は、別表のとおりとする。

（以下省略）

別表（第 9 条関係）において更上閣使用料の詳細が定められている。別表の備考に「(2) 専ら営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の 100 分の 150 に相当する額とする。」との文言がある。

更上閣では、純和風建築及び庭園の美しさが好まれてウエディングフォト等の撮影に利用されることがあるが、100 分の 150 に相当する額でなく別表の単価のままの金額を徴収していた。

指定管理者及び所管課によると、「専ら営利を目的として使用する場合」とは物販を意味するのでウエディングフォト等の撮影はこれに該当しないとの判断して、別表の単価のままの金額を徴収しているとのことである。

しかし、ウエディングフォト等の撮影は専門業者によってプロのカメラマンが行ったり、結婚式場のフォトプランに含まれたりするものである。撮影を行う者は業として有料で撮影しているため「専ら営利を目的として使用する場合」に該当する。

現状の運用では、ウエディングフォトに限らず他にも、営利目的での使用について物販でないとの理由で別表の単価のままの金額を徴収してしまう可能性がある。所管課は「専ら営利を目的として使用する場合」につき物販に限定されないことを指定管理者と十分に確認する必要がある。

### 【意見 28】 中庭の管理について

更上閣 1 階にある中庭は回廊で囲まれ、前庭とは隔てられている。前庭が樹木の剪定等、良好な状態を保つよう手入れされているのに対し、中庭については特段の植栽や庭石もなく、雑草が生えている状態である。回廊を通る利用者の目から見て理想的とは言い難い。

八戸市美術館に野外彫刻の収蔵品があればそれを展示する、草花を植える、などいろいろな方法を検討されたい。

#### 【意見 29】バリアフリー化への対応について

集会場としての更上閣は和室のみであるが、利用者から希望された場合には椅子の貸出しが行っている。その場合には畳に傷やへこみを生じないため、椅子を引きずらないようお願いしているとのことである。ただし、畳の上で椅子を引きずらないことは実際には難しい。また、車椅子の利用者に対する対応も現状では困難である。

畳を長持ちさせることと利用者の便宜の両立を図るため、まずは椅子に保護材を取り付けたり、椅子と畳の間に敷く保護マットを備えることが望ましい。

#### 【意見 30】建物の特性に応じた保守計画の策定について

更上閣は築 100 年以上経過する純和風建築であって、RC 造のような近代建築とは異なる保守が必要となる。例えば畳換え（表換え、裏返し等）及び障子の張替え等は定期的に行ってこそ良好な状態を保つことが可能となる。また、雨戸や屋根瓦、雨樋の保守も必要であろう。小規模修繕とは別に、和風建築の特性に応じて保守計画を策定することが望ましい。

## 17. 市民の森不習岳（ならわづだけ）

### （1）概要

#### ① 施設の概要

市民の森不習岳（ならわづだけ）は、市民の保健休養、レクリエーションの場として、また、水資源のかん養と自然林の保全を図るため、昭和53年に開設した。市民の森には、自然をじっくり観察できる遊歩道やピザ釜を備えたキャンプ場、また、周囲を一望できる展望台があり、シーズンにはキャンプやハイキングを楽しむ人々でにぎわう。また、森林ならではのイベントを開催する場としても利用されており、市民が自然に親しむ絶好の施設となっている。良好な自然環境にある森林を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって市民の保健休養及び森林愛護の思想向上に資するため設置されたものである。

【図表 施設の概要（市民の森不習岳）】

| 項目         | 市民の森不習岳                                                                                                                                                                          |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 所在地        | 八戸市南郷大字島守字長坂長根 25 番地 5                                                                                                                                                           |
| 設置根拠条例     | 八戸市市民の森条例                                                                                                                                                                        |
| 開設         | 昭和 53 年 7 月                                                                                                                                                                      |
| 施設の内容      | ●面積 96.5ha<br>●標高 375m<br>・総合案内施設 1 棟、体験交流施設 1 棟、炊事棟 1 棟、東屋 4 棟、<br>パーゴラ 1 棟、屋外トイレ（バイオトイレ）3 棟、展望台 1 棟、倉庫<br>2 棟、給水ポンプ小屋 1 棟、受水槽室 1 棟、高置水槽 1 棟、水飲場 5<br>箇所、林間歩道 10.3 km、駐車場 0.3ha |
| 山開き期間・開場時間 | 4 月 1 日～11 月 30 日 午前 8 時から午後 5 時まで<br>(時間外は各施設に施錠)                                                                                                                               |
| 使用料        | 入場料：無料<br>イベント参加費：コンサート参加料 500 円など（詳細は市ホームページを参照のこと）                                                                                                                             |

（出所：指定管理者募集要項、市HP、しおり）

#### ② 指定管理の内容

指定管理者および指定管理業務の概要は次のとおりである。

【図表 指定管理の内容】

| 項目       | 市民の森不習岳                                            |
|----------|----------------------------------------------------|
| 指定管理者    | ユニバーサルパーク・ネットワーク                                   |
| 指定管理者の分類 | 任意団体<br>(構成員は一般社団法人 1 社、NPO 法人 1 社、株式会社 1 社の計 3 社) |

|                         |                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定期間                    | 平成 31 年 4 月～令和 6 年 3 月                                                                                                                                                            |
| 指定管理業務の収入形態<br>(指定管理料等) | <p>指定管理料制（指定管理者は、定額の指定管理料を收受しており、また、イベント開催にかかる参加費は指定管理者の収入となる。）</p> <p>包括協定書において、指定管理者は市民の森において年間 8 回以上の自然を生かしたイベントを開催することが定められている。指定管理者はイベント開催時に参加者から参加費（一人 500 円程度）を受領している。</p> |
| 指定管理者が行う業務の内容           | <p>〈八戸市市民の森条例〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の森の利用に関する業務</li> <li>●市民の森の施設、設備等の維持管理に関する業務</li> <li>●その他市長が必要と認める業務</li> </ul>                                     |

（出所：条例、包括協定書等）

### ③ 指定管理者の選定手続

平成 18 年度より指定管理者制度が導入されている。なお、令和 6 年度現在の指定管理者については、令和 5 年度において選定手続きが行われている。

【図表 指定管理者の選定手続】

| 項目   | 市民の森不習岳                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 選定方法 | 公募                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 応募資格 | <p>●法人その他の団体であること。（法人格はないが、個人での応募は不可。）</p> <p>●法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。</p> <p>ア 法律行為を行う能力を有しないもの</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの</p> <p>エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続を行っているもの</p> <p>オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものの。</p> <p>カ オに掲げる者の統制の下にある団体であると認められるもの</p> <p>キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等</p> <p>ク 直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの</p> <p>ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取り消しを受けた日から 3 年を経過しないもの</p> |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>●八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に掲げるものでないこと。</li> <li>●後述する「4 公募説明会・現地見学会」に参加すること。</li> <li>●森林管理のために必要な軽トラック及び機器（チェーンソー、草刈機等）を保有し、これらを取り扱う技術を有する法人等であること。</li> </ul>                          |
| 直近の応募状況 | 令和6年度からの指定管理業務について、1者の応募があった                                                                                                                                                                                                                             |
| 審査方法    | <p>ア. 選定方法</p> <p>指定管理者は、提出された応募書類に基づき、応募資格を有する応募団体の中から市が設置する「八戸市指定管理者選定委員会」による候補者の選定審査を踏まえ、市長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定する。</p> <p>イ. 選定基準</p> <p>指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別に定める選定基準に基づき総合的に判断し決定する。なお、効率性の採点に当たっては、提案された事業計画、その他の提案内容等と指定管理料を総合的に勘案して行う。</p> |

(出所：指定管理者募集要項)

#### ④ 施設の利用者数

【図表 車両・入山者数の推移】

|        | R元年度   | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入山者（人） | 32,130 | 22,138 | 29,970 | 45,905 | 40,005 |
| 学校等遠足  | 455    | 112    | 197    | 283    | 86     |
| その他団体  | 388    | 257    | 258    | 580    | 663    |
| キャンプ場  | 480    | 706    | 614    | 579    | 375    |
| イベント   | 1,194  | 166    | 161    | 236    | 1,193  |
| 一般利用   | 29,613 | 20,897 | 28,740 | 44,227 | 37,688 |

(出所：指定管理者の事業報告書)

## ⑤ 指定管理業務の収支状況

| 区分             | 収支状況の推移 |        |        |        |        | (単位：千円) |
|----------------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
|                | R元年度    | R02年度  | R03年度  | R04年度  | R05年度  |         |
| 収入             | 11,811  | 11,162 | 11,284 | 11,368 | 11,480 |         |
| 指定管理料          | 11,120  | 11,120 | 11,120 | 11,120 | 11,120 |         |
| 前年度修繕費繰越       | 0       | 22     | 111    | 103    | 141    |         |
| イベント参加費・協賛金    | 581     | 0      | 0      | 27     | 143    |         |
| 電気・ガス価格高騰対策補助金 | 0       | 0      | 0      | 116    | 76     |         |
| その他収入          | 110     | 19     | 52     | 1      | 0      |         |
| 支出             | 11,482  | 10,352 | 10,863 | 11,220 | 11,454 |         |
| 人件費            | 5,289   | 5,793  | 5,752  | 5,322  | 5,688  |         |
| 維持管理費          | 4,036   | 3,831  | 4,207  | 4,474  | 4,555  |         |
| その他運営経費        | 2,157   | 727    | 902    | 1,423  | 1,210  |         |
| 収支             | 328     | 810    | 421    | 148    | 26     |         |

(出所：指定管理者の事業報告書)

※1 指定管理者は自主事業を行っているが、上表には自主事業にかかる収支は含まれていない。自主事業の収支及び令和5年度の実施内容は以下のとおりである。

### 【図表 自主事業にかかる収支】

| 区分                                                 | 自主事業にかかる収支状況の推移 |       |       |       |       | (単位：千円) |
|----------------------------------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|---------|
|                                                    | R元年度            | R02年度 | R03年度 | R04年度 | R05年度 |         |
| 自主事業 収入                                            | 656             | 19    | 206   | 164   | 463   |         |
| 自主事業 支出                                            | 656             | 13    | 206   | 164   | 463   |         |
| 自主事業 収支                                            | 0               | 6     | 0     | 0     | 0     |         |
| 令和5年度自主事業の内容                                       |                 |       |       |       |       |         |
| ●食堂運営事業                                            |                 |       |       |       |       |         |
| ●その他の事業（飲料自動販売機の設置、体験工房、薪・炭販売、散策案内、きのこ園づくり、かぶと虫の飼育 |                 |       |       |       |       |         |

(出所：指定管理者の事業報告書)

## (2). 監査の結果及び意見

### 【結果 37】根拠資料が保管されていない支出があった

令和 5 年度の指定管理者保管の指定管理業務に係る帳簿と領収書等の根拠資料を照合したところ、領収書等の支出の根拠資料が保管されていない支出があった。具体的には、以下の 1 件である。

| 日付       | 勘定科目 | 金額       | 備考   |
|----------|------|----------|------|
| 6 月 16 日 | 会議費  | 10,000 円 | うぐいす |

指定管理者に対して質問したところ、支出の内容は、月次で開催している会議に係る交通費相当額を 1 人あたり 1,000 円支払ったものであるとのことであった。他の月については、会議出席者の署名した会議の開催記録が保管されていることからすれば、単なる記録の紛失と思われる。指定管理に係る支出については、もれなく適切に根拠資料を保管することが必要である。

### 【結果 38】自主事業を行うための経費が指定管理業務の収支報告書に含まれている

自主事業を行うための経費である行政財産使用料支出が、指定管理業務に係る収支報告に含まれている。

令和 5 年度に、指定管理者は食堂運営のための厨房使用料 20,856 円及び自動販売機設置のための使用料 3,954 円を市に対して支出している。これらの使用料が指定管理業務に係る収支報告における支出（使用料及び賃借料）に含まれていた。

食堂運営及び自動販売機設置は、いずれも指定管理者が実施する自主事業である。自主事業に係る行政財産目的外使用に係る経費に関しては、指定管理業務に係る収支報告ではなく、自主事業に係る収支報告に計上する必要がある。市においては、行政財産使用料に関する会計処理について、指定管理者に対し適切に指導する必要がある。

### 【意見 31】指定管理者年度総合評価表における記載もれについて

指定管理者年度総合評価において評価すべき項目について、評価表に記載がなかった。

総務部行政管理課が発出している事務連絡「指定管理者年度総合評価表の提出等について（依頼）」には、評価表の記載例が添付されており、管理運営状況に係る個別評価項目として、「付保する保険」が以下のとおり例示されている。

#### 【評価表の記載例（一部抜粋）】

| 指標     | 評価 | 評価に対する説明           |
|--------|----|--------------------|
| 付保する保険 | ○  | 協定書で指定する保険に加入していた。 |

|                          |  |                    |
|--------------------------|--|--------------------|
| ※協定書で指定管理者に保険加入を指定している場合 |  | ・自動車保険（任意）に加入していた。 |
|--------------------------|--|--------------------|

また、「年度総合評価表作成に係る留意事項」には、以下のとおり記載されている。

【年度総合評価表作成に係る留意事項（一部抜粋）】

（1）「1 管理状況」における留意事項

⑥ 付保する保険

協定書で指定管理者に保険加入を指定していない場合（包括協定書において乙が付保する保険がない）は、当該欄を削除すること。

一方、本指定管理に係る包括協定書においては以下のとおり、付保する保険が定められている。なお、以下の包括協定書において、甲は八戸市、乙は指定管理者を指す。

【包括協定書（一部抜粋）】

（付保する保険）

第39条 管理業務の実施に当たり甲及び乙が付保する保険は、別記9に定めるとおりとする。

2 乙は管理業務の開始日までに前項に規定する損害保険契約を締結し、甲に対して当該保険証券の写しを提出するとともに、指定期間中、この契約の内容を維持しなければならない。

【包括協定書 別記9（一部抜粋）】

○乙が付保する保険

| 保険の種類      | 補償内容                   |
|------------|------------------------|
| 自動車保険      | 【対人】無制限<br>【対物】無制限     |
| 事業総合賠償責任保険 | 【対人対物共通】1事故につき1億円      |
| グループ傷害保険   | 【従業員及び下請作業員 等】死亡等500万円 |

以上のとおり、包括協定書において付保する保険が定められているにもかかわらず、本指定管理に係る年度総合評価表には、付保する保険に関する評価項目はなかった。

市の担当者によれば、毎年付保については保険証券等で確認しているとのことであったが、確認した証跡は残されていないとのことであった。

協定書において指定された保険については、年度総合評価表において保険加入を確認した証跡を文書として残すことが望ましい。

### 【意見 32】修繕実績報告書における記載imoreについて

指定管理者から提出された令和 5 年度修繕実績報告書において、修繕費が予算超過した場合の必要事項の記載（予算超過し支出した修繕費の負担が「指定管理者負担である旨」の記載）がもれていた。

行政管理課が発出した事務連絡「指定管理者制度に係る修繕料の取扱いについて」では、以下のとおり、指定管理期間の最終年度の精算時に修繕費の実績額が予算額を超過する場合には、修繕実績報告書において超過額が「指定管理者負担による」旨を記載することが求められている。

【行政管理課 平成 26 年 4 月 15 日「指定管理者制度に係る修繕料の取扱いについて」（一部抜粋）】

#### 【補足】

##### 《最終年度の精算時に予算額を超過する場合》

例外的に指定管理者負担による修繕が行われたことに伴い、修繕料予算額を超過した場合、以下の点について指定管理者に指示してください。

- ③ 修繕実績報告書での「実施済金額」は実績額を記載。このため、「差額残額」はマイナス表記。
  - ④ 修繕料予算の超過額および当該金額が「指定管理者負担による」旨を記載
- （以下略）

指定管理者から提出された令和 5 年度修繕実績報告では、修繕費の予算超過額があったにも関わらず「指定管理者負担による」旨が記載されていなかった。なお、令和 5 年度は指定期間の最終年度である。具体的な支出としては、令和 5 年 9 月に、その時点で修繕の予算残額が 99,790 円であったが、キャンプ場トイレ入口デッキ板が破損し、見積られた修繕費用は 110,000 円と予算を超過していたものである。しかし、秋の行楽シーズンが間近に迫っていたため、指定管理者が予算超過額 10,210 円を負担することにより、迅速に修繕することが可能になった。

そもそも、「指定管理者負担による」旨の記載が求められている趣旨は、協定書において指定金額を超える修繕は市の負担と定めているところ、例外的に指定管理者の負担によって予算を超える額の修繕も可能となるものであり、協定書に反して予算超過額を指定管理者が負担する意思を確認することが重要であるためと考えられる。

したがって、上記の趣旨を踏まえ、市は指定管理者に対し、修繕実績報告書において修繕料予算の超過額が「指定管理者負担による」旨を記載するよう適切に指導することが必要である。

### 【意見 33】自主事業の収支について

自主事業に係る収支報告は、指定管理業務に係る収支報告と別に報告されている。自主事業の収支は令和元年度～令和 5 年度指定管理期間において、令和 2 年度を除いてゼロとなっているが、実態としては、実質的な赤字分を収入に「自己負担」や「不足分補てん」という項目として追加することにより収入と支出を一致させているため収支がゼロになっている状況である。なお、令和 2 年度は黒字だったので、このような赤字補てんは行われていない。このような「自主事業収入」における赤字補てんの影響を除外した、実態の自主事業にかかる収支状況の推移は以下のとおりである。

| 自主事業にかかる収支状況の推移 |       |        |        |        |        | (単位：千円) |
|-----------------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 区分              | R 元年度 | R02 年度 | R03 年度 | R04 年度 | R05 年度 |         |
| 自主事業 収入         | 412   | 19     | 125    | 80     | 446    |         |
| 自主事業 支出         | 656   | 13     | 206    | 164    | 463    |         |
| 自主事業 収支         | △244  | 6      | △81    | △83    | △17    |         |

(出所：自主事業収支報告書より赤字補てんの影響を除外して監査人が作成)

上記の推移表のとおり、自主事業による収支は赤字傾向にある。一方、市が作成している指定管理者年度総合評価表では、自主事業の収支状況について「収支はゼロであった。」等、赤字傾向を問題視していない評価となっている。

実態を示すため、指定管理者において赤字補てんによる表示をやめるとともに、市において赤字を認識し、状況の改善に向けて市及び指定管理者にて協議を実施することが望ましい。

### 【意見 34】収支報告書に収支差額欄がなかった

毎会計年度終了後 30 日以内に指定管理者が市に提出している事業報告書には、指定管理業務に係る収支報告が含まれている。

令和 4 年度及び令和 5 年度の指定管理業務に係る収支報告を閲覧したところ、収入から支出を差し引いた収支差額欄がなく、収支差額の金額を一見して把握することができなかつた。収入合計及び支出合計は円単位で表示されているため、収支差額を計算することは容易ではあるものの、収支差額は指定管理業務に係る収支報告において最も重要な指標である。

収支報告において、収支差額欄を省略しないよう、市から指定管理者に対して適切に指導することが望ましい。